

我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会（第1回）

令和5年8月10日（木）  
15：00～17：00  
法務省会議室

議事次第

1 開会

2 審議

- ・ 意見交換
- ・ その他

3 閉会

〈配布資料〉

- 資料1-1 ヒアリング結果概要
- 資料1-2 国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（中間とりまとめ）
- 資料1-3 国際仲裁の活性化に向けた意識啓発・広報及び人材育成に関する  
施策の更なる推進の方向性について（幹事会申合せ）
- 資料1-4 日本における国際仲裁の活性化に向けた施策に関する調査研究
- 資料1-5 令和5年度法務省政策評価書（案）
- 資料2 経済産業省における国際仲裁活性化に関する取組
- 資料3 意見交換用 Bullet Points

## ヒアリング結果概要

### 1 総論

前回幹事会において、当面のヒアリングでは、ニーズの把握、仲裁活性化に向けた基盤整備の在り方、利用促進策などについて、国内外の仲裁実施機関、国内経済団体、企業、研究者及び仲裁実務者から聴取するとの方針が了承された。

一連のヒアリング及びアンケートを通じて、紛争解決手段として国際仲裁があまり選択されていない事情や、仲裁地として日本が選択されにくい背景などについての指摘があった。一方、主に海外進出を図る中小企業にとっては日本で国際仲裁を行うことに潜在的なニーズがあること、また大企業においても我が国で国際仲裁を活性化するメリットがあるとの指摘もあった。また、我が国における国際仲裁を活性化させるには、第三国仲裁地として国際的に認知されることも必要であり、そのための仲裁人等の人材育成、仲裁人のリスト、仲裁施設、法制度等の基盤整備の在り方について様々な指摘がなされた。

さらには、国内外における意識啓発・広報について、特に第三国仲裁地としての活性化を図る上では、海外における広報に積極的に取り組む必要があること、その前提として基盤整備の重要性が強調された。

### 2 ニーズの把握

日本における国際仲裁の活性化に対するニーズについて、仲裁実施機関、経済団体、民間企業などから様々な回答があり、また我が国の第三国仲裁地としての可能性を指摘する意見も述べられた。併せて、今後、国際仲裁の活性化が見込まれる分野、我が国がリーダーシップを発揮しうる分野、業種等について、以下のような回答・指摘があった。

#### (1) 各仲裁実施機関における国際仲裁件数の状況

ニーズの把握に先立ち、国内外の仲裁実施機関における国際仲裁の受理件数・管理件数を調査した。その結果、以下のような状況が分かった。

- ・ S I A C（シンガポール）では年間200件前後の案件を受理（2011年から2016年にかけて、件数も概ね増加傾向）
- ・ H K I A C（香港）や K C A B（韓国）では、年間100件前後の案件を管理（同期間において、件数は概ね横ばい）
- ・ 日本商事仲裁協会（J C A A）や海運集会所では、年間約10～20件程度の案件を受理（同期間において、件数は概ね横ばい）

#### (2) 紛争解決手段として国際仲裁を選択するニーズ

経済団体からは、裁判や和解以外に仲裁というオプションがあることを中小企業に認知されていない可能性があるとの指摘を受けた。公開の裁判では、中小企業の強みである特許の内容が明らかになってしまうというデメリットが

あるため、非公開で実施できる仲裁という選択肢について、潜在的なニーズがあるとの指摘があった。

他方、いわゆる大手企業については、「紛争解決手続として仲裁を選択することが多い」と回答した企業もあった一方で、「8割方は和解で解決している」と回答した企業もあった。

### (3) 仲裁地として日本を選択するニーズ

中小企業については、海外での仲裁に耐えうる人材がいいため、日本で仲裁を行うことができれば負担が軽くなるという指摘が経済団体からあった。仲裁機関からも、中小企業向けのセミナーで国際仲裁のメリットを紹介した際の（中小企業の）反応を踏まえると、日本を仲裁地とすることに対するニーズは大きいとの指摘があった。

また、いわゆる大手企業からは、海外から弁護士や仲裁人を呼び寄せる場合に費用負担が増える旨の指摘があった一方、国内で手続を行うことができれば、日本企業にとってアクセスが容易である点、時差、移動のコストなどを勘案すると、やはり日本国内で仲裁を実施するメリットがあるとの意見も複数社から述べられた。ただし、大手企業であっても、そもそも自社に交渉優位性があるケースが少なく、債務履行地が日本であったりするなどの事情がない限り、日本を仲裁地とするような交渉ができないことが多いとの回答があった。また、紛争解決条項は、その他のビジネス条項と比べると優先度が低く、必ずしも仲裁地を自国や第三国にしなければならないという認識はなく、国や国営企業を契約の相手方とする場合などは、相手国を仲裁地とする紛争解決条項に合意することもあるとの回答もあった。さらに、仲裁地が日本であったとしても、「利便性以外の点で仲裁に有利に働くこともない」、「日本からでもリモートで対応できるため、仲裁地が海外であることはリスクと考えていない」との指摘もあった。

### (4) 第三国仲裁地としての可能性

複数の民間企業から、いわゆる第三国仲裁地としての素地を醸成することが課題ではないかとの指摘がなされ、一部企業からは、中国の影響が強まることにより香港での仲裁案件が減少する機会を捉えることができるのではないかと、日本に対する理解が深まっており、契約交渉の現場で日本を仲裁地とする旨の提案がなされる素地は整いつつあるといった指摘もあった。第三国仲裁地としての可能性について、司法への信頼、公共交通機関などの整ったインフラ、紛争解決条項の交渉を行う当事者としては、日本を選ぶことに抵抗感はないだろうとの指摘があった。ユーザーとして狙う国につき、韓国、中国、台湾、フィリピン、ロシアなどの国々が指摘され、特に韓国については相互にお互いの仲裁機関を利用しあう合意を結ぶのも一案との指摘もあった。

その一方で、我が国の仲裁機関の知名度、あるいは仲裁地としての知名度が乏しいことから、第三国仲裁地として日本が契約当事者の念頭に上るような広報が課題であるとの指摘が多数に上った。一部の仲裁実施機関からは、日本の国際仲裁を活性化するには仲裁法制を対外的に売り込むことが必要で、そうした観点からは日本の仲裁法が2006年改正後のUNCITRALモデル法に沿ったものではないことは非常に不利であるとの指摘もあった。

#### (5) 仲裁活性化が見込まれる分野等

伝統的に国際仲裁が利用されることの多い分野として建設業に言及があった他、プラント開発などのエンジニアリング分野に仲裁の活性化が見込まれるのではないかとの声があった。この点について、外国の仲裁機関の取組として、中国の一带一路政策に伴う建設紛争の増加を見込み、中国政府に働きかけて協力関係の構築を図っている例に言及があった。また、知財紛争、特にライセンス契約を巡る紛争について、国際仲裁の利用増加が見込まれること、既存の仲裁実施機関で特に知財紛争を強みとする機関はないので、将来の日本のセールスポイントとして知財紛争に着目するのは良い考えである、情報通信、知的財産（特にライセンス）では、仲裁案件をリードする国はまだ存在しないため、日本がリーダーシップを握れる可能性は大きいとの指摘が海外の仲裁実施機関、仲裁実務者などから指摘された。

### **3 仲裁活性化に向けた基盤整備**

#### (1) 人材の育成

現下の取組として、国内の各仲裁機関、仲裁人協会等により仲裁人の育成に係る研修、セミナーが実施されている旨、各種の取組が行われていることが明らかとなったが、英語で仲裁手続を取り仕切ることができる日本人仲裁人の育成が課題である旨、多くの指摘があった。また、現状では、そうした手続を取り仕切ることができる日本人仲裁人は数えるほどしかいないことが問題であるとの指摘が多数あった。また、企業からは、仮に契約の紛争解決条項において、国内の仲裁実施機関とすることに合意できたとしても、実際に国際的な仲裁案件を取り仕切ることができる仲裁人がいるのか疑問であるとの意見も述べられた。

#### (2) 仲裁人リストの整備

紛争解決条項の交渉に際し、我が国の仲裁実施機関を用いる又は我が国を仲裁地とするとの提案に対し、交渉相手から「日本にはどのような仲裁人がいるのか。」と問われた場合に示すことができる仲裁人リストを整備することが必要であるとの指摘が複数あった。このような仲裁人リストには、日本人仲裁人のみならず、海外の仲裁人（国際仲裁のコミュニティにおいて名の知られた外

国人の仲裁人、第三国仲裁地として日本を売り込むターゲット国の仲裁人）を入れるべきである旨の指摘があった。特に韓国をはじめとするアジア諸国の企業を当事者とする紛争の第三国仲裁地を日本が目指すのであれば、そうした国の企業、法律事務所等に対する広報、働きかけを行う上で、当該国の仲裁人をリストに入れておくことが有益である点が強調された。

他方、一部の仲裁実施機関及び有識者からは、年間で取り扱う案件数が多く多数の仲裁人が関与するため、仲裁人のリストを予め作って公開することは現実的でない点や、リスト外から仲裁人を選任することも可能であり、公開することによって「このリストからしか選任できない」という間違っただけのメッセージになってしまうことが危惧されるといった点についても指摘があった。

### (3) 仲裁施設の整備

複数の有識者から、「シンガポールや韓国などと比べて見劣りしない仲裁施設を整備せずに仲裁振興を図ることは到底不可能である」、「仲裁地の交渉過程で適当な場所（具体的な施設）をすぐに提示できないことは不利である」といった指摘があった。また、このような仲裁施設が我が国の国際仲裁の活性化に不可欠ではないが、パンフレットに載せるなどすればマーケティングツールになる、施設の充実もマーケティングの要素としては重要との指摘もあった。

他方で、経済団体からは、「ハコモノが増えれば仲裁が増えるというわけではなく、（日本での仲裁活性化のための）全体の（施策の）底上げが必要」、「立派な施設があれば良いということではない」といった意見もあった。また、有識者からも、シンガポールと韓国の仲裁件数増加傾向の違いに言及しつつ、「ハコだけを整備すればそれだけで件数が増えることにはならない」との指摘もあった。

なお、複数の仲裁実施機関から、それぞれの事務所内にある会議室において仲裁の審問手続を行うことが可能との回答がありうち、一方の仲裁実施機関からは自らが行う仲裁案件が倍増しても現行の会議室で対応可能との実情が述べられた。また、新たに仲裁施設を整備する場合においても、低廉な利用費を維持すべきであり、過度に華美なものとするべきでないとの意見が述べられた。別の仲裁実施機関からは、事務所内の会議室で仲裁手続を実施しているものの、各仲裁機関が利用できる、口頭審理における同時通訳の機能や当事者の控え室等を完備した設備を整備することについて肯定的な意見が述べられた。さらに、審問に用いる施設を持たない仲裁実施機関からは、東京五輪に際し臨時仲裁廷が設置されたため、それまでに利用可能な施設を整備して欲しいとの要望もあった。

### (4) 法制度等の整備（仲裁法の改正、外弁規制の見直し）

仲裁地とは、仲裁判断の取消しを求める裁判手続きなどに際し、いずれの国の仲裁法が適用されるかを定めるための基準の一つである法的概念であり、仲裁地における仲裁法制の在り方は契約当事者にとって重要な関心事である。この点について、国際水準として UNCITRAL モデル法が存在しているところ、我が国の仲裁法は、これに準拠しているため、国際水準に合致しているとの意見があった。他方で、我が国の仲裁法は、2006年改正の UNCITRAL モデル法にまで対応していないため、仲裁法を改正すべきとの指摘が複数の仲裁実施機関からあった。この点について、実務者からも、最新の UNCITRAL モデル法が定める保全措置は、知財紛争などにおいて有用であり、契約締結時の紛争解決条項の交渉に際し、日本の仲裁法は最新の UNCITRAL モデル法に沿っていると主張できるのであれば、交渉材料としても有用であるとの指摘があった。

また、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）に関し、その解釈上、外国資本の100パーセント子会社である日本企業間の紛争につき、外国法事務弁護士及び外国弁護士は、当事者の代理人として当該紛争を取り扱えないのではないかとの疑義があるため、こうした弁護士を選任したいと考える外国企業は、日本を仲裁地とすることを避ける傾向があるとの指摘もあった。

## **4 利用の促進**

### **(1) 意識啓発・広報**

意識啓発・広報については、国内企業向けの意識啓発・広報が必要であること、また、海外に対し、我が国の情報発信・広報の必要性について指摘があった。

#### **ア 国内の意識啓発・広報**

国内企業向けの意識啓発・広報につき、そもそも国際仲裁のメリットとして、①外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（いわゆる「ニューヨーク条約」）により、裁判に比べて外国における執行が容易であること、②手続の迅速性、③手続の非公開性（企業秘密が保たれる点など、手続が非公開であることは「活性化が見込まれる分野」として挙げられた知財分野において特に重要であるとの指摘があった。）などの点が十分に知られておらず、幅広い意識啓発・広報が必要であるとの指摘が経済団体及び複数の仲裁実施機関からあった。

紛争解決条項における仲裁地の重要性、日本を仲裁地とすることのメリットなどについて、特に中小企業では紛争解決条項の重要性、仲裁制度への理解が必ずしも進んでいないこと、国際仲裁の活性化に向けたニーズを発掘す

る上でも意識啓発が必要であるとの指摘が多数あった。そのような意識啓発について、企業に対して日本を仲裁とする、あるいは日本の仲裁実施機関を用いるよう行政指導を行うべきとの指摘があった。経済団体、企業及び実務者からは、特に仲裁制度に馴染みが薄い中小企業の経営者に対する意識啓発の必要性が指摘されたほか、仲裁を身近に感じられるような具体的な事例（仲裁を利用した成功事例、適切な仲裁条項を入れなかったことにより損失を被った事例など）を発信することの必要性などが指摘された。

また、国内の意識啓発に関し、民間企業だけでなく裁判所の意識啓発の必要性について、主に実務者を中心として複数の指摘があった。仲裁と裁判の相違、仲裁のメリット、仲裁の実務（証拠開示の運用、利益相反等）について裁判官の理解を深めることが必要である旨指摘があった。また、仲裁地を検討する上で、その国の裁判所が仲裁を支持しているかどうかにつき、国際仲裁に携わる実務者や企業のコミュニティ内で共通認識が形成されているかどうかは重要な要素であり、仲裁に親和的でない判断を裁判所が下すことは、その国の評判に関わるとされ、仲裁の意義、重要性について裁判官の理解を深めることが重要であるとの意見が述べられた。

#### イ 海外に対する発信

日本を第三国仲裁地として発信するに当たり、仲裁地としての日本を海外で認知させる必要があるが、仲裁地としての日本はあまりにも知られていないとの指摘が主に企業などから複数あった。特に、我が国の仲裁実施機関が広報に積極的でないこと、仲裁人リストが公開されていないことなどの点について指摘を受けた。シンガポールの仲裁機関は、我が国の法律事務所や企業を対象としたセミナーを毎年、日本国内で開催しているほか、個別に訪問して売り込みを行っており、積極的な広報の必要性が指摘された。かかる積極的な広報について、狙いを定めたマーケティング戦略の重要性についても指摘を受けた。また、仲裁に関する大規模な国際会議を我が国で主催することを含め、海外仲裁機関が行うセミナーやシンポジウムなどの会合に積極的に参加し、日本の仲裁法制などについて発信し、海外において仲裁地としての日本を発信することが重要であるとの指摘も受けた。

#### (2) 負担軽減策

ア 特に中小企業については、仲裁に関する費用の負担感が大きく、手続費用の一部を政府が助成する措置を求める意見が経済団体及び仲裁実施機関から述べられた。

イ また、仲裁手続の概要、仲裁代理人の候補者等の情報へのアクセスが必ずしも容易でなく、そこに問い合わせれば仲裁手続を利用する上で必要な情報

が得られるワンストップサービスを設けることも、我が国における仲裁の利用活性化に資するとの意見が述べられた。

### (3) その他の戦略

ア 昨年12月、京都に設置された京都国際調停センターに着目し、調停と仲裁の効果的連携による紛争解決を日本のセールスポイントとすることも一案との指摘が民間企業、仲裁の実務者などからあった。

イ また、オリンピック、パラリンピックに際し、スポーツ仲裁裁判所(CAS)が開設する臨時仲裁廷のためにも仲裁専用の施設が必要であること、臨時仲裁廷の仲裁人又は当事者の代理人として英語で対応できる人材の育成が急務であるとの指摘があった。また、スポーツ仲裁について、競技団体と選手間の紛争解決に際し、仲裁の利用が進まない理由として、競技団体の規約上、仲裁によって紛争を解決する旨の自動応諾条項がないことが挙げられるところ、スポーツ仲裁を振興する上で、その団体規約に自動応諾条項を設けることを補助金交付の条件としてはどうかとの指摘があった。

## 5 その他

外国政府及び海外仲裁機関へのヒアリング又はアンケートの結果として、諸外国における国際仲裁の活性化に向けた取組は、国際仲裁を取り巻くコミュニティ(ビジネス界、法曹、国内外の仲裁実務家等)が主導し、政府がこれを強力に支えたという事例が多い点に留意を要する。政府が仲裁センター(仲裁機関又は仲裁専用施設)に対して支援を行うことにより中立性が阻害されるのではないかという懸念は海外においても共有されており、基本的には、政府はサポートの役割であり、また、日々の仲裁管理業務については政府が影響を及ぼさないという原則を貫くことで対応がなされていた。また、国際仲裁の活性化に向けた取組は、それを取り巻くコミュニティが主導すべきものであるがゆえに、適切な利害関係者が国際仲裁の活性化に向けた枠組みに加わっていないと、取組として失敗するリスクがある旨の指摘もあった。

政府の支援策は、各国の仲裁センターの設立時に資金提供を行ったり、仲裁に関する法的インフラを整備したり(例:国内仲裁法を最新のUNCITRAL仲裁モデル法に準拠するよう改正、国際仲裁の実務の発展に併せた新しい制度を導入)するほか、仲裁機関と連携して、出資面での支援を含め、イベントを共催等するなどの形で行われていた。

また、いずれの国・仲裁機関においても、国内のビジネス界等に対してのみならず、国外でのセミナー開催等にも力を入れており、そのために海外の仲裁機関、著名実務家との交流促進(ネットワーキング)にも力を入れていた。国外でイベント等を開催するに当たり、どの国を対象とするかについては、相互の貿易額、



投資額等の経済状況を踏まえた戦略が組まれていた。例えば、貿易額や投資額の多い相手国は紛争当事者の国籍国となることが多いので、国外でのイベント開催の候補地となりうる。特に集中的に仲裁のマーケットとして取り込みたい国・地域にリエゾン・オフィスを設立するなどの取組もあった。

仲裁機関同士の MOC の締結も盛んであり、例えば、ヒアリングを実施する中でも、KCAB からは、日本への助言として、日中韓の協力連携体制の構築について提案があった。英米法系ではなく、英語を母国語としないこと、経済規模が大きく国内産業が発達しているため第三国仲裁の誘致では不利な面があること、価値観を共有すること等から、同質性があるため、互いを仲裁地とすることを検討するなどの連携が可能であるとの提案であった。英語を母国語としないため、仲裁法制や仲裁関係の判例等が海外からは見えづらくなっている点を踏まえ、相互に仲裁法制や仲裁関係の判例等の研究を行い、公表していくことで、海外への情報発信につながるという提案もあった。

海外から見て、日本（東京）は社会インフラが整っていること、観光地として魅力的であること等の理由から、少なくとも仲裁の審問を行う場所としての長所があるほか、仲裁地をどこにしても仲裁管理を行うことができることから、日本での仲裁の振興を注視し、日本との連携に大きな期待を寄せている仲裁機関もあった（HKIAC など）。

## 国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策

### 1 国際仲裁の活性化の意義・目的及び我が国の現状

- (1) 国際仲裁とは、国際的な取引等を巡る紛争の解決について、当事者が選任した第三者（仲裁人）の判断に委ねる紛争解決制度であり、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」により大多数の国において外国での仲裁判断の執行が可能であること、仲裁手続や判断が非公開であること、司法の廉潔性に懸念のある国の司法制度の利用を回避することが可能となることといった、裁判では実現できない大きなメリットを有しており、グローバル化が進む社会における国際的な紛争を解決する手段として、その有用性が増してきている。

国際仲裁の件数は世界的に増加し、国際仲裁の活性化に積極的に取り組んでいるアジアの諸外国においても、例えばシンガポールのS I A Cにおいては新規取扱件数が直近10年間で4倍近くとなるなど、取扱件数が増加している。

- (2) しかしながら、我が国内における国際仲裁の取扱件数は、依然として低調に推移している。その原因としては、国内の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が十分ではないこと、国際仲裁に精通した人材の不足、世界的に著名な仲裁機関や仲裁専門施設の不存在、海外へのマーケティング不足等といった点が指摘されている。
- (3) 我が国において、国際的な紛争の解決手段としてグローバルスタンダードとなっている国際仲裁を活性化することは、国益に資するものであり、大きな意義を有する。

すなわち、日本国内企業による国際仲裁の利用が活性化することにより、日本国内における国際仲裁を利用した紛争解決というオプションが増え、海外企業等との契約交渉の段階から、将来、紛争となった場合の解決策の一つとして国際仲裁の利用を念頭に置いて交渉に臨むことが可能となるとともに、実際に海外進出した日本企業が国際紛争に巻き込まれた場合においても、仲裁を選択肢の一つとして法的紛争に的確に対処することが可能となる。このように、国際仲裁の活性化は、企業において契約の交渉段階から紛争に発展する可能性をも見据えて対処し、海外進出に伴う法的・経済的リスクを低減させ日本企業の海外展開を促進するための環境整備に資する重要な取組である。

また、外国の当事者同士による国際仲裁、いわゆる第三国仲裁の我が国での実施が活性化することにより、我が国が国際仲裁センターとして国際的に認知されることとなり、司法分野における我が国の国際的プレゼンスが高まる。また、外国から当事者、当事者代理人、仲裁人、証

人等多数の関係者が日本を訪れ、相当期間にわたって滞在することによる経済効果も見込まれる。

そして、双方のアプローチにより日本国内の国際仲裁が活性化することにより、日本の国際紛争解決のためのインフラ整備に対する国際的信用性が高まり、海外から幅広く投資を呼び込み、我が国の経済成長にも貢献し得ると考えられる。

- (4) もっとも、国際仲裁は民間を主体とする紛争解決手続であり、仲裁判断の中立性・公平性を阻害することのないよう、国際仲裁の活性化のための基盤整備に当たっても、民間の主体的な取組みを踏まえて、効果的な官民連携の在り方を模索していく必要がある。
- (5) アジア諸国（シンガポール、香港、韓国、マレーシア等）が国際紛争解決のハブ化を目指して政府又は地方自治体が振興策を投入し、利用件数増加の成果を挙げていることを踏まえれば、我が国においても、国際的な紛争解決のアジアにおける中核と位置付けられることも視野に入れ、政府として、国際仲裁の活性化のための総合的な基盤整備を早急に進める必要がある。

## 2 基盤整備に関する取組

- (1) 関係省庁及び関係諸機関における国際仲裁の各種情報、情勢及びトレンドの把握

各省庁及び各機関が把握している最新の国際仲裁に関する情報の集約【法、外、スポ庁、経産、国交】

海外の仲裁実施機関の手続、運営状況についての調査及び研究【法、外、スポ庁、経産、国交】

国際仲裁の活性化に向けた民間との情報共有の在り方の検討【法、外、スポ庁、経産、国交】

- (2) 人材育成

国際仲裁を熟知した人材の育成

ア 各国の国際仲裁人材の育成状況の調査及び研究

イ 国内外で開催される外国仲裁機関による国際仲裁に関するセミナー、シンポジウム等への積極的参加、パリの ICC、シンガポールの SIAC、米国の AAA、ロンドンの LCIA 及び香港の HKIAC あるいはスポーツ仲裁裁判所（CAS）等といった海外の著名な仲裁実施機関ないし国際仲裁専門チームを擁する海外の法律事務所への法曹実務家及び個々の業界で実務経験を有する専門家等の政府等による派遣（実習型の調査研究を目的とする長期派遣を含む。）を、関係する仲裁実施機関ないし団体を含め官民連携して検討。官民連携の下で国際仲裁の活性化を

目指すにあたり、仲裁実施機関の独立性を確保する観点から、政府の関与の在り方について、各国の動向を調査研究する。【法、スポ庁、経産、国交】

ウ 国際仲裁に対応できる人材の一層の拡充に向けて、大学、法科大学院及び将来的には我が国の仲裁実施機関等における国際仲裁を含む国際紛争解決に関する教育を実施するための方法(派遣の成果に基づく学生、企業への教育の在り方、国際仲裁教育の担い手となり得る海外の実務家の招聘等を含む。)について検討を開始する。(なお、英語で仲裁を執り行える人材の育成という観点も重要)【法、スポ庁、経産、国交】

#### 事務局スタッフ・周辺人材の育成

国際仲裁の活性化には、仲裁人・仲裁代理人のみならず、仲裁機関事務局のスタッフを始めとする周辺人材の育成も求められる。この点にかかる具体的な施策として、以下のものが考えられる。

- ・ 各仲裁実施機関がそれぞれ実施している人材育成プログラム等を踏まえ、各実施機関の連携や、海外の仲裁実施機関との連携も含め、効果的かつ迅速な人材育成の在り方について検討し、情報を共有【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外の仲裁実施機関への人材の派遣、海外の教育者の招聘等、【法、スポ庁、経産、国交】

#### 専門分野の知見を有する仲裁人材の育成等

我が国においても様々な分野の紛争対応ニーズが想定されることを踏まえ、求められる専門分野を検討・抽出し、当該専門分野の仲裁活性化を図るための人材育成等の方策を検討【法、知財、スポ庁、経産、国交】

### (3) 関連法制度の見直しの要否の検討

契約当事者が仲裁地を選択する際、その国の法制度の在り方は重大な関心事であり、最新の国際水準に見合った法制度を備えていることは国際仲裁活性化の重要な要素となる。

こうした観点から、見直しの要否を検討すべき法制度としては次のものが考えられる。

- ・ 我が国の仲裁法は、国際商事仲裁モデル法に準拠して平成15年に整備されたものであり、その内容は国際的な動向に照らして遜色のないものと評価し得るものであるが、モデル法が平成18年に一部改正されていることを踏まえ、諸外国の法制を調査研究するなどして、その見直しの要否を検討【法】。
- ・ 国際・国内を問わずワンストップで仲裁に関与することができる、

日本弁護士と外国法事務弁護士の共同法人の設立を可能とする制度の速やかな実現に向けた検討

- ・ 外国法事務弁護士等の仲裁の関与については、現行の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法上、一定の場合に国際仲裁事件の仲裁代理が認められているところであるが、実務の更なる実態把握や諸外国の法制を調査研究するなどして、外国法事務弁護士等の仲裁に関与し得る範囲の更なる明確化やその見直しの要否を検討【法】

#### (4) 施設の整備

仲裁施設整備は、仲裁の実務に携わる仲裁実施機関や仲裁人等の実務家を中心とした民間を主体として取り組むべきものであるところ、そうした民間における取組を踏まえ、政府としての支援の在り方を検討する。

- ・ 国際仲裁活性化のエンジンとなりうるような人材育成、広報、意識啓発等の拠点を形作る。その一つとして、民間主体で一般社団法人日本国際紛争解決センターが設立されたことに着目し、大阪中之島合同庁舎を活用した取組をパイロットプロジェクトとして進める【法】
- ・ 施設整備に関する諸外国の取組と効果について調査・分析を行う【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 国際仲裁の活性化に向けて活用しうる会議室等の既存施設の有効活用の可能性について、関係自治体等と協力・連携の上、検討を進めるとともに、都市計画決定権者であるオブザーバー団体に対し、都市再生特別地区による都市計画制度等を活用した施設整備の検討を要請する【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 上記の人材育成、広報、意識啓発等のパイロットプロジェクトについて、施設の活用状況、同センターの運営に係る課題等を共有し、支援の在り方等を検証する【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ パイロットプロジェクトの実施状況及びその検証結果を踏まえて、恒久的な施設整備の可能性及び在り方について検討する【法、外、スポ庁、経産、国交】

### 3 日本企業等を当事者とする国際仲裁の活性化に向けた取組

#### (1) 国内外の意識啓発・広報

既に国際仲裁を利用している大企業においても、日本を仲裁地とすることを始め、仲裁を更に利用するための方策が必ずしも十分ではない可能性があること、中小企業においては、そもそも国際仲裁が認知されていない可能性があることを踏まえ、国内外の企業等への国際仲裁を利用すること及び日本を仲裁地とすることのメリットなどについての意識啓発・広報が重要であると考えられるところ、具体的には、以下の取組を進める。

- ・ 各仲裁実施機関のシンポジウム等とともに、企業関係者や経済団体、弁護士、各種スポーツ関係団体等に対する仲裁の意義や、各業界の商習慣や契約実態に応じた紛争解決条項の定め方のノウハウ等についての啓発・広報の取組を強化【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外展開する日本企業が直面する国際紛争に対して適切に対応することができるよう、このような企業に対する紛争解決条項のノウハウ等についての周知や相談を実施【法、外、経産】
- ・ 効果的な広報戦略として、仲裁実施機関における英語等外国語での情報発信をする方策を検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 国際仲裁に関連する海外における会議、シンポジウム等に政府関係者が出席する際、日本の仲裁制度、仲裁実施機関の実情を紹介【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 相手方になり得る企業等が多く存在する国（日本企業が比較的多く進出している国、及び日本企業の国際取引における商流の経由する地が属する国）の経済団体、法律事務所等をターゲットとした広報の在り方を検討【法、外、スポ庁、経産、国交】

## （２） 利用支援策

国際仲裁不活性の原因の一つとして、特に中小企業を中心に仲裁人や代理人の報酬などの高額な仲裁コストが指摘されていることを踏まえて、仲裁コスト負担の軽減に向けた方策が必要である。また、海外の著名な仲裁機関においては、仲裁人候補者等の情報を開示することで透明性を確保するとともに、仲裁利用者の利便性向上に努めているところ、日本においても同様に仲裁人候補者等の情報公開の在り方を検討する必要がある。そのための具体的な方策として、以下のものが考えられる。

### （コスト負担の軽減策）

- ・ 国際仲裁が民間を主体とする紛争解決手続であることに十分配慮しつつ、国際仲裁のコスト負担を軽減する方策の在り方を検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 民間での仲裁費用補助の方策として、仲裁手続費用を第三者が支出するサード・パーティー・ファンディングの活用及び規制の在り方について検討【法】

### （仲裁当事者の利便性向上に向けた方策）

- ・ 仲裁当事者による仲裁人選択の利便性向上策として、仲裁機関における仲裁人リスト及び仲裁人に係る情報公開の在り方を検討【法、スポ庁、経産、国交】

## 4 第三国仲裁の活性化に向けた取組

(1) 我が国の仲裁制度・実情に関する積極的発信

日本における国際仲裁を活性化するためには、国内外における戦略的な広報活動が必要である。広報に際しては、日本における国際仲裁の現状、メリットに加え、後記のとおり専門性の高い分野を重点的に紹介するべきである。この点に関する具体的な施策として、以下のものが考えられる。

- ・ 日本の仲裁法制、仲裁合意の有効性が争点となった事案や仲裁取消が求められた事案等に関する公表された裁判例などに関する英語等での対外発信を促進する方策の検討【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 海外の国際仲裁に係る会議、セミナー等へのスピーカーないしパネリストとしての参加【法、外、スポ庁、経産、国交】

(2) ターゲットを念頭に置いた働きかけ

日本における第三国仲裁を活性化するためには、地政学的な観点を踏まえて、我が国との経済関係が比較的深い国あるいは今後様々な面での交流が進展すると考えられる国等を主なターゲットとしてプロモーションを行う必要がある。具体的な施策は、以下のとおり。

- ・ 我が国における国際仲裁の利用を受け入れやすいと思われるターゲット国の選定、同ターゲット国の経済団体・法律事務所等に対する広報の在り方(現地在外公館を拠点とする広報活動を含む)を検討【法、外、スポ庁、経産、国交】

(3) 第三国仲裁を日本に呼び込む上での我が国の強みとなる専門分野の模索

- ・ 専門分野につき、海外の国際仲裁機関の取組を研究するとともに、我が国として力を入れるべき分野の抽出、検討を進める。【法、知財、経産、国交】

5 政府と民間との連携・協力等

- ・ 国際調停と国際仲裁の効果的な連携の在り方を検討

世界的に国際調停の利用が進み、手続的にも国際仲裁と国際調停の相互利用が図られている中で、民間主体で京都国際調停センターが設立されたことも踏まえ、我が国における相互の連携の重要性から、両者の効果的な連携の在り方を検討【法、経産、国交】

- ・ また、国際商事調停に基づき締結された和解合意への執行力付与等に関する UNCITRAL モデル法・条約草案作成の協議に政府として引き続き適切に関与するとともに、その協議結果を踏まえて適切に対応【外、法】

- ・ 国際スポーツ仲裁との連携

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会において、スポーツ

仲裁裁判所（CAS）の臨時仲裁廷が東京に設置されることを見据え、こうした国際スポーツ仲裁機関と適切に協力・連携しつつ、スポーツ仲裁全体の活性化を図るための方策の検討・取組【スポ庁】

- ・ アジア諸国が仲裁振興のため、国内の仲裁実施機関と連携の下、仲裁活性化のための活動を実施していることを踏まえ、我が国においても、仲裁機関の中立性・公正性の確保に十分留意しつつ、既に記載した個別の施策を含め、政府と民間との連携・協力の在り方を検討し、官民が一体となって国際仲裁の活性化に取り組むための措置を講じる。
- ・ 官民連携して国際仲裁を活性化させるための官民協議の場を設けるなど官民連携の枠組作りの検討【法、外、スポ庁、経産、国交】
- ・ 企業の法務担当者等の民間の国際仲裁に関与する人材の育成支援  
仲裁実施機関や法曹実務家が行う経済団体や個別企業の法務担当者等を対象とした研修への支援【法、スポ庁、経産、国交】
- ・ 各仲裁実施機関及び関係団体等が国内で行っているシンポジウム等の広報周知活動について政府もこれと連携してその発信を強化【法、スポ庁、経産、国交】



令和元年 7 月 4 日  
幹事会申合せ

## 国際仲裁の活性化に向けた意識啓発・広報及び人材育成に関する 施策の更なる推進の方向性について

### 1 本整理の位置づけ

平成 30 年 4 月 25 日に連絡会議がとりまとめた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」(以下「中間とりまとめ」という。)においては、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備として、意識啓発・広報、人材育成、施設整備、関連法制度の見直し要否の検討等の各施策を行うこととしており、これを踏まえ、現在、関係府省において様々な取組を行っている。

そのような中、法務省においては、本年度から 5 年間、一般社団法人日本国際紛争解決センターへの委託により行う調査業務(以下「法務省委託業務」という。)として、国際仲裁の専用施設を確保して実際の仲裁事件を取り扱いながら、国内外の企業等に対する意識啓発・広報や、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成等の基盤整備に関する施策を総合的・包括的に調査実施することとしており、今後、国際仲裁の活性化に向けた取組が更に本格化することになる。

このような動きを踏まえ、中間とりまとめにおいて言及された基盤整備に係る施策のうち、特に、企業や経済団体、法律家等に対する意識啓発・広報や、国際仲裁人材の育成について、以下の方針に沿って、関係府省が更に連携して取組を加速化していくこととする。

### 2 意識啓発・広報

#### 【現状】

中間とりまとめを踏まえた企業等に対する意識啓発・広報の主な取組は、次のとおり。

- ・ 法務省においては、大阪中之島合同庁舎を活用したパイロットプロジェクトとして、関西圏を中心とする経済団体、弁護士会、地方自治体等の協力を得て、国際仲裁に関する様々なセミナー・シンポジウム等を開催。  
また、東京において、国内外の仲裁機関や法律事務所、関係府省等と連携して、セミナー・シンポジウム等を開催。例えば、本年 1 月に日本弁護士連合会との共催によりロンドン国際仲裁裁判所(LCIA)議長を招へいして基調講演やパネルディスカッション等を実施。
- ・ 経済産業省においては、海外展開を行っている中堅企業を始めとする日本企業向けに、海外展開セミナー等において周知・広報を行っているほか、日本商工会議所への働きかけや、在日本米国商工会議所、駐日欧州商工会議所等との意見交換を実施。
- ・ 国土交通省においては、法務省と協力し、建設業・不動産業の企業向けに、仲裁の意義や実務等に関するセミナーを開催。
- ・ スポーツ庁では、スポーツ仲裁の趣旨や手続への理解増進等を図るため、「スポーツ仲裁活動推進事業」を実施し、ドーピング防止教育活動とも連携しな

から競技者・競技団体等に対する研修等を実施している。

#### 【今後の主な取組】

今後は、上記のような取組を継続しつつ、特に以下の観点を踏まえて、企業等に対する意識啓発・広報に係る取組を強化していく。

- ・ 国際取引に関する事業者間の契約書等における最も望ましい紛争解決条項として、日本を仲裁地とする仲裁により解決する旨規定することを目指す。  
また、仲裁地を外国とせざるを得ない場合であっても、我が国の仲裁機関を利用することや、仲裁人や当事者等が一同に会する審問が日本国内で実施されることを目指す。
- ・ 日本を仲裁地又は仲裁機関若しくは審問場所（以下「仲裁地等」という。）とする利点として、次の3点を示していくことが有益である。
  - 日本における仲裁関連法制（仲裁法・外弁法等）は整備されており、さらに改正に向けた作業が進んでいること
  - 大阪中之島合同庁舎を活用したパイロットプロジェクトに加えて、2020年3月には、東京にも国際仲裁に関する最新の専用施設が開設されることにより、日本において、首都である東京並びにG20及び万博の開催地である大阪といった複数の都市において仲裁審問手続の実施場所が確保されること
  - 日本には、商事・海事・知的財産・スポーツといった各専門分野をカバーする仲裁機関が存在していること
- ・ 関係省庁が連携して意識啓発・広報を効果的に行うため、他国との比較を念頭においた我が国の法制上、運用上、設備上の利点を示すような説明資料等を作成する。その上で、企業等が特に交渉力の優位性がある場合において、仲裁地等として我が国が選択されるよう積極的に働きかけることとし、特にそのような優位性がない場合であっても、当該説明資料を用いてわが国の利点について丁寧に説明する。
- ・ 日本に第三国仲裁を呼び込むための外国企業等に対する具体的な広報（日本の売り込み）については、これまで以上に積極的な取組が必要であるところ、今後は、本年9月に、法務省委託業務の一環として、一般社団法人日本国際紛争解決センター、JETRO、在独日本大使館、法務省及び経済産業省の連携により、ドイツ仲裁協会（DIS）と協力した国際仲裁シンポジウムの開催等が予定されており、引き続き、在外公館等と協力してこのような取組を推進し、海外向けの情報発信を強化していく。
- ・ 法務省委託業務においては、仲裁の意義や実務等を分かりやすく解説するとともに、上記の諸点を紹介した広報冊子等（日本語版・英語版）を作成し、専用ウェブサイトやSNSを用いて情報発信することが検討されていることから、関係府省においても、商事・海事・知的財産・スポーツといった各専門分野に関する広報冊子等を用意して、これらを有効に活用した総合的な広報活動を実施する。

### 3 人材育成

#### 【現状】

中間とりまとめを踏まえた人材育成の主な取組は、次のとおり。

- ・ 法務省においては、先に述べた大阪中之島パイロットプロジェクトを中心に、弁護士会・法律事務所と連携して、国際仲裁実務等に関するセミナーを実施。
- ・ スポーツ庁では、先に述べた「スポーツ仲裁活動推進事業」において、仲裁活動の中核的な人材を育成するため、スポーツ法に造詣のある弁護士や研究者を多様なスポーツ紛争事例がある国へ派遣し、研修及び調査研究を行っている。

#### 【今後の主な取組】

人材育成については、中間とりまとめにおいて、国際仲裁に関するセミナー等への積極的参加や、海外の著名な仲裁実施機関等への派遣の検討、専門分野の知見を有する人材育成の方策の検討等を実施することとしているところ、仲裁人材の養成に通じた民間団体と協力して、引き続き国際仲裁を熟知した人材の育成に、政府として可能な限り取り組んでいく。

- ・ 法務省委託業務において、望ましい研修プログラムの在り方の検討、研修用教材・事例集の作成のほか、I C C（国際商業会議所）等と連携した弁護士等向けの研修プログラムの実施等を企画しており、これらを着実に実施する。
- ・ 海外の仲裁実施機関への派遣については、法務省と香港法務庁との協力覚書に基づく H K I A C（香港国際仲裁センター）への派遣等が検討されているが、引き続き、外国政府・仲裁実施機関との連携を強化し、派遣先の拡大に努める。
- ・ 以上のほか、知的財産やスポーツ仲裁など、専門分野の知見を有する国際仲裁人材の育成についても、仲裁人材の養成に通じた民間団体と協力し、引き続き取り組んでいく。

日本における国際仲裁の活性化に向けた  
施策に関する調査研究

一般社団法人 日本国際紛争解決センター

2019年3月1日

## 本報告書の概要

本調査研究は、第一に、日本企業（海外現地法人を含む。）における仲裁手続の活用の実態、特に、契約書における仲裁条項の有無や仲裁条項がある場合の仲裁地・仲裁機関の選定状況を中心に、その実態を調査・研究すること、第二に、アジアの仲裁機関における国際仲裁手続の利用促進方策、その中でも特に、大韓商事仲裁院（Korean Commercial Arbitration Board, KCAB）及びアジア国際仲裁センター（Asian International Arbitration Centre, AIAC）のそれにつき、国際仲裁を熟知した仲裁人の育成・確保方策や、財政的支援を含む政府の支援方策をも含め、調査・研究すること、そして第三に、わが国における第三国仲裁の活性化方策、すなわち、どちらの当事者もわが国の企業ではない外国企業間の契約においてわが国を仲裁地として指定する仲裁条項が挿入され、実際に紛争が生じた場合にもわが国を仲裁地として仲裁手続が行われることが盛んに行われるようにするための方策につき、調査・研究することを目的とするものである。

以下では、本調査結果の概要を示し、そして、続く本編において、第一の調査・研究目的のために「第一章 日本企業における仲裁手続の活用の実態」、第二の調査・研究目的のために「第二章 アジアの仲裁機関における国際仲裁手続の利用促進方策」、第三の調査・研究目的のために「第三章 第三国仲裁の活性化方策」を、以下のように示すこととする。

調査結果の概要	3 頁
本編	8 頁
第一章 日本企業における仲裁手続の活用の実態	9 頁
第二章 アジアの仲裁機関における国際仲裁手続の利用促進方策	28 頁
第三章 第三国仲裁の活性化方策	44 頁

## 調査結果の概要

1. 本調査研究は、第一に、日本企業（海外現地法人を含む。）における仲裁手続の活用の実態、特に、契約書における仲裁条項の有無や仲裁条項がある場合の仲裁地・仲裁機関の選定状況を中心に、その実態を調査・研究すること、第二に、アジアの仲裁機関における国際仲裁手続の利用促進方策、その中でも特に、大韓商事仲裁院（Korean Commercial Arbitration Board, KCAB）及びアジア国際仲裁センター（Asian International Arbitration Centre, AIAC）のそれにつき、国際仲裁を熟知した仲裁人の育成・確保方策や、財政的支援を含む政府の支援方策をも含め、調査・研究すること、そして第三に、わが国における第三国仲裁の活性化方策、すなわち、どちらの当事者もわが国の企業ではない外国企業間の契約においてわが国を仲裁地として指定する仲裁条項が挿入され、実際に紛争が生じた場合にもわが国を仲裁地として仲裁手続が行われることが盛んに行われるようにするための方策につき、調査・研究することを目的とするものである。

2. 第一の目的については、以下のように調査結果を纏めることができる。

すなわち、グローバル化の進展の下、海外進出・国際取引にいかなる形でも関与していないという企業は、非常に少なくなっている。逆に言えば、ほとんどの企業が、海外進出・国際取引に何らかの形で関与しているという状況になっている。

そうした企業においては、国際仲裁という紛争解決手段の存在は広く認知されるようになっており、また、そのメリットは抽象的には理解されるようになってはいるが、国際仲裁に関する様々な知識に関してはこれを十分に理解していない企業がまだまだ多い。

また、海外進出・国際取引の契約書への仲裁条項の規定も普遍化しており、そのメリットも抽象的には理解されるようになってはいるが、外国に仲裁地を取られてしまう、外国の仲裁機関に任せてしまう傾向がある。この点、自国を仲裁地や審問場所にするもののメリットは理解されているが、交渉力の弱さ（その背景には国際仲裁に関する様々な知識の不足もある）、わが国の仲裁機関の国際的な評価の低さ、わが国における国際的な評価の高い国際仲裁人・国際仲裁代理人の不足により、そのような傾向が生まれている。

他方、実際に国際紛争に巻き込まれた経験のある企業は、海外進出・国際取引に関与する企業の中でもその半数ほどであり、その中でも国際仲裁手続に進むのはさらにその半数ほどである。このことと、実際に仲裁手続が遂行されるのは（仲裁条項の傾向とは異なり）日本を仲裁地とした日本の仲裁機関とする手続が多いことを勘案すると、現実には紛争が発生した場合に、外国を仲裁地として外国の仲裁機関の下で手続を行わなければならないことが判明した結果、仲裁を利用せずに紛争解決を試みる、例えば、（不利な内容であっても）和解での解決を目指すといった動きをしていることがうかがわれ、仲裁地・仲裁機関を海

外に奪われている状況が、わが国企業に不利に働いている実態が浮かび上がってくるといえる。

なお、国際仲裁手続を経験した企業の多くがそのことに満足を感じているが、手続が長期化したようなケースについては不満を持つ企業が多くなる傾向がある。手続長期化の防止は現代の国際仲裁における重要な課題であるが、その一つの処方箋としての手際よく迅速に手続を進めることができる仲裁人の存在が、満足度をさらに高める課題といえよう。

以上のようにみてくると、国際仲裁に関するわが国の課題としては、わが国の仲裁機関の国際的な評価の拡大、わが国企業向けの国際仲裁に関する啓発・教育活動、国際的に評価の高い国際仲裁人・国際仲裁代理人を務めることができるだけのわが国の人材を養成するための活動、さらには、ハード面・ソフト面でのわが国の国際仲裁インフラ（廉価で充実した審問施設、わが国のみならず海外からも信頼される法制度）の整備が必要であるといえよう。

なお、かかる活動を支援する日本政府の「国際仲裁の活性化に向けた取組」の推進については、海外進出・国際取引に関与するわが国企業であってもその5割近くが認識していない。より一層の広報活動が必要であるといえよう。

3. 第二の調査目的については、以下のように調査結果を纏めることができる。

第一に、韓国とマレーシアの成功から示唆を得るにあたって、前提としての環境の相違は考慮されなければならない。すなわち、マレーシアについては、長らく英国の植民地であったこともあり、伝統的に、弁護士はもちろん、一般の人々・企業においても、仲裁に関する知見と経験を有していた。しかも、裁判所の機能不全、ビジネス紛争の起こり易さという点でも、わが国とは異なっており、結果、仲裁機関側の体制が整うことだけで、件数を格段に伸ばすことができたのである。したがって、マレーシアにおける成功については、かかる点でのわが国との相違を割り引いて考えなければならない。

その点で、韓国の前提としての環境は、わが国とそれほど変わらない。社会において仲裁の理解度が十分ではなかったという点、裁判所が十分に機能しているという点、そして、ビジネス紛争が容易に起こるわけではないという点において（もっとも、最後の点ではわが国との傾向は若干異なるかもしれないが）、韓国における成功はわが国として学ぶべき点がより大きいように考えられる。

第二に、これは両国からともに示唆を得ることができる点であるが、廉価に利用できる充実した審問施設の存在である。審問場所や仲裁地としてその地が選ばれることのインセンティブになるだけでなく、仲裁関連の国際イベントの誘致という点からも重要である。

特にマレーシアにおける AIAC の施設の充実ぶりは、世界的にも驚くべきものである。これが無料・廉価で利用できることは、ICC 等の世界的に著名な仲裁機関が自らの関連イベントの開催地にクアラルンプールを選定するといった現象を生んでおり、結果、都市や国の国際的レピュテーションの大きな向上を生み出しており、注目されるべきであろう。

第三に、組織の中に、多くの著名な外国の仲裁専門家により構成される諮問機関が置かれているという点である。対内的には、海外から利用され易い仲裁機関・審問施設の運用のために様々な知見を集めることができるという点で有用であるが、他方でより重要なのは、対外的な情報発信や広報という点において、かかる著名な外国の仲裁専門家が大きな機能を果たしているという点である。

国際仲裁の業界は、主たるプレイヤーがある程度限定されており、そうしたプレイヤーの相互の人的ネットワークにより、様々なことが決定されていく面がある。そうである以上、かかる国際的に著名なプレイヤーを諮問機関を通じて組織内部に取り込むことには、他の業界以上に効果的な面があるといえよう。

第四に、充実した事件管理・施設の運用、国際的な広報活動、さらには、将来を見据えた人材養成活動のためには、そのための十分な予算が必要である。もちろん、最終的には、当該仲裁機関が仲裁手続の管理費用や国際イベントのための施設の利用料等によって十分な収入を持ち、それを財源に上記の活動を行うのが望ましく、理想的な姿であるといえる。

しかし、そうした理想的な状況を初めから期待することは実際には不可能であり、韓国もマレーシアも、仲裁地・審問場所や国際イベントの開催地として頻繁に選ばれることから導かれる都市や国家のレピュテーションの向上という点（さらにはビジネス紛争における自国企業に有利な環境を整備するという点）に着目して、積極的な財政支援を行っている。そして、かかる予算を用いて、上述したような活動を積極的に行い、受理・処理件数の急激な増加、国際イベントの開催の増加を実現させている。わが国において同様のサイクルを実現させるためには、少なくとも初期の段階においては、同様の財政支援は不可欠であろう。

第五に、世界のグローバルスタンダードを自国法にすることで、外から見て、自国を仲裁地・審問場所としても安心である状況をつくりだすような法整備を行う必要があるという点である。このような法整備の例として、韓国は既に 2006 年版の新しい UNCITRAL 国際仲裁モデル法を採用する仲裁法を有していたが、マレーシアも昨年これを実現したことは上述したとおりである。

これに加え、韓国では、国際仲裁の振興のための法を制定しており、注目される。その意味において、国際仲裁を積極的に支援する国であることを示す手段として、かかる振興法の存在は極めて有用であり、わが国としても参考に値するといえよう。

4. 第三の調査目的については、以下のように調査結果を纏めることができる。

わが国は、①世界的な国際仲裁機関の本拠地でもなく、国際仲裁の中心としての歴史と伝統を有してきた都市を有しているわけでもない。また、②世界的に競争力のある企業が多く、どちらの企業からも中立的な地として選択され易い国ではない。したがって、わが国企業が一方の当事者で、かつ、仲裁地の選択の交渉において強いバーゲニング・パワーを有している場合において、紛争解決時におけるわが国企業の優位性を念頭に、意識的に



わが国が仲裁地として指定されるような場合は別段、第三国仲裁の仲裁地としてわが国が選ばれることには、何らかの特殊要因が無い限り、本来的に困難性を有しているといえる。

では、かかる困難性を乗り越えるだけの特殊要因は無いのであろうか。この点、本調査・研究にあたる一般社団法人・日本国際紛争解決センターは、2018年5月より、大阪の中之島合同庁舎を拠点に審問施設の貸出業務を行っているが、その業務を行う過程で、海外から大阪の審問施設の利用について様々な問い合わせを受けている。そしてその際に、どちらの当事者もわが国企業ではないような仲裁事案につき、審問をわが国で行いたい旨の問い合わせを受けることがある。その背景には、以下のような事情があるようである。

すなわち、現代においてはアジアの様々な新興国市場が、欧米の先進国企業からの投資のターゲットとなっている。しかし、そうしたアジアの新興国においては、現地の仲裁機関や仲裁制度、さらには、それを支える裁判所の運用につき、欧米から見た際に一定の懸念が持たれることが少なからずある。他方で、バーゲニング・パワーや現地の法規制のために、現地を仲裁地とする仲裁合意を締結せざるを得ないことも少なくはない。そして、そのような場合に、せめて仲裁手続における審問については、安全性・利便性の観点から、当該国以外の場所で行いたいというニーズがあるようである。また、そのようなニーズに対して、仲裁地として指定された新興国の企業側においても、当該国からの移動が容易であり時間がかからないアジアの国であれば、受け入れが可能なことが多いようである。そして、かかる条件に適う国の一つとして、安全性・利便性については定評のあるわが国が有力な候補となるようであり、かかる事情を背景に、上記の問い合わせがなされているのである。

ここにおいて、仲裁の利用者にとって利便性が高い地という観点からのわが国における東京・大阪といった都市の魅力が、注目されることになる。すなわち、世界中から集まることが容易な交通の便、宿泊施設の充実、レストラン・金融機関・その他の便利な都市機能が十分に整っているといった点で、東京・大阪は完全に条件を満たしているのである。

また、治安の良さという点では、日本の諸都市は、世界のどこと比較しても、高い評価を集めている。この点も、上記のニーズがある場合に審問場所に日本が候補となる理由である。

もっとも、上記のような問い合わせが海外から実際になされるのは、上記の大阪の審問施設、すなわち、「日本国際紛争解決センター（大阪）」が極めて廉価に利用できるからでもある。すなわち、利便性・安全性の点で日本が優れていたとしても、廉価で充実した仲裁の専門審問施設が存在しなければ、審問場所として日本が選ばれることは難しいのである。

他方、以上は第三国の審問場所としての日本の可能性であるが、それを超えて、第三国仲裁地として日本が選ばれるには、仲裁合意の時点において、東京や大阪を仲裁地として選択してもらう必要がある。そしてそのためには、「仲裁手続の円滑な進行を積極的に支援する体制を整えている国としての日本」という評価が、世界的に確立する必要があると思

われる。

また、上述したように、仲裁判断の取消事由に関して謙抑的な判例が積み重ねられていることも、仲裁地としての評価の確立のためには重要である。その意味において、わが国の仲裁関連の判例は、最高裁レベルで仲裁判断を取り消したものが一件もないことからわかるように、比較的安定しているといえる。もっとも、下級審の中には実質再審査を行ったものもあり、裁判所における国際仲裁への一層の理解は必要であるといえる。また、そうした新しい状況が海外に認識される必要があり、英語での対外発信も重要であるといえる。

以上、わが国における第三国仲裁については、アジアの新興国企業と欧米企業の間における取引・投資事案に可能性があり、それを活性化するためには、法制度の整備、安定した判例の蓄積、廉価で充実した審問施設の整備、そして、その英語による対外発信によって、「仲裁手続の円滑な進行を積極的に支援する体制を整えている国としての日本」という評価を高めることが重要であるといえよう。

以 上

# 本 編

## 第1章 日本企業における仲裁手続の活用の実態

### 1 本章の目的・構成

本章は、日本企業（海外現地法人を含む。）における仲裁手続の活用の実態、特に、契約書における仲裁条項の有無や仲裁条項がある場合の仲裁地・仲裁機関の選定状況を中心に、その実態を調査・研究することを目的とする。

以下では、中小企業（資本金額3億円以下又は従業員数300人以下）を含む1000社以上の企業に対して行ったアンケート調査の結果（そのうち回答数は約380社）、及び、10社に対して行ったヒアリング調査の結果につき<sup>1</sup>、質問項目ごとにコメントを付しながら示した上で（2）、最後に分析結果を総括的に示すこととする（3）。

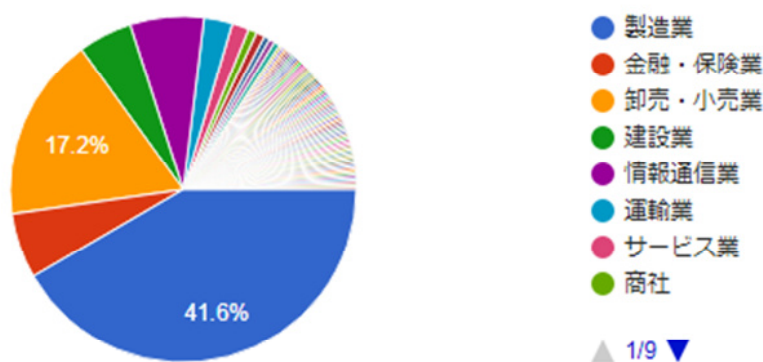
### 2 アンケート調査・ヒアリング調査の結果

#### （1）企業概要

<業 種>

#### 1-1 貴社の業種につき教えてください

377件の回答

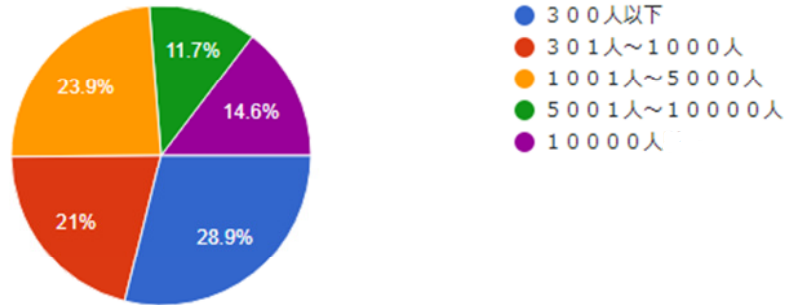


<事業規模>

<sup>1</sup> かかる10社には、アンケート調査の質問項目につき、匿名を前提に忌憚なく回答をいただいた。企業規模としては、①従業員数10000人を超える企業が1社（製造業）、②5001人から10000人が1社（製造業）、③1001人から5000人が3社（2社が製造業、1社がサービス業）、④301人から1000人が1社（金融・保険業）、⑤300人以下が4社（2社が製造業、2社が卸売・小売業）である。そのうち他の部局とは独立した形で法務部を有している企業は、①の1社、③の2社、④の1社であり、それ以外は総務部等と兼ねる形で法務も担当する者がいるような形態である。

## 1-2 貴社の事業規模（従業員数）につき教えてください

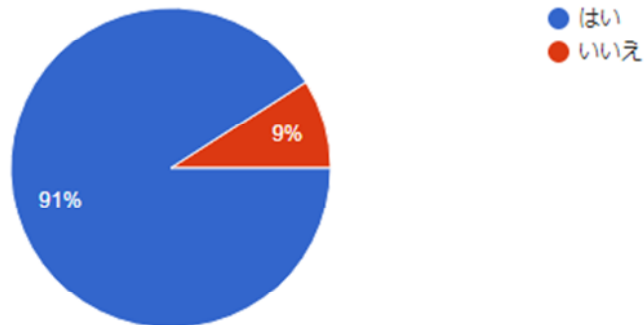
377 件の回答



<海外進出・国際取引への関与>

## 1-3 貴社は海外進出・国際取引に何らかの形で関与していますか

378 件の回答



アンケート回答企業の業種は、4割強が製造業、2割弱が卸売・小売業、1割以下の業種として順に、情報通信業、金融・保険業、建設業、運輸業、サービス業、商社といった分類になっている。また、従業員規模からみた事業規模については、従業員数10000人超・5001人~10000人の企業、1001人~5000人の企業、301人~1000人の企業、300人以下の企業が、それぞれ約4分の1ずつといった分類になっている。

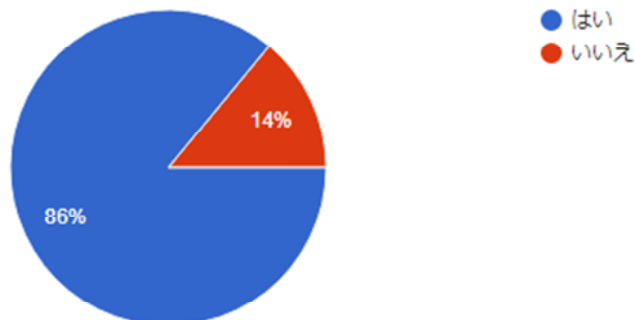
ほとんどが海外進出・国際取引に何らかの形で関与しており、関与していない企業は全体の9%ほどにすぎない。

### (2) 国際仲裁の認知・理解度

<国際仲裁の認知度> 海外進出・国際取引関与企業（上）と非関与企業（下）

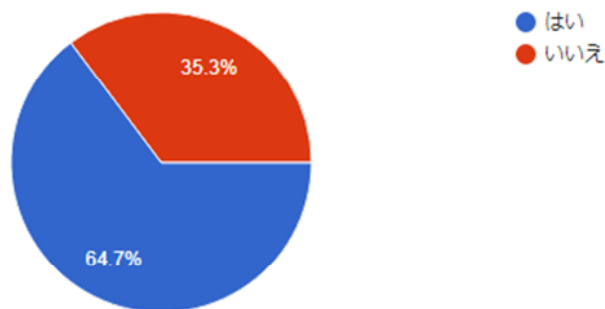
## 2-1 「国際仲裁」という紛争解決手段があることを知っていますか

344 件の回答



## 2-1 「国際仲裁」という紛争解決手段があることを知っていますか

34 件の回答

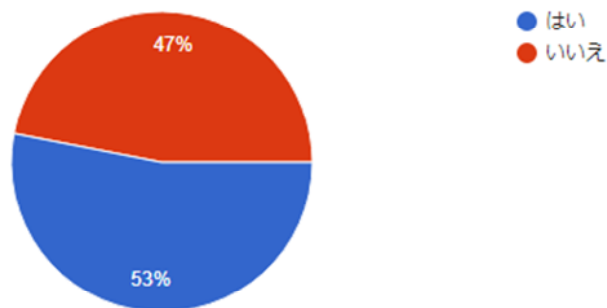


ここで、「国際仲裁」という紛争解決手段の存在についての認知度につき、海外進出・国際取引に関与している企業（上の図表）と関与していない企業（下の図表）に分けて調査してみると、関与している企業については約8割5分が認知していた。もっとも、わが国においては、海外進出・国際取引に関与している企業であるにもかかわらず、（その約1割5分に）いまだ周知が足りていないという問題があるともいえよう。

<日本政府の取組みの認知度> 海外進出・国際取引関与企業（上）と非関与企業（下）

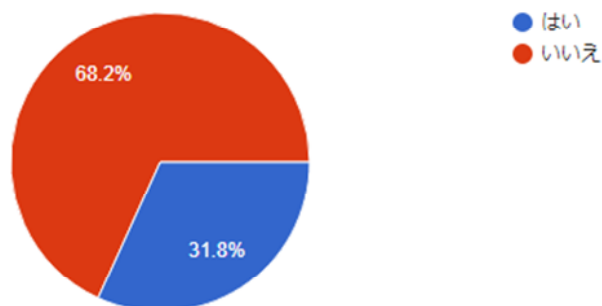
## 2-2 日本政府が「国際仲裁の活性化に向けた取組」を推進していることを知っていますか

296 件の回答



## 2-2 日本政府が「国際仲裁の活性化に向けた取組」を推進していることを知っていますか

22 件の回答



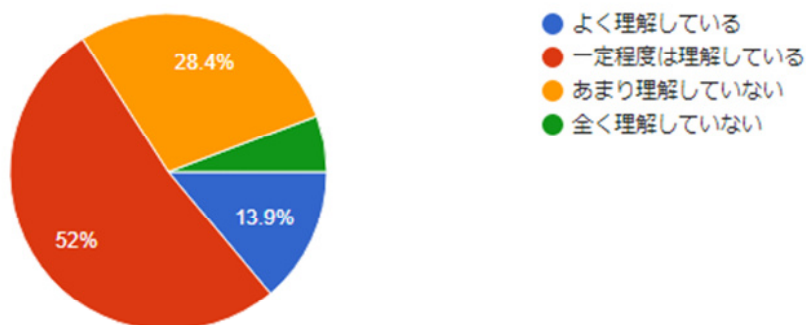
また、日本政府の「国際仲裁の活性化に向けた取組」の推進についての認知度につき、海外進出・国際取引に関与している企業（上の図表）と関与していない企業（下の図表）に分けて調査してみると、関与している企業については5割以上が認知していた。もっとも、海外進出・国際取引に関与している企業であるにもかかわらず、（その5割近くに）いまだ周知が足りていないともいえる。

他方、海外進出・国際取引に関与していない企業については、7割近くが認知していない。

<国際仲裁の手続・法的効果の理解度> 海外進出・国際取引関与企業（上）と非関与企業（下）

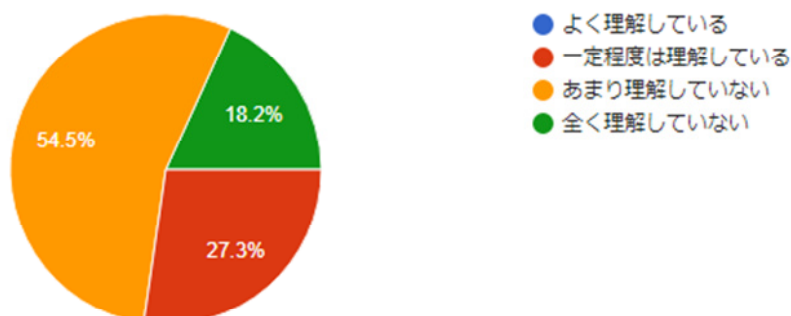
## 2-3 国際仲裁の手續や法的効果につきどの程度理解していますか

296 件の回答



## 2-3 国際仲裁の手續や法的効果につきどの程度理解していますか

22 件の回答



次に、国際仲裁の手續や法的効果の理解度につき、海外進出・国際取引に関与している企業（上の図表）と関与していない企業（下の図表）に分けて調査してみると、海外進出・国際取引に関与していない企業のうち、「一定程度は理解」している企業は3割に満たない。海外進出・国際取引に関与していない以上、仕方がないことであろう。

しかし、海外進出・国際取引に関与している企業のうち、3分の1が「あまり理解していない」か「全く理解していない」ことは問題であろう。ヒアリング調査の対象企業においても、従業員数が300人以下の4社については全てかかる3分の1に入っており、それ以上の規模でも、独立した法務部を有しておらず、かつ、仲裁手續の実際の経験がない企業については同様であった。

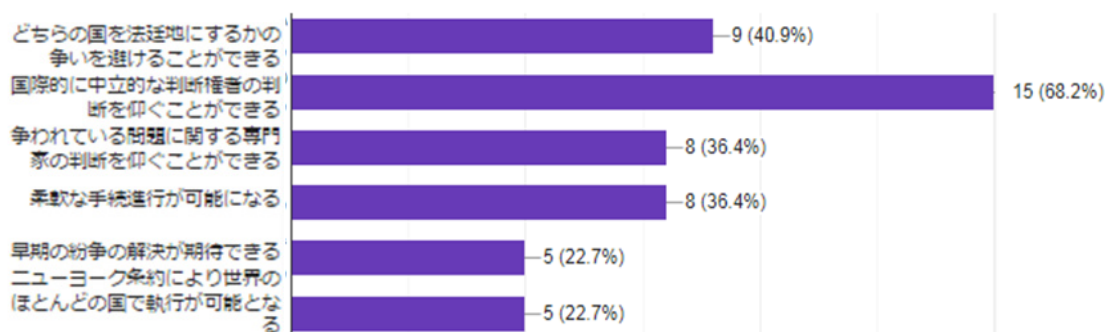


<国際仲裁のメリットの認識> 海外進出・国際取引関与企業（上）と非関与企業（下）

2-4 国際仲裁には裁判など他の紛争解決手段と比較してどのようなメリットがあると思いますか（複数回答可能）



2-4 国際仲裁には裁判など他の紛争解決手段と比較してどのようなメリットがあると思いますか（複数回答可能）



次に、国際仲裁のメリットについての理解につき調査してみると、海外進出・国際取引に関与している企業（上の図表）については、判断権者の中立性への期待が最も大きいことがわかる。もっとも、管轄を巡る争いを避けることができる、専門家の判断を仰ぐことができる、柔軟な手続進行が可能になる、早期の解決が期待できる、ニューヨーク条約により世界的に執行が可能であるといったその他の要素についても、それほど変わらない数の企業からメリットとして指摘がなされている。

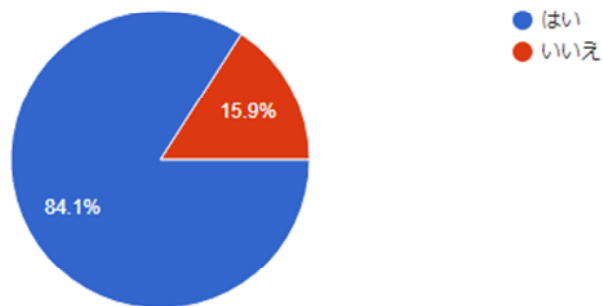
なお、かかる調査を海外進出・国際取引に関与していない企業（下の図表）に対しても行っているが、結果にそれほど大きな差は存在していない。

(3) 仲裁条項の活用

< 仲裁条項の規定 >

3-1 貴社が海外進出・国際取引に際して締結する契約書において仲裁条項を規定することはありますか

296 件の回答

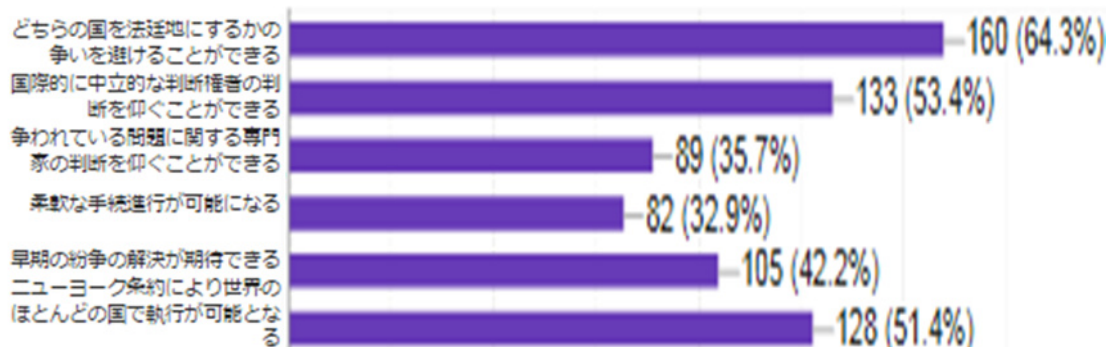


以上を前提に、今度は、海外進出・国際取引に関与している企業に対して、契約における仲裁条項の状況につき調査を行った。

まず、契約書に仲裁条項を規定しているか否かであるが、海外進出・国際取引に関与している企業についてはその8割5分ほどが契約書において仲裁条項を規定していた。理解が十分であるかは別にして、海外進出・国際取引においては仲裁条項を規定すべきであるという意識はわが国企業においてはかなり定着しているといえよう。

< 仲裁条項の規定の理由 >

3-2 貴社の契約書において仲裁条項を規定する理由は何ですか（複数回答可能）

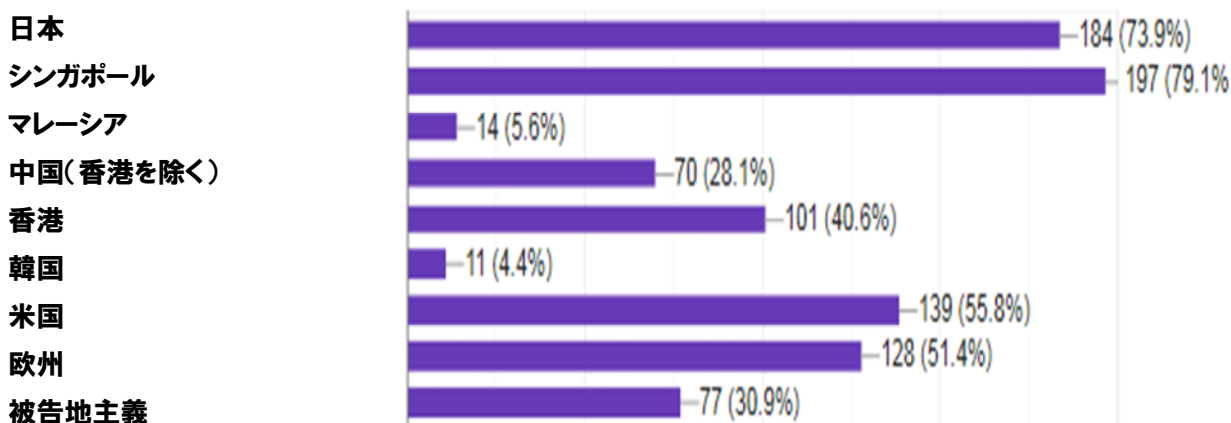


それでは、契約書に仲裁条項を規定する理由はどこにあると考えているのか。この点、どちらの国を法廷地にするかの争いを避けることができるという理由を挙げる企業が最も多いが、国際的に中立的な判断権者の判断を仰ぐことができる、ニューヨーク条約により世界のほとんどの国で執行が可能といった理由も、半分以上の企業が指摘している。

他方、専門家に判断を仰ぐことができる、柔軟な手続が可能になる、早期の紛争の解決が期待できるといった理由については、相対的には少ない。後述するが、実際の仲裁手続においては、これらが必ずしも実現されないことがあるといった事実が、かかる意識に反映しているといえるかもしれない。

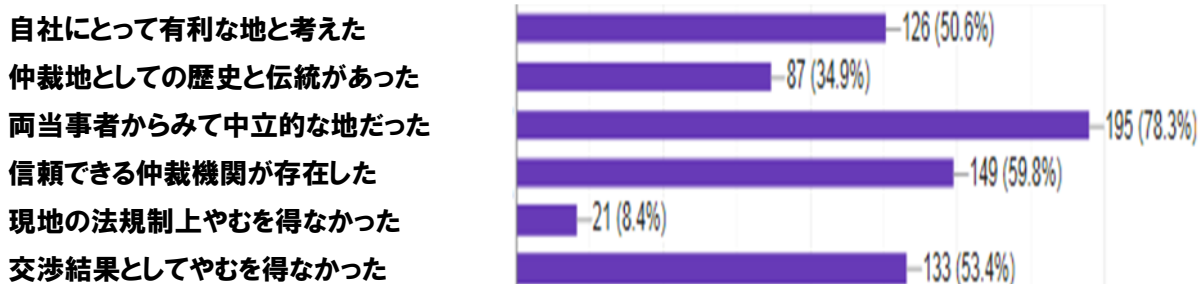
< 指定した仲裁地 >

3-3 以下の中に貴社の契約書において指定されたことのある仲裁地があれば分かる範囲ですべて挙げてください（複数回答可能）



< 仲裁地の指定の理由 >

3-4 その仲裁地を指定した理由は何であると思いますか（複数回答可能）



次に、仲裁条項で指定される仲裁地はどうか。

この点まずは、わが国企業の調査であるにもかかわらず、日本よりもシンガポールの方が仲裁地として指定されることが多いという事実には驚かされる。この事実を、仲裁地をどのように指定した理由とあわせて考えてみると、交渉の結果やむを得ないといった場合に、両当事者から中立的な地とみられることが多く、信頼できる仲裁機関が存在する地であるといった点から、指定されることが多いのであろうと推察される。

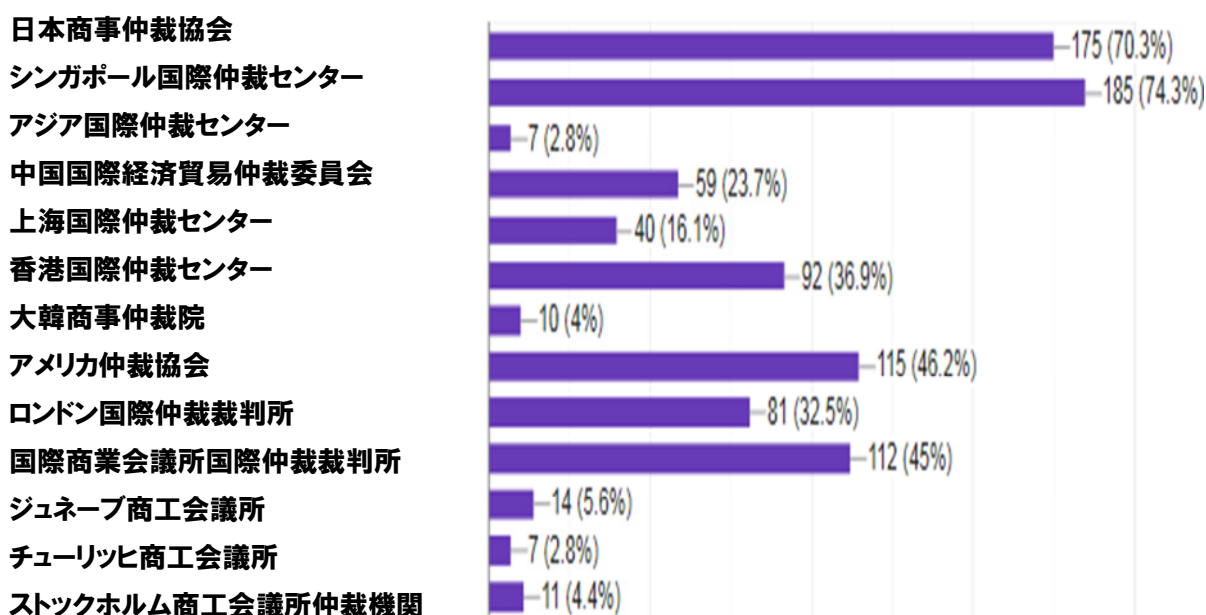
なお、香港も単独の都市としてはかなりの数を集めているが、これについても上記の理由が当てはまるものと推察される。これに対し、マレーシアは、わが国企業からは、まだまだ著名な仲裁地となっていない。

他方、米国、欧州の都市が指定されることも多い。これについても、交渉の結果やむを得ないといった場合に、仲裁地としての歴史と伝統、信頼できる仲裁機関が存在する地として、指定されることが多いのであろうと推察される。

なお、わが国の企業が採用することが多いと喧伝されていた「被告地主義」仲裁条項については、想定していたよりも数が少なかった。新興国企業を相手にする契約については、新興国企業側が契約不履行をすることが少なくはなく、わが国企業側が申立人にならざるを得ないことが多くなるが、その際に相手方の所在地が仲裁地になってしまうという同仲裁条項の問題が、わが国企業にも周知されてきたともいえるであろう。

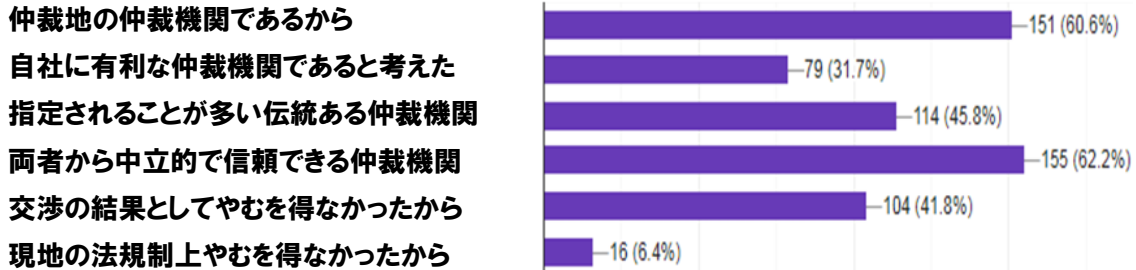
<指定した仲裁機関>

### 3-5 以下の中に貴社の契約書において指定されたことのある仲裁機関があれば分かる範囲ですべて挙げてください（複数回答可能）



< 仲裁機関の指定の理由 >

3-6 その仲裁機関を指定した理由は何であると思いますか（複数回答可能）



上記の仲裁地に関する考察は、指定されることの多い仲裁機関と指定の理由についての調査結果にも同様に当てはまるようである。すなわち、シンガポール国際仲裁センターがわが国の仲裁機関以上の数を集めており、香港国際仲裁センターも健闘している。

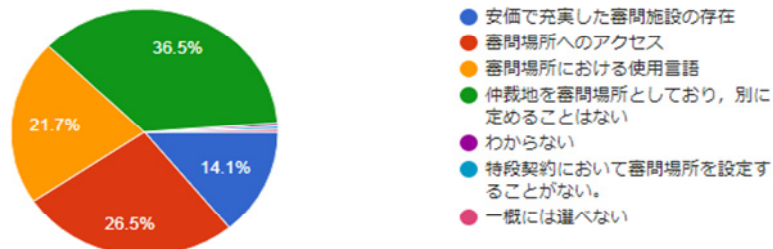
また、欧米では、歴史と伝統ある国際仲裁機関が多くの数を集めていることもわかる。他方で、国際的中立性の観点から仲裁地として選ばれることが多いとされるスイスについては、仲裁機関という点では、わが国企業はそれほど利用していないようである<sup>2</sup>。

なお、ヒアリング対象企業の一つは、中国の仲裁機関に関しては、中国の法規制上、わが国企業の現地子会社と現地企業との間の取引紛争が「国内案件」とみなされるため、現地の仲裁機関を利用せざるを得ず、結果、これを指定しなければならない場合が少なくない点を強調していた。

< 審問場所の決定の考慮要素 >

3-7 契約書において定める仲裁地とは別の場所に、証人尋問等の審問を行う場所（以下「審問場所」といいます。）を決める場合において、最も考慮すべき要素は何であると思いますか

249 件の回答



<sup>2</sup> スイスの各都市商工会議所の仲裁機関が統合されたことについては第3章を参照。

次に、審問場所についても調査を行ったが、(法的には仲裁地とは別に審問場所を設定することが可能ではあるものの) 事実としては手続の過程で仲裁地と別に設定されることを想定していない企業が4割近くあることがわかる。

もっとも、アクセスのし易さや言語、さらには、安価で充実した審問施設に着目して、審問場所を別に設定することも想定している企業が6割以上あることも事実であり、わが国を審問場所(ひいては仲裁地)に指定してもらうために必要な要素につき示唆的であるといえよう。

なお、この点に関連して、ヒアリング対象企業の一つは、シンガポールにおける仲裁専用の審問施設である Maxwell Chambers の充実が大いに感心した旨を述べており、その存在がシンガポールが仲裁地としてより指定されるようになった近年の傾向を支える一つの大きな要因であることを強調していた。

< 仲裁条項を規定しない理由 >

### 3-8 貴社の契約書において仲裁条項を規定しない理由は何ですか(複数回答可能)

契約書で裁判による紛争解決を定めている  
契約書に紛争解決条項を定めていないから  
紛争発生後に解決方法を考えれば十分である  
国際仲裁に関してあまり知らないから



ところで、仲裁条項を規定していない1割5分ほどの企業は、なぜこれを規定しないのであろうか。

その理由につき調査してみると、裁判管轄条項のみしか選択肢にしていない、あるいは、そもそも何ら紛争解決条項を定めていないといった現実が、わが国企業の一部については存在していることが浮かび上がってくる。

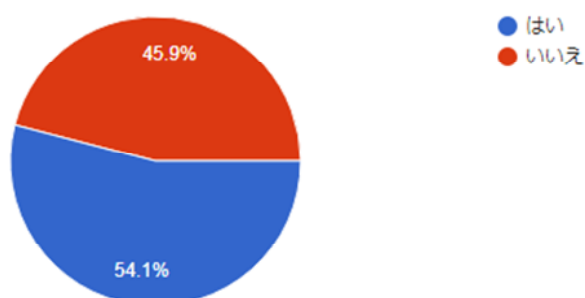
この点、ヒアリング調査の対象企業のうち、契約書に仲裁条項を規定していないと回答した企業は1社(従業員数が300人以下の企業)のみであったが、その理由は、国際仲裁に関する知識不足であった。また、別の1社(従業員数が300人以下の企業)については、仲裁条項を規定してはいるが、相手方企業が提示してきた契約書案に規定されていたものを受け入れた結果にすぎず、国際仲裁に関する知識不足については変わらないと述べていた。中小企業を中心としたわが国企業への国際仲裁に関する啓発・教育活動は、依然として重要であるといえよう。

#### (4) 国際取引での紛争解決の経験

##### <国際紛争の経験>

#### 4-1 貴社の海外進出・国際取引に際して紛争を経験したことはありますか

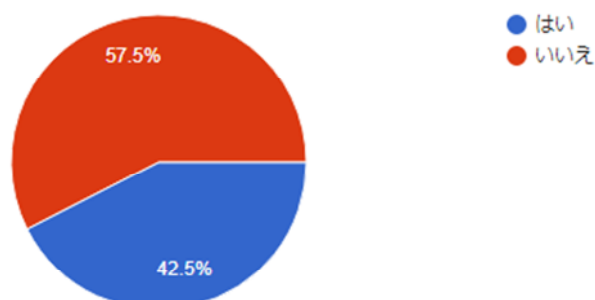
296 件の回答



##### <国際仲裁の利用の有無>

#### 4-2 その紛争の解決に国際仲裁を利用しましたか

160 件の回答

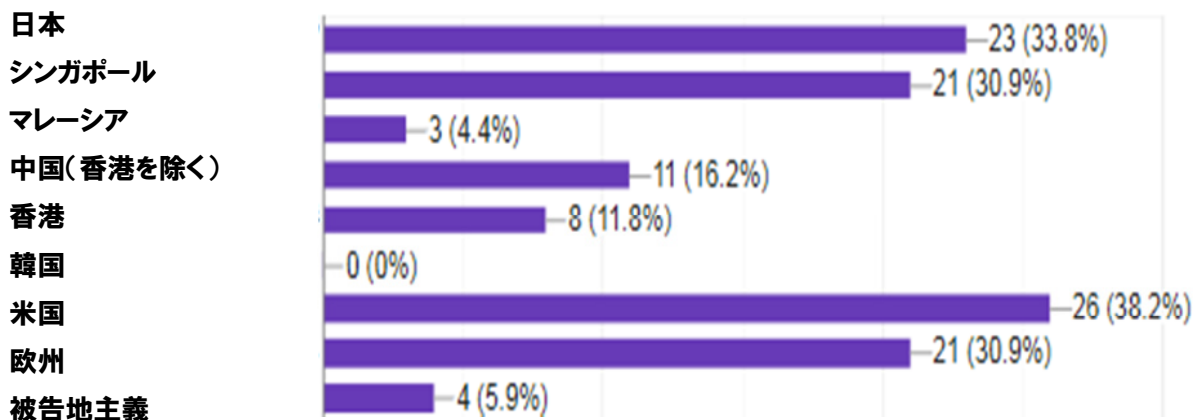


以上は契約書における仲裁条項の状況であったが、それでは、かかる仲裁条項が実際に発動する場合、すなわち、わが国企業の仲裁の実際の利用状況はどうであろうか。

まず、海外進出・国際取引に関与している企業のうち、実際に国際紛争に巻き込まれた経験を有しているのは約半数である。その上で、実際に仲裁手続に進んだのは、そのうちのさらに半数以下である。すなわち、海外進出・国際取引に関与していたとしても、実際に国際仲裁を経験したわが国企業は全体の4分の1以下なのであり、このことがわが国企業の国際仲裁に対する意識が必ずしも高くない背景となっていると考えられる。

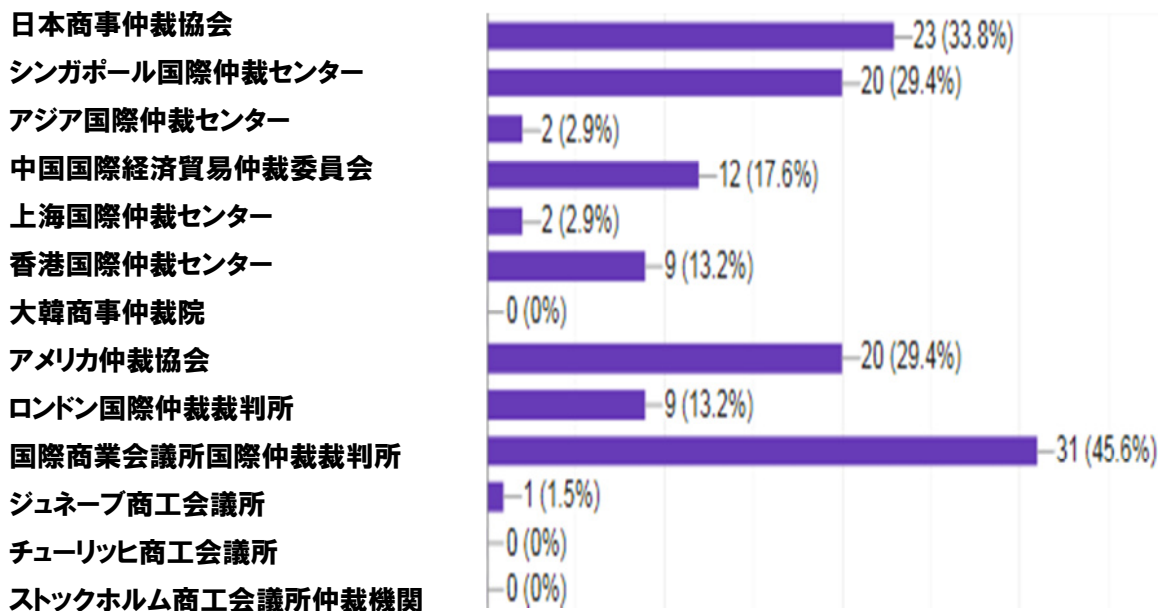
<経験した仲裁地>

4-3-1 実際に経験した国際仲裁において利用した仲裁地を分かる範囲ですべて挙げてください（複数回答可能）



<経験した仲裁機関>

4-3-2 実際に経験した国際仲裁において利用した仲裁機関を分かる範囲ですべて挙げてください（複数回答可能）



それでは、国際仲裁を経験したわが国企業は、いかなる地を仲裁地とするいかなる仲裁機関の仲裁手続を実際には遂行しているのでしょうか。



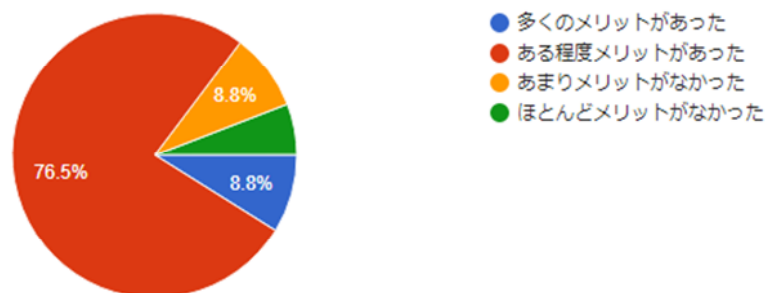
この点で興味深いのは、仲裁条項で指定される仲裁地・仲裁機関では日本よりもシンガポールが多かったのに対し、実際に経験した仲裁手続については逆転しているという点である。すなわち、現実には紛争が発生した場合に、外国を仲裁地として外国の仲裁機関の下で手続を行わなければならないことが判明した結果、仲裁を利用せずに紛争解決を試みる、例えば、和解での解決を目指すといった動きをしている可能性があるということである。実際、ヒアリング対象企業については、本社のみならず世界各地の子会社にも充実した法務部を備えているような1社を除けば、他は全て、外国が仲裁地の外国仲裁機関の仲裁手続を遂行することについては、躊躇を覚えざるを得ないと一様に回答していた。

なお、上記の点を除けば、経験した仲裁地・仲裁機関の分布は、上述した仲裁条項で指定された仲裁地・仲裁機関の分布と大きくは変わらない。

#### <国際仲裁手続の評価>

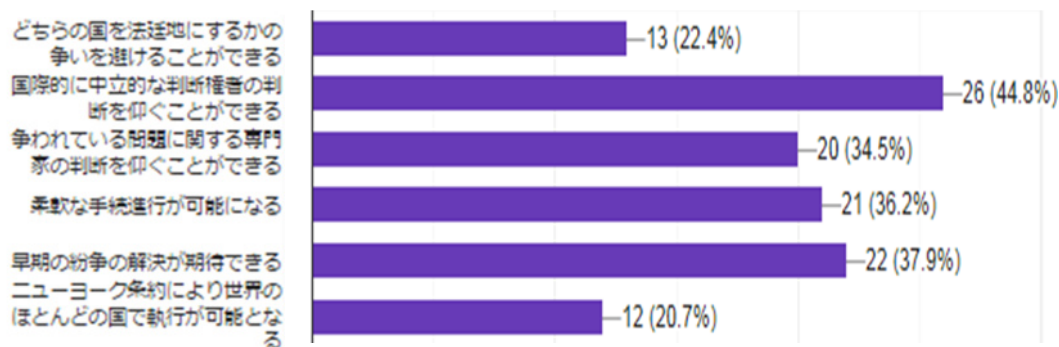
#### 4-4 実際に利用した国際仲裁手続をどのように評価していますか

68件の回答



#### <メリットの感じ方の理由>

#### 4-5 (問4-4で「1 多くのメリットがあった」又は「2 ある程度メリットがあった」と回答した方) そのように回答した理由は何ですか (複数回答可能)

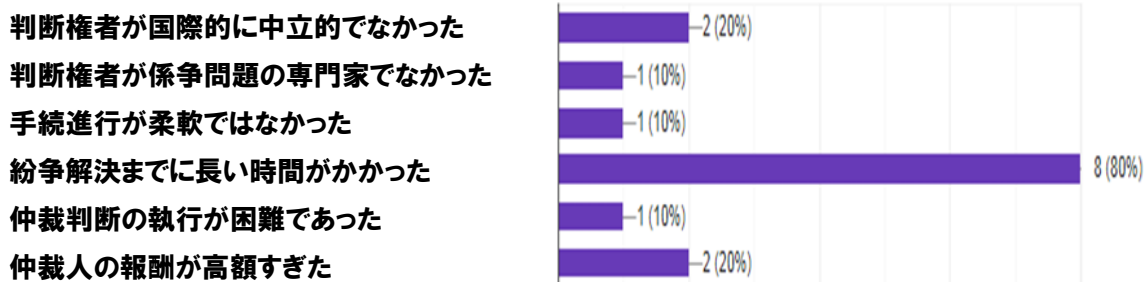


それでは、実際に利用した企業は、国際仲裁手続をどのように評価しているのでしょうか。この点、8割5分ほどの企業がメリットを感じていると回答している。

その理由としては、国際的に中立的な判断権者の判断を仰ぐことができるという点の指摘が最も多いが、専門家に判断を仰ぐことができる、柔軟な手続が可能になる、早期の紛争の解決が期待できるといった理由も多く指摘されている。この点は、上述した仲裁条項を規定する理由の調査結果とは異なっており、逆に言えば、真の専門家による柔軟な手続進行、早期の解決がなされた仲裁事案については、利用者の満足度が高いということになるであろう。

なお、上述した仲裁条項を規定する理由の調査結果と比較すると、どちらの国を法廷地にするかの争いを避けることができる、ニューヨーク条約により世界のほとんどの国で執行が可能といった理由の指摘が、相対的に少ない。しかしこれは、仲裁条項の存在により既に法廷地を巡る争いが発生しなくなっている状況で仲裁手続が進行するからであり、また、実際には強制執行に至らずに仲裁判断により命じられた金銭の支払いを受けられるケースが多いことによるものであろう。

#### 4-6 (問4-4で「3 あまりメリットがなかった」または「4 ほとんどメリットがなかった」と回答した方) そのように回答した理由は何ですか (複数回答可能)



これに対し、メリットを感じなかった1割5分ほどの企業から提示された、その理由については、紛争解決までの時間が長期化したことに集中している。

事案の性質や複雑性により仕方がない場合はあるものの、document productionの手続があまりに広範囲・長期の渡る仲裁手続が多くなってきていることは、現代の仲裁実務においても問題視されている。また、特定の仲裁人に案件が集中しすぎる傾向があるため、あまりに忙しすぎる結果、仲裁手続が長期化することが少なからずあることも、やはり問題視されている。

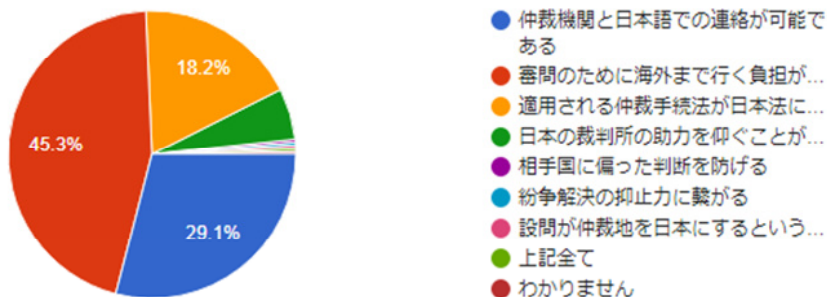
手際よく迅速に手続を進めることができたか否かが、満足度に影響にしているように考えられる。

## (5) 日本での仲裁の利用

<日本における国際仲裁のメリット>

### 5-1 日本で国際仲裁手続を行うことには貴社にとってどのようなメリットがあると思いますか

296 件の回答



日本で国際仲裁手続を行うメリットとして、審問のため海外まで行く負担がなくなる点につき 4 割 5 分の企業が指摘している。

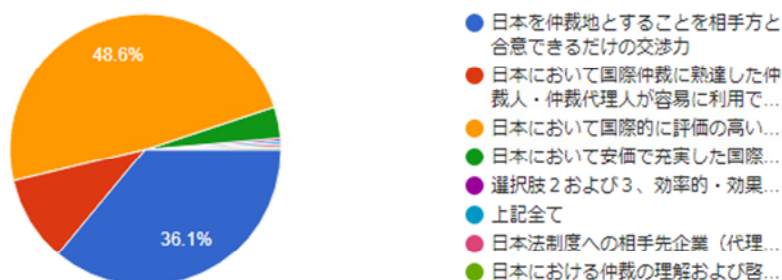
また、仲裁機関の事務局と日本語での連絡が可能であることについても 3 割近くの企業が指摘しており、その背景には、わが国企業については、英語によるコミュニケーションに熟達したスタッフを抱える企業ばかりではないという現実があるように思われる。

さらに、仲裁地が日本であれば、仲裁手続法が日本法になること、日本の裁判所の助力を仰げることも、あわせて 4 分の 1 近くの企業が指摘しており、日本の法制度への信頼を感じることができる。

<日本を仲裁地として選定するための必要な要素>

### 5-2 契約において日本を仲裁地として選定するためには何が必要と考えますか

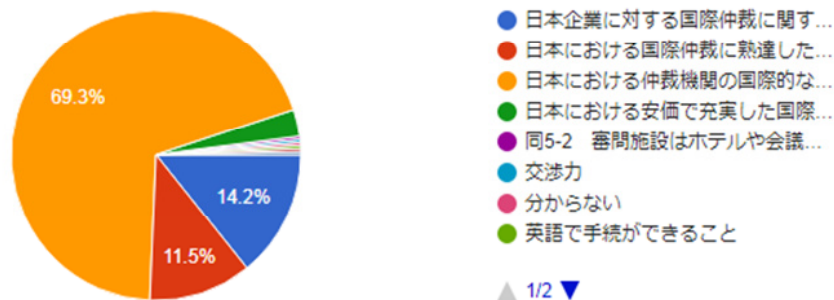
296 件の回答



<日本における国際仲裁の利用促進のために必要な要素>

### 5-3 日本において国際仲裁の利用が進むためには何が必要と考えますか

296 件の回答



それでは、日本が仲裁地としてより選定されるために必要なものは何か、そして、日本において国際仲裁の利用が進むために必要なものは何であろうか。

この点については、前者の観点からは5割近くが、そして、後者の観点からは7割以上が、日本の仲裁機関の国際的な評価の向上を指摘している。このことを逆に言えば、日本の仲裁機関が、国際的には必ずしも評価されていないという現状が指摘されているともいえる。そのために仲裁地・仲裁機関の交渉の場面でもわが国企業は苦勞せざる得ないし、また、結局のところ、より国際的な評価の高い海外の仲裁機関に頼る傾向を生んでしまっていると考えられる。わが国の仲裁機関の国際的な評価の拡大、そのための挺入れは、わが国における一つの重要な課題ということになる。

また、日本を仲裁地にするためには交渉力の向上が必要という指摘も、4割近くが指摘している。交渉力の前提には、国際仲裁の知識に関する正しい理解が必要である。しかし、現実には、上述のように、海外進出・国際取引に関与しているわが国企業のうち、3分の1が「あまり理解していない」か「全く理解していない」のであり、より一層の企業向けの国際仲裁に関する啓発・教育活動が必要といえよう。

またさらに、わが国において国際仲裁人・国際仲裁代理人がより充実した形で存在することも、どちらの観点からも、1割前後の企業が指摘している。国際的に評価の高い国際仲裁人・国際仲裁代理人を養成すべく、わが国においても人材養成のための活動が必要であるといえよう。

### 3 総括

以上の調査結果により、わが国企業における仲裁手続の活用の実態については、以下のように纏めることができるように思われる。

すなわち、グローバル化の進展の下、海外進出・国際取引にいかなる形でも関与していないという企業は、非常に少なくなっている。逆に言えば、ほとんどの企業が、海外進出・国際取引に何らかの形で関与しているという状況になっている。

そうした企業においては、国際仲裁という紛争解決手段の存在は広く認知されるようになっており、また、そのメリットは抽象的には理解されるようになってはいるが、国際仲裁に関する様々な知識に関してはこれを十分に理解していない企業がまだまだ多い。

また、海外進出・国際取引の契約書への仲裁条項の規定も普遍化しており、そのメリットも抽象的には理解されるようになってはいるが、外国に仲裁地を取られてしまう、外国の仲裁機関に任せてしまう傾向がある。この点、自国を仲裁地や審問場所にするもののメリットは理解されているが、交渉力の弱さ（その背景には国際仲裁に関する様々な知識の不足もある）、わが国の仲裁機関の国際的な評価の低さ、わが国における国際的な評価の高い国際仲裁人・国際仲裁代理人の不足により、そのような傾向が生まれている。

他方、実際に国際紛争に巻き込まれた経験のある企業は、海外進出・国際取引に関与する企業の中でもその半数ほどであり、その中でも国際仲裁手続に進むのはさらにその半数ほどである。このことと、実際に仲裁手続が遂行されるのは（仲裁条項の傾向とは異なり）日本を仲裁地とした日本の仲裁機関とする手続が多いことを勘案すると、現実に紛争が発生した場合に、外国を仲裁地として外国の仲裁機関の下で手続を行わなければならないことが判明した結果、仲裁を利用せずに紛争解決を試みる、例えば、（不利な内容であっても）和解での解決を目指すといった動きをしていることがうかがわれ、仲裁地・仲裁機関を海外に奪われている状況が、わが国企業に不利に働いている実態が浮かび上がってくるといえる。

なお、国際仲裁手続を経験した企業の多くがそのことに満足を感じているが、手続が長期化したようなケースについては不満を持つ企業が多くなる傾向がある。手続長期化の防止は現代の国際仲裁における重要な課題であるが、その一つの処方箋としての手際よく迅速に手続を進めることができる仲裁人の存在が、満足度をさらに高める課題といえよう。

以上のようにみても、国際仲裁に関するわが国の課題としては、わが国の仲裁機関の国際的な評価の拡大、わが国企業向けの国際仲裁に関する啓発・教育活動、国際的に評価の高い国際仲裁人・国際仲裁代理人を務めることができるだけのわが国の人材を養成するための活動、さらには、ハード面・ソフト面でのわが国の国際仲裁インフラ（廉価で充実した審問施設、わが国のみならず海外からも信頼される法制度）の整備が必要であるといえよう。

なお、かかる活動を支援する日本政府の「国際仲裁の活性化に向けた取組」の推進については、海外進出・国際取引に関与するわが国企業であってもその5割近くが認識していない。より一層の広報活動が必要であるといえよう。

## 第2章 アジアの仲裁機関における国際仲裁手続の利用促進方策

### 1 本章の目的・構成

本章は、アジアの仲裁機関における国際仲裁手続の利用促進方策、その中でも特に、大韓商事仲裁院（Korean Commercial Arbitration Board, KCAB）及びアジア国際仲裁センター（Asian International Arbitration Centre, AIAC）のそれにつき、国際仲裁を熟知した仲裁人の育成・確保方策や、財政的支援を含む政府の支援方策をも含め、調査・研究することを目的とする。

以下では、現地ヒアリング調査を交えた調査結果につき、KCAB（2）、AIACの順に示し（3）、そこから導かれるわが国への示唆につき総括的に示すこととする（4）

### 2 大韓商事仲裁院（Korean Commercial Arbitration Board, KCAB）<sup>3</sup>

#### （1）基本情報

KCABは、韓国仲裁法によって、現在韓国で商事仲裁を行うことが認められている唯一の機関である。唯一の機関という意義は、KCABに関する限り、仲裁実務を行う仲裁機関という役割だけでなく、後述するように仲裁にかかる韓国の政策決定に深く関与し、かつその決定を実施し、仲裁普及の宣伝まで行っていると評価できる。

KCABは、1966年に創立されたが、1997年の通貨危機において国際紛争が急増し、国際仲裁が効率的な紛争解決として注目されるまでは目立った動きはなかった。通貨危機当時の国際仲裁は、主として外国法律事務所だけが担っていたが、次第に5大事務所と言われる大手の法律事務所が当該分野を手掛けるようになり、また、国内仲裁案件が大きく伸びたことから、大手事務所以外からも数多くの弁護士が参入し、仲裁実務家のすそ野が広がった。

その後、KCABの事件数は、2006年には215件（国内案件168件、国際案件47件）まで増加し、2015年には413件（国内案件339件、国際案件74件）に倍増している。特筆すべきは、このような急成長の背景には、前述した国内の仲裁実務家が増え、発言力が増したこと、そしてかかる仲裁実務家の積極的な働きかけがあり、最終的に国をも動かす原動力になったと思われる。

---

<sup>3</sup> 本報告書におけるKCABに関する記述については、直接に調査・研究にあたった宮武雅子弁護士がKCABで研究員として勤務していた2018年当時の見聞、KCABの職員へのインタビュー、韓国の仲裁実務家及び大学関係者にヒアリングした結果をまとめたものである。以下の内容には、個別のヒアリングで得た情報及び当該情報を基にした私見も含まれており、必ずしも全て公表されているものではないため、根拠となる資料を伴わないことにご注意されたい。

## (2) SIDRC との統合

2018年4月1日付で、ソウル国際紛争解決センター（SIDRC）が KCAB と統合した。この統合により、SIDRC は KCAB International を正式名称とすることになった。

そもそも、両者は沿革上、また組織的に以下のような相違があった。SIDRC は、韓国の国際仲裁実務家を中心に組織され、国際仲裁案件のみを扱い、また、シンガポールのマックスウェル・チェンバーのように国際仲裁セミナーを行う貸会議室として機能していた。これに対し、KCAB は、官主導で作られ、国際仲裁案件のみならず、多くの国内仲裁案件及び調停案件を扱っており、両者は組織としては完全に別個独立の組織であった。ただ、運営面では両者は密接に連携しており、SIDRC のケースマネジメントは全て KCAB が行っていた。

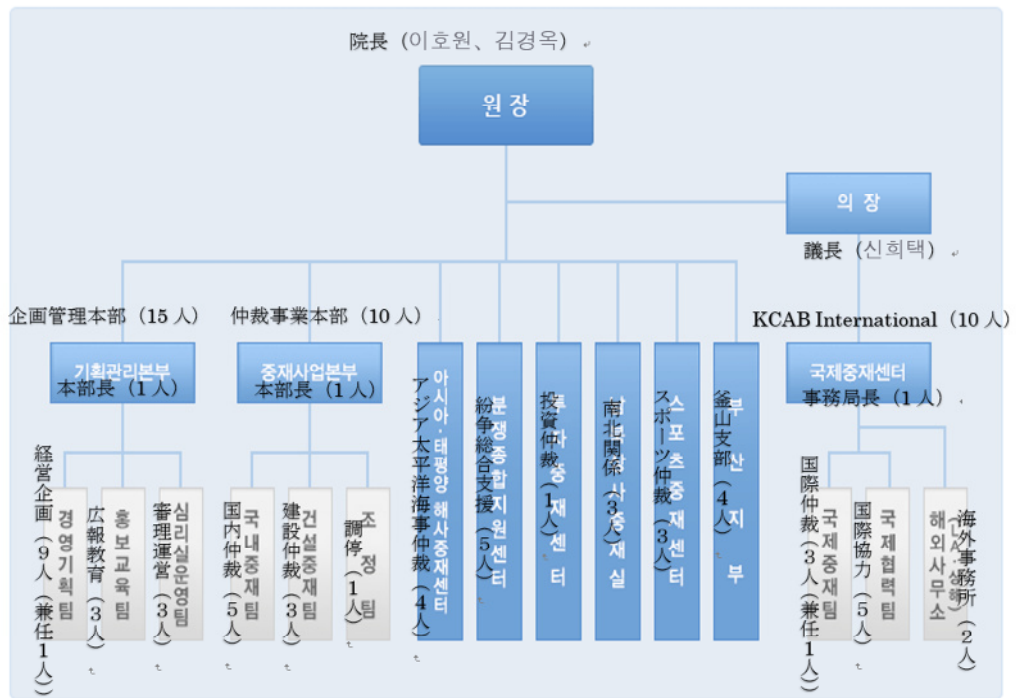
この統合の背景は、第1に、SIDRC は統合前には明洞の近くに位置しており、KCAB は江南区のコエックスセンターに位置し、漢江を挟んで南北に分かれており、行き来が大変不便だったことにある。車で約1時間はかかると言われている。前述のように、SIDRC のケースマネジメントが KCAB によって行われていたところ、事務の非効率性を解消する必要があった。

第2に、シナジー効果である。SIDRC は国際仲裁に関して国際的な知名度が非常に高いが、経済的に厳しいので運営をバックアップする人材も不足しており、組織としては脆弱であった。他方で、KCAB は国際仲裁案件よりもむしろ国内仲裁に強く、組織としてもケース・マネージャー、企画・運営・宣伝等を行い、かつ米国と中国にも営業所があり、豊富な人材と資金を抱えていたわけである。両者が一つになった方が運営面のみならず、宣伝効果、費用面でもシナジー効果が期待できることは明白だったからである。また、SIDRC と KCAB が別個の組織であることが、対外的に不明確で誤解されるケースが多々あったため、世界的に一つの組織として認知され、シナジー効果をより高めることも意図していた。

## (3) 組織

KCAB のトップである院長は、現在、公式には、이호원（イ・ホオン）、김경욱（キム・ギョングク）の2人である。組織上の意思決定権限は、Board of Directors によって行われる。Director の人数は10人であり、法曹、官僚、ビジネス界などの利害関係者で構成される。意思決定の対象は、予算、組織上の変更、仲裁、調停等のルール変更の承認等である。院長の下に総務・企画・人事に該当する企画管理本部、国内仲裁を取り扱う仲裁事業本部、海事仲裁を行うアジア太平洋海事仲裁本部、国内紛争の調停・助言を行う紛争総合支援本部、投資仲裁本部、南北担当部、スポーツ仲裁本部、釜山オフィス、及び KCAB International（ロサンジェルス事務所及び上海事務所を含む。）がある。2019年2月現在の人員は、院長を含めて58人である。





<KCAB의 현재의組織圖> <sup>4</sup>

KCAB は近年、事務局のスタッフとして、国内外の弁護士資格者、又は高学位の人材を積極的に採用している。調査者が知る限り、2018年5月時点で、国内外の弁護士資格保有者は7人、博士号取得者が4人ほど在籍している。仲裁機関ルールの策定、ケースマネジメント等の仲裁実務サービスの向上を目指したものといえる。この背景には、KCABの国際ケースマネジメントが、KCABと競争関係にあるSIACやHKIACのケースマネジメントと常に比較されるところがあるからだと推測される。

特筆すべきは、KCAB Internationalの地位である。組織図上は、上記の各本部と同様に院長の下にあるが、意思決定権限の相当な範囲、財政及び人事は、KCAB全体、つまり院長及びBoard of Directorsから独立してKCAB International自体に留保されている。その理由は、筆者の私見では、これまでの沿革（特に、民間の仲裁実務家で運営されてきたという背景）と、2018年の合併交渉時において、当該民間実務家がバーゲニング・パワーをもっていたことの結果ではないかと推測される。KCAB Internationalの意思決定は、議長であるHi-Taek Shin (Kim & Chan Partner, Professor Seoul National University)、事

<sup>4</sup>[http://www.kcab.or.kr/jsp/kcab\\_kor/kcab/kcab\\_04.jsp?sNum=3&dNum=0&mi\\_code=kcab\\_04](http://www.kcab.or.kr/jsp/kcab_kor/kcab/kcab_04.jsp?sNum=3&dNum=0&mi_code=kcab_04)

務局長である Sue Hyun Lim, Director である Heehwan Kwon の 3 者の協議によって決定されている。

なお、International Arbitration Committee は<sup>5</sup>、個別の仲裁事件にかかる非常勤の組織であり、国際仲裁における仲裁人の数、選定、解任等、KCAB の規則上「事務局」として関与する場合の諮問機関である<sup>6</sup>。各国の仲裁実務家メンバーで構成されており、本稿執筆時点で、合計 20 人である。日本からは手塚裕之弁護士が就任している。

#### (4) 施設

KCAB は、SIAC と同様に、飛行場からのアクセスが良く、また、公共交通機関が充実しているロケーションでのワンストップサービスの提供を目指している。KCAB は、江南というビジネスの中心地にあり、COEX という 3 つのホテル、ショッピング、映画館等の娯楽の一大コンプレックスの中に位置するトレードタワーに所在している。COEX 内には、エアポートリムジンバス発着所があり、また地下鉄 2 路線も利用できる。前述したように、SIDRC が、KCAB と合併して KCAB の施設に統合された理由の一つには、このようなアクセスの利便性があることは言うまでもない。なお、筆者の知る限り、2018 年 3 月の時点で、COEX の代表者が KCAB の Board of Directors の一人として名を連ねていた。

本稿執筆時点で、KCAB は大会議室から小会議室まで、5 つのヒアリングルーム（準備室も含む。）と 4 つの調停室を有している<sup>7</sup>。

#### (5) 事件数

		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
Cases	Domestic	245	275	261	295	339	319	307
	Intl.	77	85	77	87	74	62	78
	Total	322	360	338	382	413	381	385

(出典：KCAB 提供資料)

KCAB の処理事件数は 2014 年から連続して 380 件を超え、2017 年では 385 件である<sup>8</sup>。SIAC や HKIAC と比較して特徴的であるのは、国内案件が過半数以上、2017 年度では 80% を占めていることである。この背景には、国内案件の 38%（国際案件を含めた合計処理事件数の

<sup>5</sup> [http://www.kcab.or.kr/jsp/kcab\\_eng/kcab/kcab\\_14\\_ex.jsp](http://www.kcab.or.kr/jsp/kcab_eng/kcab/kcab_14_ex.jsp)

<sup>6</sup> KCAB 国際仲裁規則日本語版  
([file:///C:/Users/MM/Downloads/International\\_Arbitration\\_Rules\\_of\\_KCAB\\_2016\\_Japanese%20\(1\).pdf](file:///C:/Users/MM/Downloads/International_Arbitration_Rules_of_KCAB_2016_Japanese%20(1).pdf))

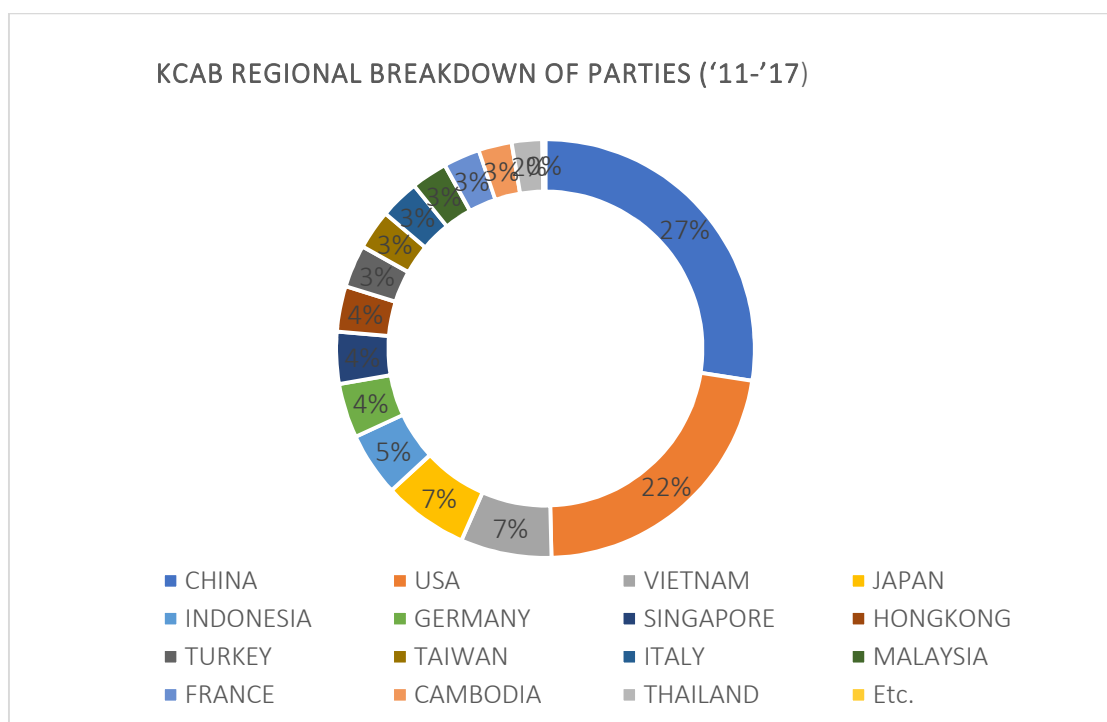
<sup>7</sup> [http://www.kcab.or.kr/jsp/kcab\\_eng/kcab/kcab\\_01\\_office\\_12.jsp](http://www.kcab.or.kr/jsp/kcab_eng/kcab/kcab_01_office_12.jsp)

<sup>8</sup> [file:///C:/Users/MM/Downloads/2017%20KCAB%20Annual%20Report\(Final\).pdf](file:///C:/Users/MM/Downloads/2017%20KCAB%20Annual%20Report(Final).pdf)

33%) を占める建設紛争がある。建設案件は、元々、紛争が多発する領域であり、安価でスピーディな解決が望まれる類型であるので、仲裁に適している。そこで、韓国の官公庁の建設契約には、原則として、KCAB を仲裁機関とする仲裁条項が挿入されている（但し、正確には選択的条項である）と言われている。

また、国内仲裁案件に関しては、KCAB の紛争総合支援本部が行う助言サービスも看過できない。当該助言サービスは、長年、調停人として経験を有する専門家が一般人からの苦情を電話で受け付け、無料でアドバイスを行うものである。そして、助言の最後には、「解決しなければ、KCAB での仲裁又は調停がある」旨の言葉を付け加える。その意味で、KCAB の事件数の増加に寄与していることは間違いない。

処理事件数の増加に寄与しているのは、仲裁事件にかかる費用が、SIAC 及び HKIAC に比較して廉価である点である。もっとも、韓国の仲裁実務家の中には、廉価ゆえに、KCAB での仲裁を避ける向きもあるし、SIAC や HKIAC に比して、廉価ゆえにケースマネジメントの質に疑問を呈する声がないわけではない。



(出典：KCAB 提供資料)

国際仲裁の件数はこの7年間、70件から80件前後で伸び悩んでいる。ロサンゼルスや上海に拠点を設けて宣伝活動を行っているが、今のところどれだけ具体的な成果が出ているか不明である。なお、2011年から2017年までの国際仲裁事件の当事者のうち、上位5か国は、中国（全体の27%）、アメリカ（22%）、ベトナム（7%）、日本（7%）、インネシア（5%）である。KCABの上記海外拠点は、かかるユーザーをターゲットにしたものである。

なお、KCABの年間統計には表れていないが、KCABで行われている調停事件は年間数百件

から 1000 件近くあると言われている。

#### (6) 広報活動

KCAB は、SIAC や HKIAC と同様に内外で行う会議・セミナーを主要な広報活動としている。KCAB の内外における大小の会議・セミナーは、年間百件近くに上ると言われている (Annual Report をご参照下さい)。そのうちの最大のものが、毎年開催される Seoul ADR Festival である<sup>9</sup>。さらに、FDI Moot (Foreign Direct Investment International Arbitration Moot) も毎年主催しており<sup>10</sup>、多くの将来の仲裁実務家に KCAB を広報する絶好の機会となっている。これまでは、予選である Asia Pacific round のみを開催していたが、2020 年度には決勝ラウンドを開催する予定である。

また、KCAB は、各国仲裁機関等との交流を積極的に進めており、ICC、WIPO 等の外国仲裁機関に人員を研修等の名目で派遣し、また、海外の国際仲裁紛争会議にも数多くのスタッフを派遣している。つまり、国際機関に人材を送り込んで KCAB/韓国のプレゼンスをあげるためである。仁川に UNCITRAL のアジアパシフィック事務所を誘致したのもその戦略の一環である。

2019 年 4 月 1 日付で、KCAB International の議長である Hi-Taek Shin が世界的な仲裁人組織である ICCA (International Council for Commercial Arbitration) の Governing Board に就任する予定である<sup>11</sup><sup>12</sup>。このように、KCAB は、その名を世界に知らしめるために、グローバルな組織を韓国に誘致し、同時に当該組織に人材を積極的に送り込んでいる。

さらに、内外の大学及びロースクールからのインターンの受け入れも常時行っている。

#### (7) 財 源

KCAB の予算は、所管庁である法務省からの財源が主である。それに追加して、経産省及び国会からの財源もある。総額は不明であるが、筆者のヒアリングでは、KCAB のケースマネジメントフィーがほぼ全体予算の半分ほどになると聞いている。

#### (8) 最近の法改正

韓国は、2017 年 8 月に Arbitration Industry Promotion Act of Korea を施行した。同法は、韓国を国際仲裁のハブにすることを目指すことを目的として掲げ、紛争解決施設、仲裁実務家、仲裁制度等のインフラを整備することを奨励するものである。同法成立の背景には、香港の成功例がある。香港が国際仲裁の活性化を国家戦略として掲げ、2009 年にアジアで初めて ICC Reginal Office を開設できたこと等が、その後の航空業、観光業の活

---

<sup>9</sup> <http://www.safkcab.com/>

<sup>10</sup> <https://www.fdimoot.org/>

<sup>11</sup> <https://www.arbitration-icca.org/about.html>

<sup>12</sup> [http://www.kcabinternational.or.kr/user/Board/comm\\_notice\\_view.do](http://www.kcabinternational.or.kr/user/Board/comm_notice_view.do)

性化に貢献したといわれている。香港やシンガポールを仲裁地とすることが、より多くの外国法律事務所の参入を招き、関連する様々なサービス業の成長を促したと考えられている。

この振興法は、内容としては所管庁等、政府の努力義務を定めたもので、具体的な法的拘束力には乏しいところがある。筆者のヒアリングによると、この振興法の真の趣旨は、所管庁を法務省として明確に位置付けるためであり、その背景には前述した仲裁実務家の発言力を反映するための積極的な働きかけがあったと言われている。

明文上、仲裁実務に関する基本方針の策定が定められているが、ではどのようにして仲裁実務家の声を反映するか、明らかではない。筆者のヒアリングによると、KCAB と法務省との間で人的交流及び会議が常時行われており、法務省による基本計画の策定はすなわち KCAB の意図を色濃く反映したものとなっている。

### 3 アジア国際仲裁センター (Asian International Arbitration Centre, AIAC) <sup>13</sup>

#### (1) 基本情報

AIAC は、民間により設立された他の多くの仲裁機関とは異なり、「アジア・アフリカ法律諮問機関 (Asian-African Legal Consulting Organization, AALCO)」なる国際機関により設立された仲裁機関である。かつては「クアラルンプール地域仲裁センター (Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration, KLRCA)」なる名称であったが、2018年に現在の名称に変更がなされた。この点、マレーシアの仲裁機関との位置づけからは「アジア」の名称を使うことには異論もあり得るところであるが、(マレーシアという一国の枠を越えた) AALCO なるアジア・アフリカのための国際機関が設置する仲裁機関というその特質から、かかる批判をかかわすことができたといった近年のエピソードは、その性格の特殊性を顕わにしているといえよう。

もっとも、AIAC は、かねてから著名な仲裁機関であったわけではない。かつては施設も古く、案件管理も遅滞しがちな途上国の仲裁機関の一つとしかみなされていなかった。

しかし、前所長の Sundra Rajoo 教授がその職に就任して以降、マレーシア政府からの充実した施設の供与、資金的な援助を大幅に受けることになり、様々な改善の上、アジアにおける著名な国際仲裁機関の一つとしての地位を築くに至っている。もっとも、2018年11月、Sundra Rajoo 教授は突然に逮捕され、その後、所長の職を辞すことになった。

#### (2) 近時における所長の交代とその影響

2018年11月、AIACの所長であった Sundra Rajoo 教授が突然にマレーシアの Malaysian

---

<sup>13</sup> 本報告書における AIAC に関する記述については、直接に調査・研究にあたった早川吉尚立教大学教授が、新たに行われた現地調査の結果も含めてまとめたものである。

Anti-Corruption Commission (MACC) により贈賄等の嫌疑により逮捕された。もっとも、AIAC が母体である AALCO が国際機関であるが故に、同機関の所長であった同教授には外交特権があることが逮捕後に確認されたため、後にすぐに釈放された。しかし、手続上の理由で身柄拘束は解かれたものの、贈賄等の嫌疑に基づく当局の捜査は依然として続くため、AIAC のイメージ低下の虞を勘案し同教授は AIAC の所長の職を自ら辞すこととなった<sup>14</sup>。

かかる不祥事は、AIAC の近時における発展に悪影響を与えるのであろうか。この点、本調査の結果によれば、答えは否であるといえる。以下、理由を記したい。

第一に、今回の当局の捜査の背後には、2018 年春の政変の影響があるということである。すなわち、2018 年 5 月、Najib Razak 首相率いる与党がマレーシアにおける議会選挙で大敗を喫した<sup>15</sup>。その背景には、“1Malaysia Development Berhad Scandal” と呼ばれる Najib Razak 首相を被疑者とする疑獄事件の捜査を、捜査を指揮していた司法長官を更迭する等の手段で中止させるなど、同首相政権下では汚職や権限濫用が横行していたとの国民からの批判があった<sup>16</sup>。かかる国民の Najib Razak 政権への批判を背に、野党は、伝説的な政治的指導者であり、現政権下での汚職・権限濫用に批判的であった Mahathir Mohamad 博士を党首に迎え、上記の 2018 年 5 月の議会選挙で政権を奪取したのであった。

Mahathir Mohamad 新首相の下、Najib Razak 前首相は、上記の MACC に逮捕された<sup>17</sup>。かかる Najib Razak の 2009 年の首相就任以降、KLRC の所長となったのが Sundre Rajoo 教授であり、政権の司法長官が KLRC (後の AIAC) の Advisory Board の長も務めるといった制度が整えられる中で<sup>18</sup>、Sundre Rajoo 所長の下での AIAC は Najib Razak 政権に極めて近く、結果、Najib Razak 前首相の逮捕後に Sundre Rajoo 所長も逮捕されたのであった。その意味で、今回の不祥事は、Sundre Rajoo 前所長と前首相の属人的関係性に因るものであったと言える。

第二に、政権が交代した後においても、依然として AIAC は、政府から施設の供与、資金的な援助を大幅に受けている。すなわち、現政権においても、マレーシアをアジアにおける国際仲裁の中心の一つとするための施策は継続されているのであり、その政策目的に変更はないといえよう。

第三に、新所長である Vinayak Pradhan 氏は世界的に著名な仲裁人であり、高名な弁護

---

<sup>14</sup>

<http://www.theedgemarkets.com/article/aiac-director-resigns-over-macc-investigation>

<sup>15</sup> <https://edition.cnn.com/2018/05/09/asia/malaysia-elections-results/index.html>

<sup>16</sup>

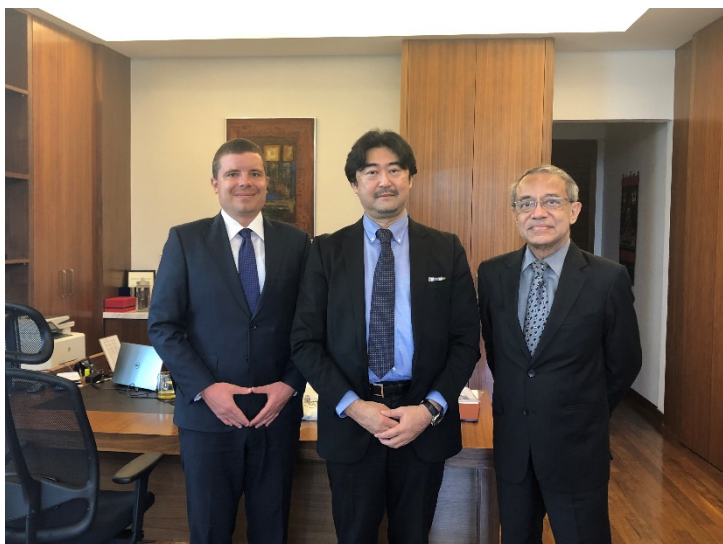
<https://www.theguardian.com/world/2016/jul/28/1mdb-inside-story-worlds-biggest-financial-scandal-malaysia>

<sup>17</sup>

<https://www.freemalaysiatoday.com/category/nation/2018/07/03/macc-arrests-najib-at-his-home/>

<sup>18</sup> <https://www.aiac.world/about-aiac/director-advisory-board>

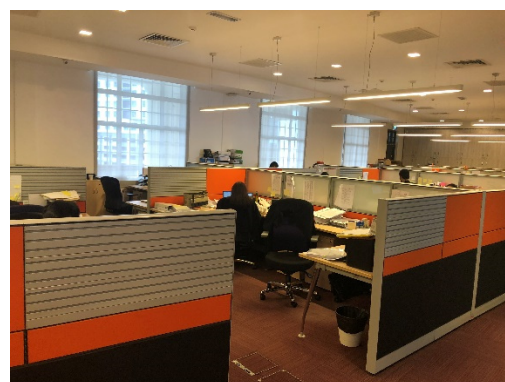
士である。同氏のリーダーシップ、及び、同氏を支える Harald Sippel 事務局長（オーストリア人である）により、前所長の下において運営面で透明性に欠けていた部分につき、できる限りの透明化が図られようとしている。また、前政権の腐敗を追及している新たな司法長官が新たに Advisory Board の長となっていることも、そうした改善を後押しするものになるといえる。



<左から、Harald Sippel 事務局長、調査者、Vinayak Pradhan 新所長>

### (3) 組織

AIAC の組織は、所長の下、大きくは、事案管理等を行う Legal Service 部門、広報活動等を行う Business Development 部門、バックオフィス部門により構成されており、40 名弱のスタッフが働いている。



<AIAC のスタッフ用のオフィススペース>

この他、上述のように、司法長官を長とする Advisory Board が存在しており、大所高所からのアドバイスを行っている。メンバーは、Volterra Fietta 氏（英国）、Robert Volterra 教授（英国）、Philip Yang 教授（香港）、Sumeet Kachwaha 氏（インド）、Cecil Abraham 氏（マレーシア）、Vinayak Pradhan 氏（マレーシア）であり、マレーシア以外の国々の著名な仲裁専門家が多数就任している点が注目される。

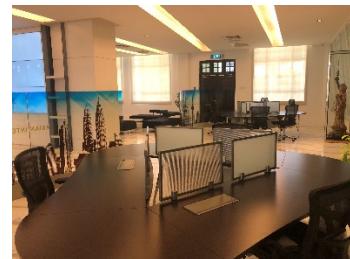
#### （４）施 設

AIAC には、かつて” Sharia Court” として使われていた施設が、大幅なリノベーションを加えた上で、政府から無償で供与されている。



<左から、施設前に設置された AIAC の電子看板、施設概観>

1 階のエントランスには 2 名のレセプションистが常駐しており、利用者の待機スペースには広い打ち合わせスペースも設置されている。



<左から、受付、待機スペース、待機スペース奥の打ち合わせスペース>

Hearing Room や Break Out Room は大中小用意されている。セミナー等にも利用可能であり、特に最も大きい講堂では大型のシンポジウム等を開催することができる。





<左上から時計回りに中会議室の一つ、大会議室の一つ、大型講堂（2枚）>

特に、大型審問施設があることは、例えば、（これを常備していることを条件としている）ICSIDの指定審問場所にAIACが選ばれることを可能にしている<sup>19</sup>。

また、審問用の会議室の多くには、自動音声認識による議事録作成システムが設置されており、外部業者に記録者や機器の手配を頼まなくとも、（英語であれば）審問の議事録を作成することが可能となっている。

この他、仲裁人用のレストランも兼ねた休憩スペース、一般利用も可能なカフェも施設内に設置されている。

<sup>19</sup> なお、この他にも、AIACは、ドメイン名の国際統括機関であるICANNのドメイン名紛争に関する指定紛争解決機関、スポーツ紛争に関するCASの指定機関、オランダのハーグにおけるPCAのアジアにおける事務所所在地としても機能している。



<左から仲裁人の休憩スペース（2枚）、カフェ>

なお、同施設とは別ではあるが、五つ星ホテルが施設のすぐ前にあり、仲裁人、仲裁代理人、その他の仲裁手続関係者、セミナー・シンポジウムの参加者が快適に宿泊できるようになっている。

#### （5）事件数

2018年のAIACの受理件数は、Adjudicationにつき745件、Arbitrationにつき79件、Domain Name Disputesにつき11件、Mediationにつき1件、Expert Determinationにつき1件であり、総計837件である。受理件数の総計をそれ以前と比較すると、2017年は765件、2016年は547件、2015年は207件、2014年は84件であり、まさにうなぎのぼりの成長である<sup>20</sup>。

その背景には、以下のような事情があるように思われる。

第一に、AIAC（当時においてはKLRCA）において前所長の主導により様々な改革がなされる以前から、マレーシアにおいては仲裁・非拘束的仲裁の潜在的な申立件数が少なくはなかったという事情がある。マレーシアは、長らく英国の植民地であり、英国の文化・法文化の影響を強く受けてきた。したがって、伝統的に、弁護士はもちろん、一般の人々・企業においても、仲裁に関して知見を有しており、また、実際の申立てに抵抗感がなかった。

ところが、以前のAIAC（当時はKLRCA）においては、事案管理を専門に行うスタッフもいないという状況であった。そのため、申立てを受理したにもかかわらず、事案管理が十分になされずに手続進行が遅滞し続けるという状況が続いていた。逆に言えば、改革によって、複数の専門スタッフによる迅速な事案管理が可能となったことにより、そうした潜在的な仲裁申立てを顕在化できるようになったという事情があったのである。

第二に、マレーシアの裁判所の機能不全である。新興国にありがちな問題であるが、マレーシアにおいても裁判所における手続の遅延は甚だしく、結果、マレーシアにおいては

---

<sup>20</sup> Arbitration（仲裁）とAdjudicationは、前者の判断の効力が判決と同一の既判力・執行力を有するのに対し、後者の判断にはそのような効力がない（したがって、同一の紛争につき裁判所でもう一度はじめから争うことができる）という点で異なる。その意味で、Adjudicationは「非拘束的仲裁（Non-Binding Arbitration）」と呼ばれることも多い。

ビジネスにおいて紛争が生じた場合であっても、裁判所での効率的な解決が難しく、解決がなされないままに残存するといった事態が少なくなかった。かかる状況の中、AIAC（当時はKLRC）は、機動性ある現代的な仲裁機関に変貌を遂げたのであり、同機関に多数の仲裁（非拘束的仲裁も含む）の申立てが集まるようになったのは、自然な帰結であった<sup>21</sup>。

第三に、マレーシアのビジネス事情である。AIAC 職員によれば、マレーシアのビジネス環境は、（相互の信頼関係が重視される）日本のビジネス環境とはかなり異なるとのことである。すなわち、物品やサービスの提供に対する対価の支払いが遅滞するといった事態は必ずしも珍しくはなく、結果、ビジネスの過程においてトラブルが発生すること自体が珍しくはないとのことであった。特に、建設業界においてはその傾向が顕著であり、そのことが、紛争全体の中で建設紛争の割合が大きいという AIAC の特徴にも繋がっているとのことである。

以上の事情が影響することで、AIAC における改革後の急激な受理件数の増加という現象が生じているといえる。

#### （6）広報活動

AIAC に対する前所長に主導された改革の一つに、積極的な広報活動があった。

第一に、前所長自らが世界の様々な国際仲裁に関するイベントにスピーカーやパネリストとして積極的に参加し、AIAC の世界におけるプレゼンスの向上に努めるといった活動がある<sup>22</sup>。

第二に、マレーシアにおいて多数の国際仲裁イベントを開催し、AIAC やマレーシアの世界におけるプレゼンスの向上に努めるといった活動もある<sup>23</sup>。

第三に、将来の（マレーシアのみならずアジア全体において）国際仲裁人材を養成するために、模擬国際仲裁イベントも ICC 等と共同して開催しており、本来の目的と同時に、AIAC の世界への広報としても機能している<sup>24</sup>。

---

<sup>21</sup> もっとも、マレーシアにおいても裁判所の改革が進められており、手続の遅滞については改善がみられるようになっている。そのことが、AIAC の将来にどのような影響を与えるかについては、未知数なものがある。

<sup>22</sup> 調査者自身も、2015年4月にモスクワで開催された国際仲裁シンポジウムで、AIAC の前所長と同じパネルで、ともにスピーカー・パネリストを務めた。

<sup>23</sup> 近年においては、毎年、5-10 件の仲裁関連の国際会議が開催されており、特に、2018年には300人以上の参加者をを集めた“Asia ADR Week”、アジアにおける初めての大規模な国際スポーツ仲裁イベントである”AIAC Certificate Programme in Sports Arbitration”が注目された。

<https://www.aiac.world/events/300/Asia-ADR-Week>

<https://www.aiac.world/events/272/AIAC-Certificate-Programme-in-Sports-Arbitration-2018>

また、2019年にも様々なイベントが既に予定されている。

<https://www.aiac.world/events>

<sup>24</sup> 日本のロースクールからも参加があり、その恩恵を受けているといえる。なお、2019年

第四に、ウェブサイトや広報パンフレットも充実しており、世界に対する情報発信という点では、他の著名な国際仲裁機関を超える規模のものが発信・発行されている<sup>25</sup>。

こうしたAIACの充実した広報活動を可能にするのは、マレーシア政府から無償で供与されている充実した施設であり、また、潤沢な予算である。

#### (7) 財 源

AIACの充実した施設がマレーシア政府から無償で供与されている点については上述したが、その潤沢な予算についても、そのほとんどがマレーシア政府からの財政支援によるものである。すなわち、(シンガポールの成功をも視野に入れて)クアラルンプール、そして、マレーシアを、アジアにおける国際仲裁の中心の一つにしようとする、マレーシア政府の戦略的な政策の下での財政支援である。

そしてその結果として、充実した施設が無料または廉価で利用できることになり、仲裁案件の急増、国際イベント開催件数の急増を生み、都市としてのクアラルンプール、さらには、国としてのマレーシアの世界におけるプレゼンス、レピュテーションの向上が実現されるに至っている。

かかるマレーシアの戦略的な政策は、上述した政変、さらに、その政変の影響による前所長の逮捕・辞任といった上述の不祥事があっても、いささかも変更されていない。

ただし、マレーシア政府からの具体的な予算措置については、現地調査を通じてもその詳細を入手することができなかった。

#### (8) 最近の法改正

マレーシアにおいては、2018年に、2006年版の新しいUNCITRAL国際仲裁モデル法を反映させた“Arbitration (Amendment) Act 2018”が成立しており、法制面での改革もなされている<sup>26</sup>。その結果、(現在の世界のグローバルスタンダードである)最新のモデル法採用国に数えられるようになっている。

## 4 総 括

以上、KCABとAIACにつき、国際仲裁手続の利用促進方策について調査・研究を行った。その結果、導かれるわが国への示唆については以下のようなものがあるように思われる。

第一に、韓国とマレーシアの成功から示唆を得るにあたって、前提としての環境の相違

---

3月にも第三回目の模擬国際仲裁イベントが予定されている。

<https://www.aiac.world/Pre-Moot-2019-Pre-Moot-2019>

<sup>25</sup> <https://www.aiac.world/>

<https://www.aiac.world/Publications->

<sup>26</sup> [http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20180110\\_A1563\\_BI\\_Act%20A1563.pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20180110_A1563_BI_Act%20A1563.pdf)

は考慮されなければならない。すなわち、マレーシアについては、長らく英国の植民地であったこともあり、伝統的に、弁護士はもちろん、一般の人々・企業においても、仲裁に関する知見と経験を有していた。しかも、裁判所の機能不全、ビジネス紛争の起こり易さという点でも、わが国とは異なっており、結果、仲裁機関側の体制が整うことだけで、件数を格段に伸ばすことができたのである。したがって、マレーシアにおける成功については、かかる点でのわが国との相違を割り引いて考えなければならない。

その点で、韓国の前提としての環境は、わが国とそれほど変わらない。社会において仲裁の理解度が十分ではなかったという点、裁判所が十分に機能しているという点、そして、ビジネス紛争が容易に起こるわけではないという点において（もっとも、最後の点ではわが国との傾向は若干異なるかもしれないが）、韓国における成功はわが国として学ぶべき点がより大きいように考えられる。

第二に、これは両国からともに示唆を得ることができる点であるが、廉価に利用できる充実した審問施設の存在である。審問場所や仲裁地としてその地が選ばれることのインセンティブになるだけでなく、仲裁関連の国際イベントの誘致という点からも重要である。

特にマレーシアにおける AIAC の施設の充実ぶりは、世界的にも驚くべきものである。これが無料・廉価で利用できることは、ICC 等の世界的に著名な仲裁機関が自らの関連イベントの開催地にクアラルンプールを選定するといった現象を生んでおり、結果、都市や国の国際的レピュテーションの大きな向上を生み出しており、注目されるべきであろう。

第三に、組織の中に、多くの著名な外国の仲裁専門家により構成される諮問機関が置かれているという点である。対内的には、海外から利用され易い仲裁機関・審問施設の運用のために様々な知見を集めることができるという点で有用であるが、他方でより重要なのは、対外的な情報発信や広報という点において、かかる著名な外国の仲裁専門家が大きな機能を果たしているという点である。

国際仲裁の業界は、主たるプレイヤーがある程度限定されており、そうしたプレイヤーの相互の人的ネットワークにより、様々なことが決定されていく面がある。そうである以上、かかる国際的に著名なプレイヤーを諮問機関を通じて組織内部に取り込むことには、他の業界以上に効果的な面があるといえよう。

第四に、充実した事件管理・施設の運用、国際的な広報活動、さらには、将来を見据えた人材養成活動のためには、そのための十分な予算が必要である。もちろん、最終的には、当該仲裁機関が仲裁手続の管理費用や国際イベントのための施設の利用料等によって十分な収入を持ち、それを財源に上記の活動を行うのが望ましく、理想的な姿であるといえる。

しかし、そうした理想的な状況を初めから期待することは実際には不可能であり、韓国もマレーシアも、仲裁地・審問場所や国際イベントの開催地として頻繁に選ばれることから導かれる都市や国家のレピュテーションの向上という点（さらにはビジネス紛争における自国企業に有利な環境を整備するという点）に着目して、積極的な財政支援を行っている。そして、かかる予算を用いて、上述したような活動を積極的に行い、受理・処理件数

の急激な増加、国際イベントの開催の増加を実現させている。わが国において同様のサイクルを実現させるためには、少なくとも初期の段階においては、同様の財政支援は不可欠であろう。

第五に、世界のグローバルスタンダードを自国法にすることで、外から見て、自国を仲裁地・審問場所としても安心である状況をつくりだすような法整備を行う必要があるという点である。このような法整備の例として、韓国は既に 2006 年版の新しい UNCITRAL 国際仲裁モデル法を採用する仲裁法を有していたが、マレーシアも昨年これを実現したことは上述したとおりである。

これに加え、韓国では、国際仲裁の振興のための法を制定しており、注目される。その意味において、国際仲裁を積極的に支援する国であることを示す手段として、かかる振興法の存在は極めて有用であり、わが国としても参考に値するといえよう。

### 第3章 第三国仲裁の活性化方策

#### 1 本章の目的・構成

本章は、わが国における第三国仲裁の活性化方策、すなわち、どちらの当事者もわが国の企業ではない外国企業間の契約においてわが国を仲裁地として指定する仲裁条項が挿入され、実際に紛争が生じた場合にもわが国を仲裁地として仲裁手続が行われることが盛んに行われるようにするための方策につき、調査・研究することを目的とする。

以下では、第三国仲裁の世界的状況につき確認した上で（2）、少なからぬ国々が第三国仲裁の活性化を図る理由をその経済効果等から分析し（3）、第三国仲裁の活性化に成功している国々に共通する特徴を考察することでその要因を考察し（4）、その上で、わが国における第三国仲裁のあり得べき活性化方策（外国企業に対し日本を仲裁地とするための売り込み方策も含む）につき総括的に検討することとする（5）。

#### 2 第三国仲裁の世界的状況

##### （1）仲裁地として指定されることが多い都市

現在、仲裁条項において仲裁地として指定されることが多い都市はどこであろうか。

この点、University of London Queen Mary College School of International Arbitration と White & Case 法律事務所が世界各国の企業に 2018 年に行った最新調査 “2018 International Arbitration Survey: The Evolution of International Arbitration” の 9 頁以下によれば、回答企業の 64% が London を仲裁地に選ぶことを好んでおり、以下、Paris について 53%、Singapore について 39%、Hong Kong について 28%、Geneva について 26%、New York について 22%、Stockholm について 12% といった順に、仲裁地に選ぶことが好まれる都市が列挙されている<sup>27</sup>。

この中には、もちろん、第三国仲裁ではないパターンの仲裁、すなわち、少なくとも一方の企業が米国、英国、フランス、シンガポール、香港、スイス、スウェーデンの企業である事案の仲裁も含まれることになる。しかし、各国・各地域の世界全体の中での GDP の割合と比したとしても、そのプレゼンスには大きなものがある。つまり、その中には、第三国仲裁のパターン、すなわち、どちらの当事者もその都市が属する国・地域の企業ではないにもかかわらず、その都市を選択している場合が相当程度含まれていると考えられる。

<sup>27</sup>

[http://www.arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/2018-International-Arbitration-Survey---The-Evolution-of-International-Arbitration-\(2\).PDF](http://www.arbitration.qmul.ac.uk/media/arbitration/docs/2018-International-Arbitration-Survey---The-Evolution-of-International-Arbitration-(2).PDF)

## (2) 第三国仲裁の仲裁地として指定されることが多い都市

同調査において仲裁地として好まれることが多い都市（それは第三国仲裁地の仲裁地として好まれることが多い都市でもある）、すなわち、London、Paris、Singapore、Hong Kong、Geneva、New York、Stockholm を眺めてみると、大きく二つに分類されることが分かる。

一つは、London、Paris、New York であり、世界的な大都市であるとともに、世界的な国際仲裁機関の本拠地でもあり、国際仲裁の中心としての長い歴史と伝統を有してきた都市である。London は 19 世紀末に London Court of International Arbitration の前身となる仲裁機関が設立されて以来<sup>28</sup>、国際仲裁の中心の一つであり続けている。Paris も 20 世紀初頭に ICC International Court of Arbitration が設立されて以来<sup>29</sup>、やはり国際仲裁の中心の一つであり続けている。New York も 20 世紀初頭に American Arbitration Association が設立されて以来<sup>30</sup>、同様の地位を保っている。

この点、東京は、都市の規模という点では London、Paris、New York と同様の地位を有しているともいえるが、国際仲裁の中心としての歴史と伝統という点では、比較することさえ躊躇されるというのが実情である。

もう一つは、Singapore、Hong Kong、Geneva、Stockholm であり、上記の London、Paris、New York に比べれば都市の規模としては劣るといわざるを得ない。しかも、世界的に競争力のある企業の数という点で、これら各都市が属する国・地域は、米国・英国・フランスに比して、やはり見劣りするといわざるを得ない。しかし、逆に言えば、世界的に競争力のある企業がそれほど多くないからこそ、どちらの企業からも中立的な地として選択されやすい国・地域であるといえ、そのことが第三国仲裁の仲裁地として好まれる要因となっているといえるであろう<sup>31</sup>。

この点、日本は、世界的に競争力のある企業の数という点で、米国・英国・フランスに伍する存在である。とすると、どちらの企業からも中立的な地ではない場合が相対的には多い国であるということになり、その点において、上記の四つの都市のような第三国仲裁の仲裁地として好まれる特徴をそもそも備えていないといえる。

国際仲裁の中心地としての歴史や伝統が十分ではなく、企業の国際競争力が高いが故に中立性に限界がある。そうした特徴は、例えば、ドイツについても当てはまるのであり、そのために上記調査でもドイツの諸都市は好まれる仲裁地の上位には出てきていない。

## 3 第三国仲裁の経済効果等

---

<sup>28</sup> <https://www.lcia.org/LCIA/history.aspx>

<sup>29</sup> <https://iccwbo.org/about-us/who-we-are/history/>

<sup>30</sup> <https://www.adr.org/MissionPrinciples>

<sup>31</sup> なお、Stockholm については、冷戦時代の東西対立の中で、双方の陣営から中立的な地として東西貿易において独自の地位を有していたといった要因もある。これについては、<https://sccinstitute.com/about-the-scc/> を参照。



### (1) 仲裁地の経済効果等

ところで、仲裁地として利用されることについては、その都市、さらにはその国にとって、どのようなメリットがあるのでしょうか。

この点については、既に、わが国の「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が2018年に公表した「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（中間とりまとめ）」において、わが国との関係で、以下のように纏められている<sup>32</sup>。

すなわち、第一に、「日本国内企業による国際仲裁の利用が活性化することにより、日本国内における国際仲裁を利用した紛争解決というオプションが増え、海外企業等との契約交渉の段階から、将来、紛争となった場合の解決策の一つとして国際仲裁の利用を念頭に置いて交渉に臨むことが可能となるとともに、実際に海外進出した日本企業が国際紛争に巻き込まれた場合においても、仲裁を選択肢の一つとして法的紛争に的確に対処することが可能となる」、つまり、「企業において契約の交渉段階から紛争に発展する可能性をも見据えて対処し、海外進出に伴う法的・経済的リスクを低減させ日本企業の海外展開を促進する」といったメリットが指摘されている。

また第二に、特に第三国仲裁について、「外国の当事者同士による国際仲裁、いわゆる第三国仲裁の我が国での実施が活性化することにより、我が国が国際仲裁センターとして国際的に認知されることとなり、司法分野における我が国の国際的プレゼンスが高まる。また、外国から当事者、当事者代理人、仲裁人、証人等多数の関係者が日本を訪れ、相当期間にわたって滞在することによる経済効果も見込まれる。…そして、双方のアプローチにより日本国内の国際仲裁が活性化することにより、日本の国際紛争解決のためのインフラ整備に対する国際的信用性が高まり、海外から幅広く投資を呼び込み、我が国の経済成長にも貢献し得る」といったメリットも指摘されている。

この点、2018年11月2日付の日本経済新聞朝刊も、「企業間トラブルの仲裁地として国内外の企業に日本を活用してもらえれば国際金融都市として存在感が増す」と指摘しており<sup>33</sup>、また実際、そのような観点から、東京都における「築地再開発検討会議」の2018年1月25日の会合においては、「仲裁地が東京にあれば経済的な効果にもつながる」との観点から、東京における国際仲裁を扱う専用施設の東京への設置の提案が現実にもなされている<sup>34</sup>。

### (2) 仲裁地を自国に誘致するための努力

以上のようなメリットは、日本のみならず、何れの国にも当てはまるものといえよう。

---

<sup>32</sup> [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai\\_chusai/pdf/honbun.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/pdf/honbun.pdf)

<sup>33</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ037236190R01C18A1EA1000/>

<sup>34</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ026145980V20C18A1L83000/>

もつとも、このうち上記の第一のメリットは、自国が仲裁地であった場合に自国企業が享受できるメリットでもあるが故に、(かかる企業に国際仲裁に関する十分な知識と経験があるのであれば) 当然に当該企業は契約交渉時に仲裁地を自国側にするように努力するであろうから、自然に達成し得るものであるともいえる。

しかし、上記の第二のメリット、すなわち、第三国仲裁としてのメリットについては、どちらの企業からも中立的な国・地域である限りどの国・地域でもよいため、多くのライバルが存在し得るということになってしまう。そこで、第三国仲裁のメリットをより享受する、すなわち、第三国仲裁の仲裁地を自国に誘致するために、様々な努力をしているというのが、現在の世界の状況である。

第一に、仲裁地であるということは、当該国の裁判所が、仲裁判断取消手続等の国際裁判管轄を有することを意味する。とすると、仲裁地次第では、仲裁判断が下されたとしても、せつかくの仲裁判断が簡単に当該国の裁判所によって取り消される可能性があるということになる。このことを背景に、そのように仲裁に対して冷淡な態度をとる国については、(将来に生ずる可能性がある紛争を迅速に解決するべく仲裁を利用とする) 当事者たる企業は、仲裁地として選択することを敬遠しがちになる。逆に言えば、仲裁判断の取消事由を(国際標準である) UNCITRAL 国際仲裁モデル法 34 条の範囲内に少なくとも限定し<sup>35</sup>、しかも、そこから外れるような運用を当該国の裁判所がしないという評価が確立していることは、仲裁地として指定されるためには極めて重要であるということになる。そして実際にも、上記調査における仲裁地として好まれることが多い都市が属する国々は、そのように仲裁を積極的に支援する法制を整えるとともに<sup>36</sup>、仲裁判断の取消事由に関しては謙抑的な判例の積み重ねを実現している<sup>37</sup>。

第二に、仲裁に対して冷淡な態度ではないということではならず、仲裁手続の円滑な進行を積極的に支援する体制をアピールする国が多いことも注目される。その意味で、仲裁廷による暫定的保全措置に執行力を与えることは、当該国がそのように仲裁手続を積極的に支援する国であるか否かの外部的評価を決めるメルクマールの一つであると考えられているといえる。例えば、韓国やマレーシアは、第 2 章において紹介したように、仲裁廷に

35

[https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/07-86998\\_ebook.pdf](https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/07-86998_ebook.pdf)

<sup>36</sup> なお、UNCITRAL 国際仲裁モデル法との関係では、上記調査における仲裁地として好まれることが多い都市が属する国々のうち、歴史と伝統を有する国については(既に仲裁法制につき評価を確立しているが故に)かかるモデル法を必ずしも採用していない。例えば、米国では 1925 年以來の連邦仲裁法が改正を重ねながら運用されており、また、英国では 1996 年仲裁法が運用され、コモンウェルス諸国にも大きな影響を与えている。しかし、その内容はモデル法と大きく異なるものではなく、また、仲裁に対する積極的な支援という点でモデル法に優るとも劣らない存在である。

<sup>37</sup> 各国の法制や裁判例の状況に関しては、例えば、ICC International Court of Arbitration, “ICC Guide to National Procedures for Recognition and Enforcement of Awards Under the New York Convention” (ICC 2012)が参考になる。

よる暫定的保全措置に執行力を与える 2006 年版の新しい UNCITRAL 国際仲裁モデル法を採択した法制を整えている。また、シンガポールは、仲裁廷による暫定的保全措置の執行力を認めているだけでなく、多くの仲裁機関において近時導入されることが多くなった緊急仲裁人に関しても、「仲裁廷」の定義に含めることで、その暫定的保全措置の執行力を認めるまでに至っている<sup>38</sup>。

第三に、せっかく迅速に仲裁判断が下されたとしても、負けた当事者が仲裁判断の取消手続を仲裁地の裁判所に提起し、一審、二審、最高裁と争われ、結果、かかる取消手続が長期間に渡ってしまうということでは、仲裁判断が迅速に下されたことの意味が無くなってしまう。そこで、仲裁手続を積極的に支援する国としての評価をさらに高めようとする国の中には、シンガポールやスイスのように、仲裁判断取消手続は一審限りで終結するように制度を変更し、取消手続が長期化することで迅速な仲裁判断の意味が失われるような事態を防ぐような施策が採られるに至っている<sup>39</sup>。

第四に、自国を仲裁地・審問場所とする利用者の利便性を高めるための努力である。この点、スイスの近年の試みは注目に値する。すなわち、スイスは伝統的に各州の独立意識が高く、Geneva、Zurich、Bern など、各都市の商工会議所がそれぞれに仲裁機関を有し、仲裁規則も別異に存在していた。しかし、その複雑性がスイスを仲裁地として利用しようとする利用者に混乱を与えていたことも事実であり、仲裁地に選ばれることのマイナス要因になりかねないとの懸念も寄せられていた。そこで、まずは統一組織である Swiss Arbitration Association が設立され<sup>40</sup>、さらに続いて、各仲裁機関の連携機関である Swiss Chambers' Arbitration Institution が組織され<sup>41</sup>、最終的に統一的な仲裁規則である Swiss Rules of International Arbitration も定められ、スイスのどの都市の仲裁機関でも同様のサービスが受けられるようになるに至っている<sup>42</sup>。

第五に、仲裁手続の過程で最も重要な手続として審問があるが、(仲裁地で審問が行われることが多いことを前提に) 廉価で充実した仲裁手続専用の審問施設が当該地に存在するか否かは、仲裁地の選択にとって重要な要素となる。この点で、アジア諸国は、シンガポールにおける Maxwell Chambers<sup>43</sup>、香港における Hong Kong International Arbitration Centre の審問施設<sup>44</sup>、そして、第 2 章で紹介した、韓国における KCAB の Seoul International Arbitration Center<sup>45</sup>、マレーシアにおける AIAC の審問施設などの整備を

<sup>38</sup> <http://siac.org.sg/images/stories/articles/rules/IAA/IAA%20Aug2016.pdf>

<sup>39</sup> <http://siac.org.sg/images/stories/articles/rules/IAA/IAA%20Aug2016.pdf>  
[https://www.swissarbitration.org/files/34/Swiss%20International%20Arbitration%20Law/IPRG\\_english.pdf](https://www.swissarbitration.org/files/34/Swiss%20International%20Arbitration%20Law/IPRG_english.pdf)

<sup>40</sup> <https://www.arbitration-ch.org/en/asa/about-asa/index.html>

<sup>41</sup> <https://www.swissarbitration.org/>

<sup>42</sup> [https://www.swissarbitration.org/files/33/Swiss-Rules/SRIA\\_EN\\_2017.pdf](https://www.swissarbitration.org/files/33/Swiss-Rules/SRIA_EN_2017.pdf)

<sup>43</sup> <https://www.maxwellchambers.com/>

<sup>44</sup> <http://hkiac.org/our-services/facilities>

<sup>45</sup> <http://www.sidrc.org/main/main.php>

支援し<sup>46</sup>、自国が仲裁地に選ばれるような努力を重ねている。

#### 4 第三国仲裁が活性化するための要因

以上のように、自国を第三国仲裁の仲裁地として選択されるために、諸外国は様々な施策を行っている。これらを勘案し、以下では、第三国仲裁が活性化するための要因を示したい。

第一に、仲裁地として好まれることが多い都市（それは第三国仲裁地の仲裁地として好まれることが多い都市でもある）については、①世界的な大都市であるとともに、世界的な国際仲裁機関の本拠地でもあり、国際仲裁の中心としての長い歴史と伝統を有してきた都市であるか、②世界的に競争力のある企業がそれほど多くないからこそ、どちらの企業からも中立的な地として選択されやすい国・地域であるか、どちらかの特徴を有していることが多い。逆に言えば、①②のどちらの特徴も有していない国については、第三国仲裁の仲裁地として選ばれるためには、さらなる特殊要因が必要であるといえよう。

第二に、当該国が、仲裁判断取消手続を濫用することがないことはもちろん、仲裁手続の円滑な進行を積極的に支援する法体制を整えている国であるという点である。より具体的には、裁判所において仲裁判断の取消事由に関しては謙抑的な判例が積み重ねられている、仲裁廷の暫定的保全措置に執行力を与えるといった施策を、世界的には見出すことができる。また、緊急仲裁人の暫定的保全措置にも執行力を与える、仲裁手続取消手続の長期化を防ぐために一審のみで終結するように制度変更を行なうといった施策をとっている国や、第2章で韓国につき紹介したような、国際仲裁の振興法を整備するといった施策をとる国もある。

第三に、仲裁の利用者にとって利便性が高い地であるという点である。廉価で充実した仲裁手続専用の審問施設の存在はもちろん、上記の①②どちらのタイプも一定規模以上の大都市であり、世界中から集まることが容易な交通の便、宿泊施設の充実、レストラン・金融機関・その他の便利な都市機能が十分に整っている。この点も重要な要因である。

#### 5 総括 ～わが国における第三国仲裁の活性化方策～

それでは、わが国はかかる条件を備えた国であるといえるであろうか。

まず、わが国は、①世界的な国際仲裁機関の本拠地でもなく、国際仲裁の中心としての歴史と伝統を有してきた都市を有しているわけでもない。また、②世界的に競争力のある企業が多く、どちらの企業からも中立的な地として選択され易い国ではない。したがって、わが国企業が一方の当事者で、かつ、仲裁地の選択の交渉において強いバーゲニング・パワーを有している場合において、紛争解決時におけるわが国企業の優位性を念頭に、意識的にわが国が仲裁地として指定されるような場合は別段、第三国仲裁の仲裁地としてわが

<sup>46</sup> <https://www.iaac.world/bangunan-sulaiman>

国が選ばれることには、何らかの特殊要因が無い限り、本来的に困難性を有しているといえる。

では、かかる困難性を乗り越えるだけの特殊要因は無いのであろうか。この点、本調査・研究にあたる一般社団法人・日本国際紛争解決センターは、2018年5月より、大阪の中之島合同庁舎を拠点に審問施設の貸出業務を行っているが、その業務を行う過程で、海外から大阪の審問施設の利用について様々な問い合わせを受けている。そしてその際に、どちらの当事者もわが国企業ではないような仲裁事案につき、審問をわが国で行いたい旨の問い合わせを受けることがある。その背景には、以下のような事情があるようである。

すなわち、現代においてはアジアの様々な新興国市場が、欧米の先進国企業からの投資のターゲットとなっている。しかし、そうしたアジアの新興国においては、現地の仲裁機関や仲裁制度、さらには、それを支える裁判所の運用につき、欧米から見た際に一定の懸念が持たれることが少なからずある。他方で、バーゲニング・パワーや現地の法規制のために、現地を仲裁地とする仲裁合意を締結せざるを得ないことも少なくはない。そして、そのような場合に、せめて仲裁手続における審問については、安全性・利便性の観点から、当該国以外の場所で行いたいというニーズがあるようである。また、そのようなニーズに対して、仲裁地として指定された新興国の企業側においても、当該国からの移動が容易であり時間がかからないアジアの国であれば、受け入れが可能なことが多いようである。そして、かかる条件に適う国の一つとして、安全性・利便性については定評のあるわが国が有力な候補となるようであり、かかる事情を背景に、上記の問い合わせがなされているのである<sup>47</sup>。

ここにおいて、仲裁の利用者にとって利便性が高い地という観点からのわが国における東京・大阪といった都市の魅力が、注目されることになる。すなわち、世界中から集まることが容易な交通の便、宿泊施設の充実、レストラン・金融機関・その他の便利な都市機能が十分に整っているといった点で、東京・大阪は完全に条件を満たしているのである。

また、治安の良さという点では、日本の諸都市は、世界のどこと比較しても、高い評価を集めている。この点も、上記のニーズがある場合に審問場所に日本が候補となる理由である。

もっとも、上記のような問い合わせが海外から実際になされるのは、上記の大阪の審問施設、すなわち、「日本国際紛争解決センター（大阪）」が極めて廉価に利用できるからでもある。すなわち、利便性・安全性の点で日本が優れていたとしても、廉価で充実した仲裁の専門審問施設が存在しなければ、審問場所として日本が選ばれることは難しいのである。

---

<sup>47</sup> 実際、2018年中に審問施設に予約が入った案件のうち、二件が第三国仲裁として大阪を利用しようとするものであった。そのうち一件については審問前に当事者間に和解が成立してしまっただけに当該予約がキャンセルされたが、もう一件に関しては2019年3月に大阪の当該審問施設において審問が開催される予定である。

他方、以上は第三国の審問場所としての日本の可能性であるが、それを超えて、第三国仲裁地として日本が選ばれるには、仲裁合意の時点において、東京や大阪を仲裁地として選択してもらう必要がある。そしてそのためには、「仲裁手続の円滑な進行を積極的に支援する体制を整えている国としての日本」という評価が、世界的に確立する必要があると思われる。

また、上述したように、仲裁判断の取消事由に関して謙抑的な判例が積み重ねられていることも、仲裁地としての評価の確立のためには重要である。その意味において、わが国の仲裁関連の判例は、最高裁レベルで仲裁判断を取り消したものが一件もないことからわかるように、比較的安定しているといえる<sup>48</sup>。もっとも、下級審の中には実質再審査を行ったものもあり<sup>49</sup>、裁判所における国際仲裁への一層の理解は必要であるといえる。また、そうした新しい状況が海外に認識される必要があり、英語での対外発信も重要であるといえる。

以上、わが国における第三国仲裁については、アジアの新興国企業と欧米企業の間における取引・投資事案に可能性があり、それを活性化するためには、法制度の整備、安定した判例の蓄積、廉価で充実した審問施設の整備、そして、その英語による対外発信によって、「仲裁手続の円滑な進行を積極的に支援する体制を整えている国としての日本」という評価を高めることが重要であるといえよう。

以 上

---

<sup>48</sup> 近時、最決平成 29 年 12 月 12 日民集 71 卷 10 号 2106 頁は、大阪高決平成 28 年 6 月 28 日判時 2319 号 33 頁を取消して差戻しているが、最終的に当該仲裁判断が取消されるか否かについては、いまだ判断が確定していない。

<sup>49</sup> 東京地決平成 30 年 3 月 28 日金商 1551 号 24 頁。もっとも、同決定は、東京高決平成 30 年 8 月 1 日金商 1551 号 13 頁により、厳しい批判が加えられた上で、覆されている。

## 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備

# 令和5年度法務省政策評価書（案）

～令和元年度から4年度までの活動状況と今後の方向性～

令和5年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：法務省大臣官房国際課

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

# 目次

- 1 評価の概要
- 2 国際仲裁の活性化
  - － 国際仲裁の活性化に向けた取組の背景
  - － 国際仲裁の活性化に向けた取組の全体像と目的
- 3 仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成の状況
- 4 国内外の企業等に対する広報・意識啓発の状況
- 5 施設の整備に関する施策の在り方の検討状況
- 6 関連法制度の整備の状況
- 7 全体の状況・今後の方向性



# 1

## 評価の概要



我が国における国際仲裁の活性化に向けた次のような成果の兆しが見られる

- 国際仲裁は、司法修習生等の若い世代から関心を寄せられており、人材育成の芽は出始めたといえる
- 国内の企業、弁護士等に、国際仲裁の意義、有用性等に対する認知が芽生えつつある

一方、我が国における**国際仲裁の活性化に向けて次のような課題**が明らかになりつつある

#### 人材育成

- ・ 仲裁人・仲裁代理人等として国際仲裁の担い手となることができる人材の輩出にはまだ道半ば

#### 広報・意識啓発

- ・ 我が国における国際仲裁の件数の増加にまでは必ずしも結び付いていない

#### 施設整備

- ・ 施設は収支面では現在の形での自立運営が現状は難しく、施設の整備に関する適切な施策の在り方を模索する必要

#### 関連法整備

- ・ 国際基準と国内法制とのそごが可能な限り生じないように、状況を注視するとともに、UNCITRAL等の国際機関と連携して、法的紛争解決分野の国際ルール形成等に積極的に貢献することが重要

# 2

## 国際仲裁の活性化



# 一 国際仲裁の活性化に向けた取組の背景①

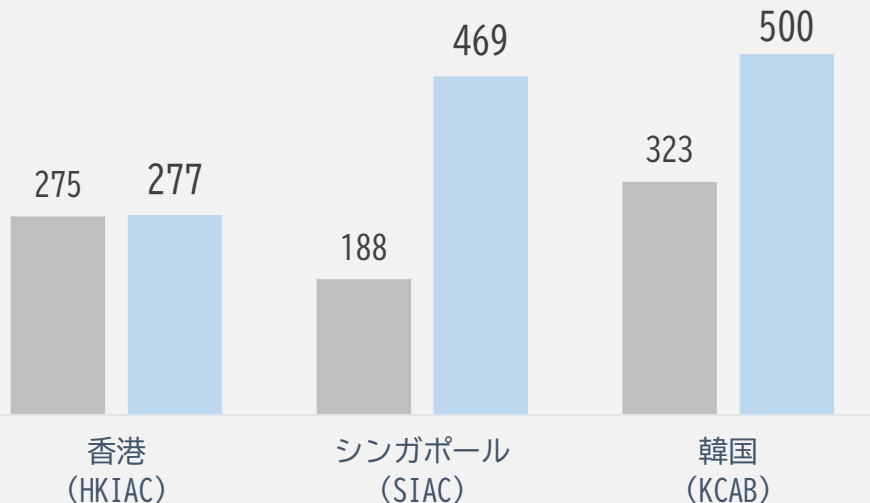
## <国際仲裁とは>

国際的な商取引をめぐる紛争の解決について、当事者が選任した第三者（仲裁人）の判断に委ねる仕組み

国際仲裁は、国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードに

- ・ 多国間条約の整備により、外国での執行が容易
- ・ 非公開（企業秘密が守られる）
- ・ 迅速（通常、一審限りで手続を終了）
- ・ 専門的、中立的な仲裁人を選べる
- ・ 司法の廉潔性に懸念のある国の司法制度の利用を回避

諸外国では国として活性化に取り組む例がある



2011年・2021年のアジアの国際仲裁の件数（国内仲裁を含む。）

日本において国際仲裁を活性化させる意義

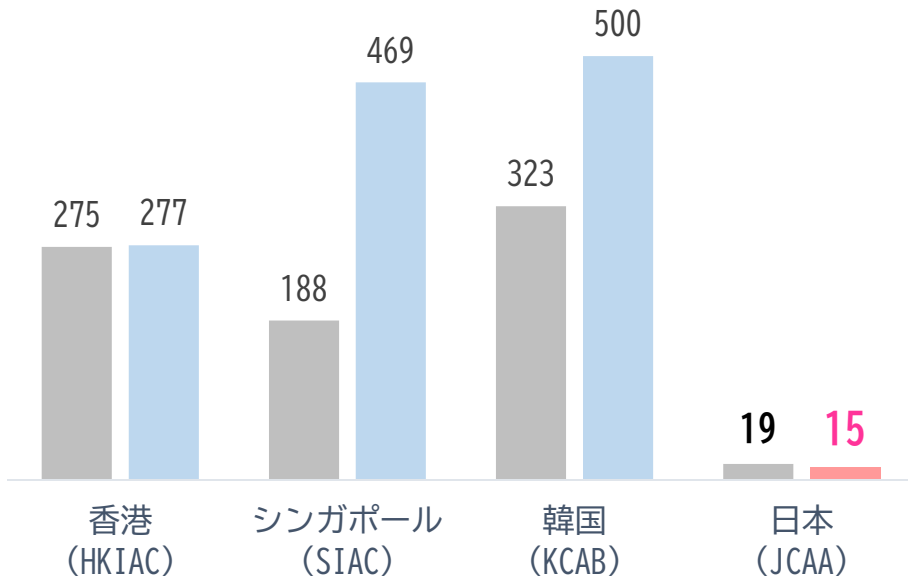
- ・ 海外進出に伴う法的・経済的リスクを低減させ日本企業の海外展開を促進
- ・ 我が国の国際紛争解決のためのインフラ整備に対する国際的信用性が高まり、海外から幅広く投資を呼び込む

我が国の経済成長に貢献する

我が国として官民連携して活性化に取り組む

# 一 国際仲裁の活性化に向けた取組の背景②

我が国における国際仲裁の件数は、我が国の経済規模に照らすと、諸外国に比して少ない



2011年・2021年のアジアの国際仲裁の件数（国内仲裁を含む。）

政府として、国際仲裁活性化のための総合的な基盤整備を早急に進める方針（平成30年中間とりまとめ）

平成29年：国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議設置  
 平成30年：国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（中間とりまとめ）策定

中間とりまとめで設定された対策

- ・国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等への理解不足
- ・国際仲裁に精通した人材の不足
- ・世界的に著名な仲裁機関や仲裁専門施設の不存在
- ・海外へのマーケティング不足等

中間とりまとめで設定された対策

- 1 仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成
- 2 国内外の企業等に対する広報・意識啓発
- 3 施設の整備
- 4 関連法制度の整備

契約において日本を仲裁地として選定するためには何が必要になると考えるか

1位	日本において国際的に評価の高い仲裁機関が存在すること	48.6%
2位	日本を仲裁地とすることを相手方と合意できるだけの交渉力	38.1%
3位	日本において国際仲裁に熟達した仲裁人・仲裁代理人が容易に利用できること	11.5%
4位	日本において安価で充実した国際仲裁の審問施設が存在すること	-

日本において国際仲裁の利用が進むためには何が必要になると考えるか

1位	日本における仲裁機関の国際的な評価の向上	69.3%
2位	日本企業に対する国際仲裁に関する広報・啓発活動	14.2%
3位	日本における国際仲裁に熟達した仲裁人・仲裁代理人の増加	11.5%
4位	日本における安価で充実した国際仲裁専用の審問施設の提供	-

# 一 国際仲裁の活性化に向けた取組の全体像と目的

	人材育成	広報・意識啓発	施設の整備	関連法制度の整備
目的	国際仲裁に精通した人材（仲裁人・仲裁代理人等）が育成される	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本企業等が国際仲裁の意義・有用性等に対する理解が進む</li> <li>国際仲裁の我が国での実施が活性化する</li> </ul>	施設面において持続的に利用者にとって利便性の高い施設の運営を図る	手続面における利用者の利便性の向上
取組の方向性	国際仲裁に関する関心・知識の度合いに応じた研修等の企画・実施	国内外の企業、弁護士等を対象としたセミナー等の開催	仲裁専用施設の整備、サービスの提供等を行いながら調査分析	最新の国際水準に見合った法制度の整備
<p>民間機関（一般社団法人日本国際紛争解決センター〔略称：J I D R C〕）に 5年間調査委託</p>				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種研修の実施</li> <li>各種研修動画の作成、公開</li> <li>大学教育との連携</li> <li>海外の仲裁機関に対する派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外の企業を対象としたセミナーの実施</li> <li>海外の仲裁機関と連携したセミナーの実施</li> <li>在京大使館、外国弁護士等への広報の実施</li> <li>SNS等を活用した広報の実施</li> <li>法律・経済系雑誌等への寄稿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都心に仲裁専用施設を確保</li> <li>ICT設備の整備</li> <li>サービスの向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外弁法の改正</li> <li>仲裁法の改正等</li> </ul>

# 3

仲裁人・仲裁代理人等になり  
得る者の人材育成の状況



# 一 仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成の目的と取組

**目的** 仲裁人・仲裁代理人等になり得る国際仲裁に精通した人材を我が国において育成

**活動** 主に委託先機関を通じ、国際仲裁に関する関心・知識の度合いに応じた研修等の企画・実施

**活動目標** 仲裁人等になり得る者の**裾野を広げる**

仲裁人等になるための**専門的な知識、経験等を習得する**

**期間中の取組**

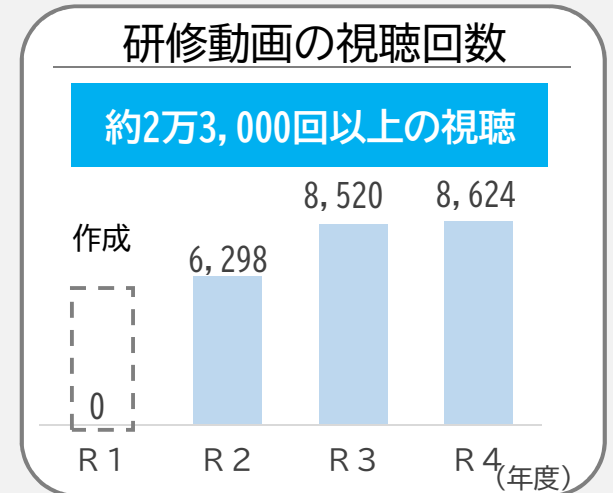
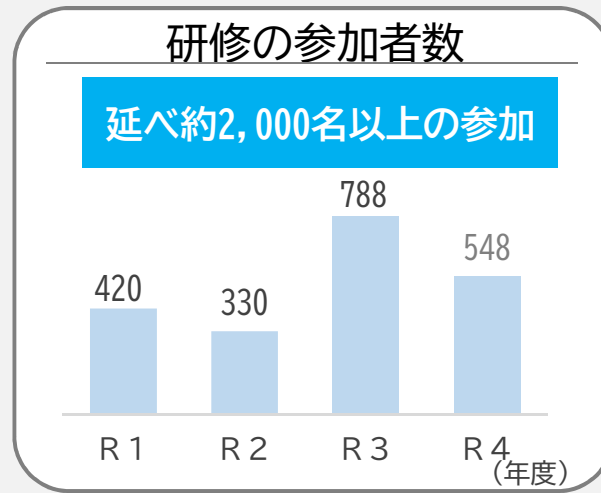
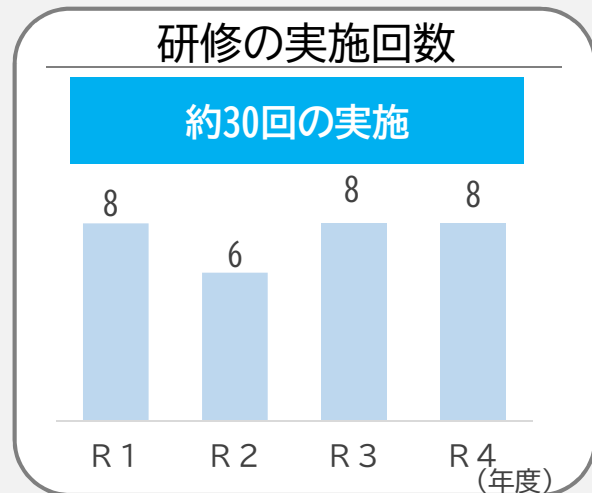
- ・大学、海外仲裁機関等と連携したセミナーを実施
- ・司法修習生を対象とした国際仲裁プログラムを実施
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会活動の制約に対応したセミナー等のオンライン、ハイブリッド方式を活用



- ・初級者から中級者まで、体系的に受講できるよう、多数の研修動画を作成、ウェブサイト上に公開
- ・世界最大のADR資格認定・研修機関と連携した仲裁人の資格認定の取得を目指した講座の実施
- ・研修等は毎年継続的に実施する体制を構築



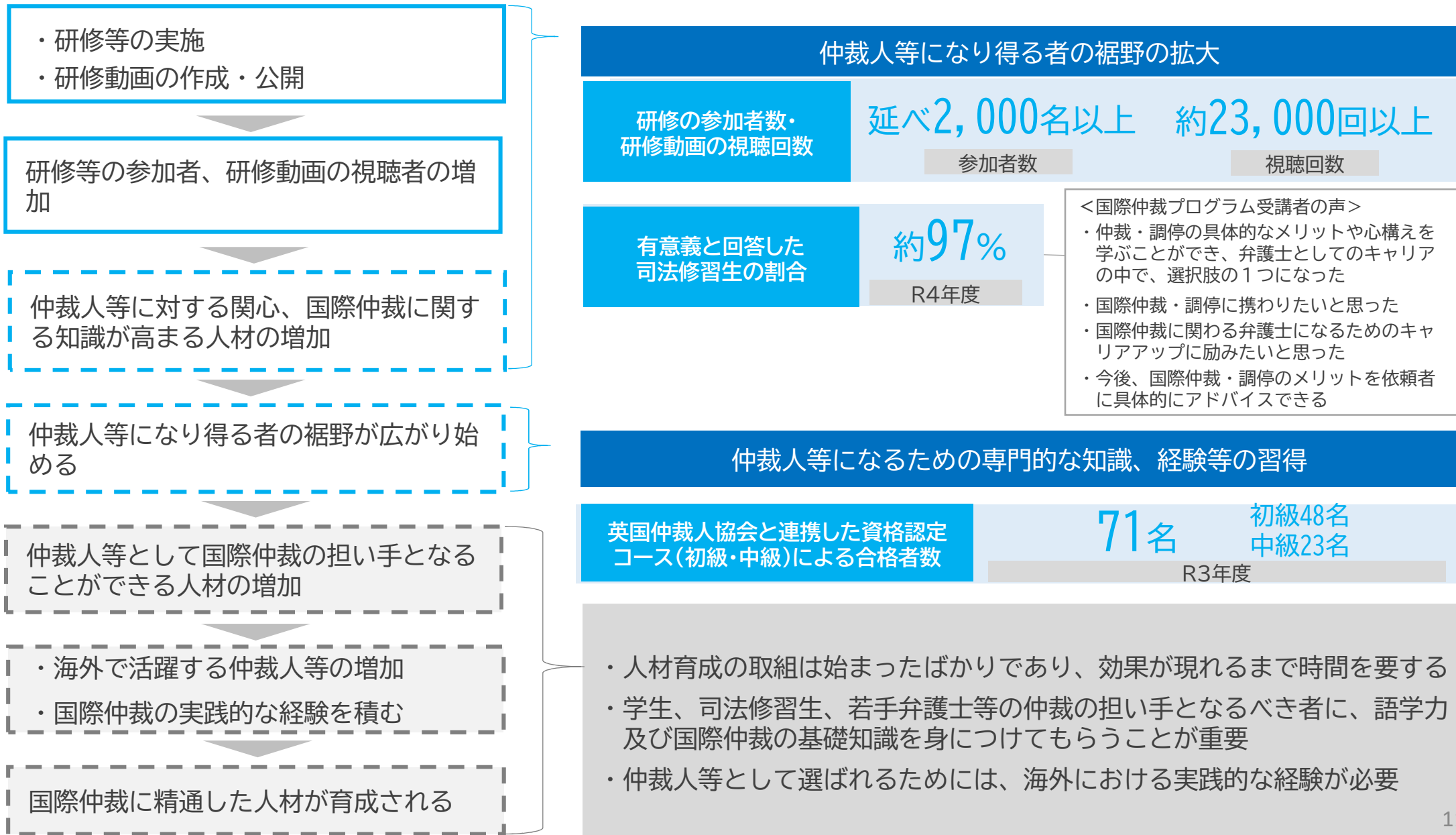
**指標**





# 一 アウトカム：仲裁人・仲裁代理人等になり得る国際仲裁に精通した人材が育成される

国際仲裁は、司法修習生等の若い世代から関心を寄せられており、人材育成の芽は出始めたといえるが、仲裁人・仲裁代理人等として国際仲裁の担い手となることができる人材の輩出にはまだ道半ば



# 4

## 国内外の企業等に対する 広報・意識啓発の状況



# 一 国内外の企業等に対する広報・意識啓発

目的

国内外の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が進み、  
国際仲裁の我が国での実施を活性化

活動

主に委託先機関を通じ、国内外の企業等に対し、効果的な広報・意識啓発の実施

活動  
目標

国内の企業等が、  
国際仲裁の有用性を理解する

海外の企業等が、仲裁地としての  
日本の魅力を理解する

期間  
中の  
取組

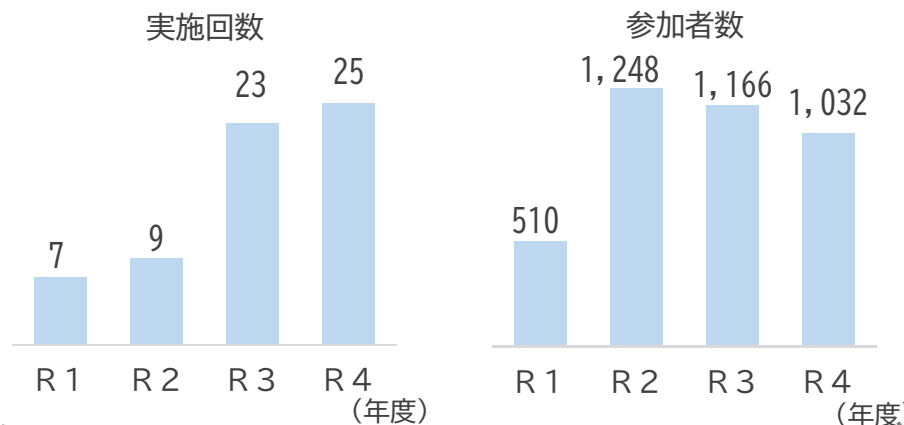
- ・日本の仲裁機関等と連携した国内の企業等を対象としたセミナー等の実施
- ・弁護士会等と連携した弁護士等を対象としたセミナー等の実施
- ・法律・経済系雑誌等への寄稿
- ・経済団体、弁護士会、裁判所等と連携
- ・オンライン、ハイブリッド方式を活用

- ・日本の仲裁機関等と連携した在外の企業等を対象としたセミナー等の実施
- ・海外の仲裁機関等と連携
- ・海外の仲裁機関等とMOU締結、連携したセミナー等の実施
- ・在京大使館、外国弁護士等に対する広報
- ・主な裁判例の英訳及び英語での解説の掲載

指標

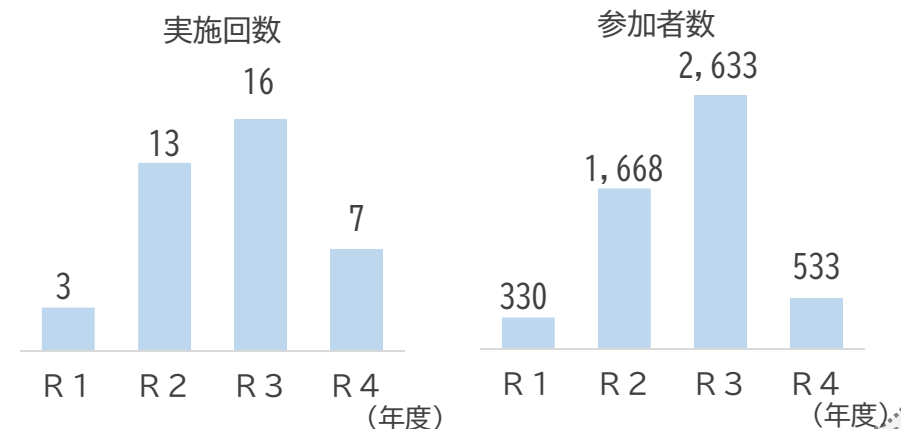
国内の企業等向けセミナー等の実施回数・参加者数

延べ約3,000名以上の参加



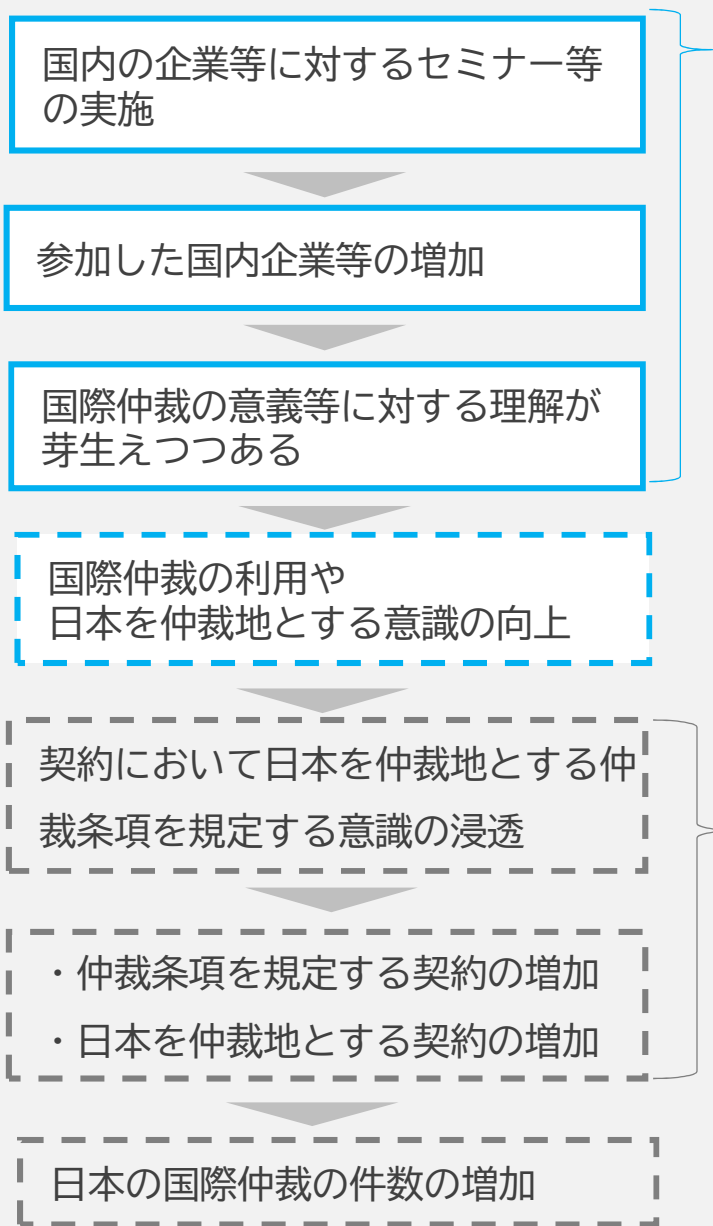
海外の企業等向けセミナー等の実施回数・参加者数

延べ約5,000名以上の参加

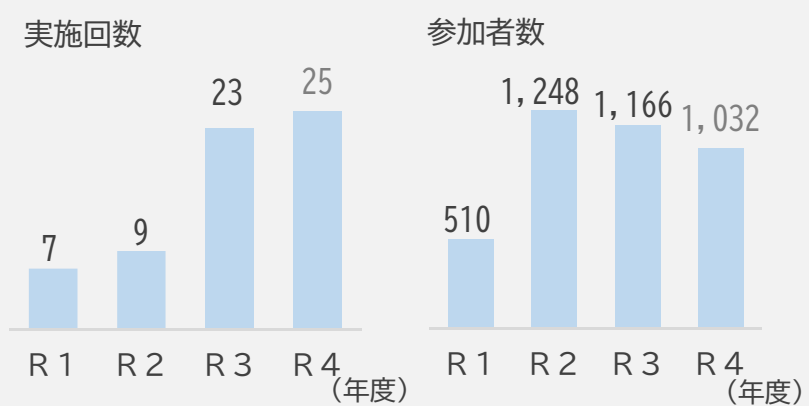


一 アウトカム：国内の企業等における国際仲裁の意義・有用性等に対する理解が進み、国際仲裁の我が国での実施を活性化

国内の企業、弁護士等に、国際仲裁の意義、有用性等に対する理解が芽生えつつあるが、まだ道半ば。



国内の企業等向けセミナー等に延べ約3,000名以上の参加（再掲）



<アンケートで寄せられた企業の声>

- ・ 今まで利用する機会がなかった国際仲裁について、専門家から最新の状況を聞く機会があり参考になった
- ・ 中小企業が仲裁をどのように取り入れて紛争解決に活かせるか、イメージができた
- ・ これまでの仲裁地としてなんとなく双方で決めていた流れを反省した

セミナー参加者の約97% 国際仲裁への理解等が向上したと回答

<セミナー・シンポジウム参加者の声>

- 「日本での取組や、仲裁地として日本のメリットが分かった」（国内）
- 「アジアの契約において、今後は日本商事仲裁協会（JCAA）による仲裁を盛り込んでいきたい」（国内）
- 「海外取引における仲裁の重要性が分かり、活用していこうと感じた」（国内）
- 「仲裁地としてなんとなく双方で決めていた流れを反省する機会となった」（国内）
- 「One good point that Japan has an advantage of safe arbitrations」（海外）

国際仲裁の利用の前段階として、いかにして契約書に日本を仲裁地とする仲裁条項を規定できるかが課題

- ・ 契約書に仲裁条項を規定していない
- ・ 契約交渉で、仲裁地を日本又は仲裁機関を日本のものと主張できていない
- ・ 仲裁地を日本又は仲裁機関を日本のものと主張しても、相手方の反対により交渉に成功していない
- ・ 海外の企業、弁護士等において日本の仲裁機関の利用を含む日本の国際仲裁の魅力等が浸透していない

# 5

## 施設の整備に関する施策の 在り方の検討状況



# 一 施設の整備に関する施策の在り方の検討の目的と取組

**目的** 施設面において持続的に利用者にとって利便性の高い施設の運営を図る

**活動** 委託先機関において仲裁専用施設を開業し、自主運営の実現可能性の調査

**活動目標** 施設の整備に係る政府としての適切な施策の在り方の調査分析

令和2年3月、委託先機関において、東京都心（虎ノ門）に仲裁専用施設（JIDRC東京）を開業

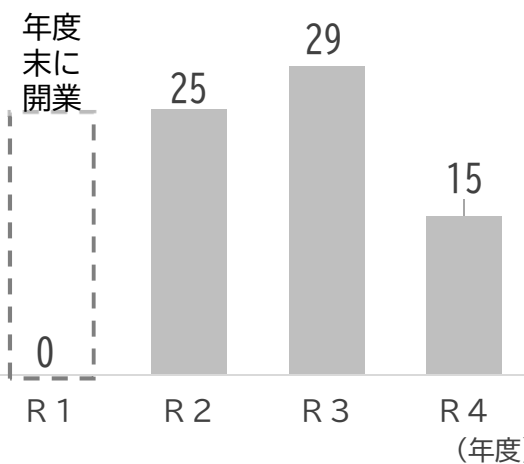
ICT設備の整備、サービスの提供（コロナ禍でのオンライン審理にも対応）

<サービスの提供状況>

AIを利用した自動スクリプトサービス、クラウド上でのファイルマネージングシステム、立会人サービス、テクニカルサポート



仲裁専用施設の利用状況



期間中の取組

ー アウトカム：施設面において持続可能で利用者にとって利便性の高い施設の運営を図る

委託先機関において東京都内に最新のICT設備を備えた施設の開業、サービスの向上が図られた一方で、利用件数に際立った増加は見られておらず、収支面では現在の形での施設の自立運営は現状は困難

調査分析の結果を踏まえ、施設の整備に関する適切な施策の在り方を模索する必要

委託先機関において仲裁専用施設を開業し、自主運営の実現可能性の調査

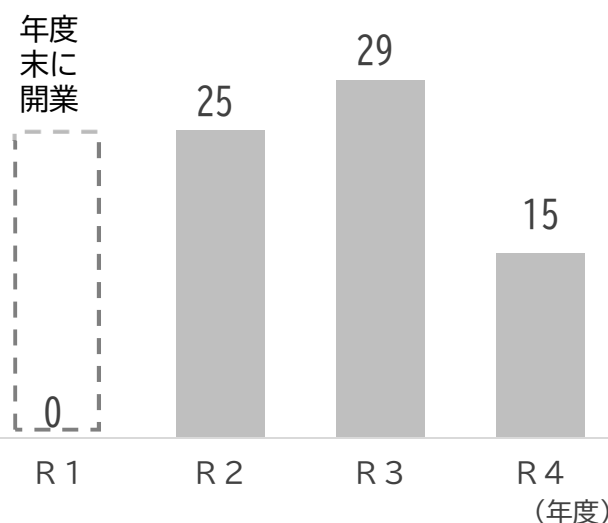
施設の整備に係る政府としての適切な支援の在り方の調査分析

調査分析の結果を踏まえ、施設の整備に関する適切な施策の検討・実施

施設面において持続可能で利用者にとって利便性の高い施設の運営を図る

東京都心（虎ノ門）に仲裁専用施設を開業  
ICT設備の整備、サービスの提供

仲裁専用施設の利用状況（再掲）



# 6

## 関連法制度の整備の状況





# 一 関連法制度の整備の目的と取組

目的

手続面における利用者の利便性の向上

活動

関連法制度の整備

活動  
目標

最新の国際水準に見合った仲裁法等の  
関連法制度が整備される

期間  
中の  
取組

令和2年5月 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（外弁法）改正

→ 外国法事務弁護士及び外国弁護士が代理できる国際仲裁事件の範囲拡大

令和3年10月 仲裁法の改正に関する要綱答申

令和3年12月 デジタルエコノミーにおける紛争解決の実態調査に関するプロジェクト国連総会採択

→ プロジェクト実施のために法務省職員を国連事務局に派遣し、UNCITRALの将来作業として情報収集・検討

令和4年2月 調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱答申

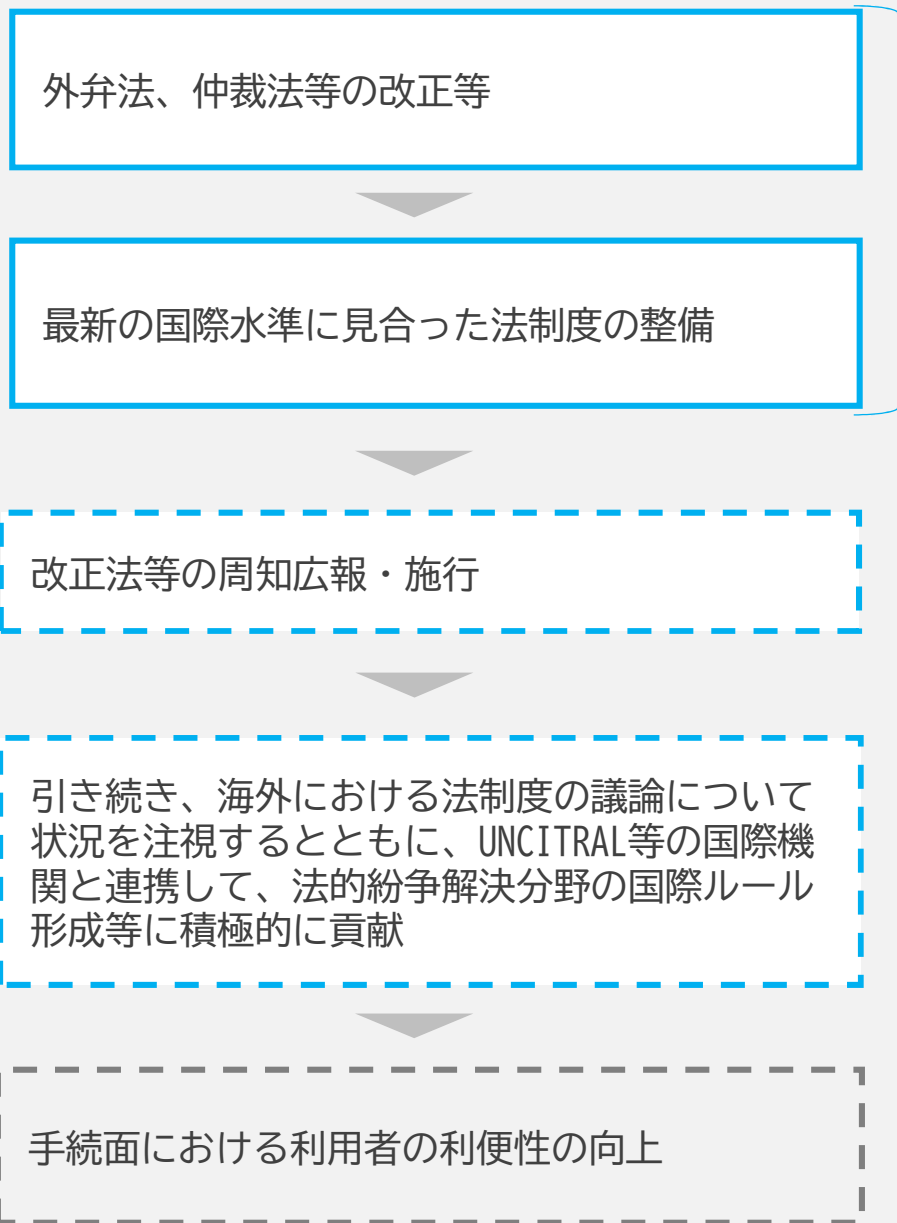
令和5年2月 仲裁法の一部を改正する法律案、調停に関するシンガポール条約実施法案の閣議決定

令和5年4月 仲裁法改正法案、調停に関するシンガポール条約実施法案の成立・公布

→ 最新のUNCITRALモデル法に対応する規律の整備、調停により成立した国際的な和解合意について、裁判所が執行拒否事由の有無を審査し、決定で執行力を付与する規律の整備

# － アウトカム：手続面における利用者の利便性の向上

最新のUNCITRALモデル法に対応する規律等を整備する仲裁法等の改正により、最新の国際水準に見合った関連法制度が整備された



## 外弁法の改正

外国法事務弁護士等で代理可能な範囲の拡大等

- 外国法事務弁護士等が代理可能な「国際仲裁事件」の範囲に関する定義規定を見直し、代理可能な範囲を拡大
- 外国法事務弁護士となるための承認要件の1つである職務経験要件を緩和

## 仲裁法の改正

暫定保全措置命令に基づく強制執行を可能とする制度の創設等

- 仲裁廷が出す権利・証拠を保全するための命令（暫定保全措置命令）の類型・発令要件を整備
- 裁判所が暫定保全措置命令に基づく強制執行等を許す決定（執行等認可決定）の制度を創設
- その他、仲裁合意の書面性を更に緩和

## 最新のUNCITRALモデル法に対応

## 翻訳文の添付の省略

国際仲裁・国際調停に基づき強制執行を申し立てるために必要な裁判所の手続において、裁判所が相当と認めるときに、仲裁判断書・国際和解合意等の翻訳文（日本語）の添付を不要とする

# 7

## 全体の状況・今後の方向性



# 一 全体アウトカム：日本における国際仲裁が活性化する

代表的な商事仲裁機関である日本商事仲裁協会（JCAA）の新規申立件数が引き続き低調であるなど、日本における国際仲裁の円滑な利用を促進する環境が十分に整備されたとは言えず、日本における国際仲裁の**活性化は依然として途上**にある

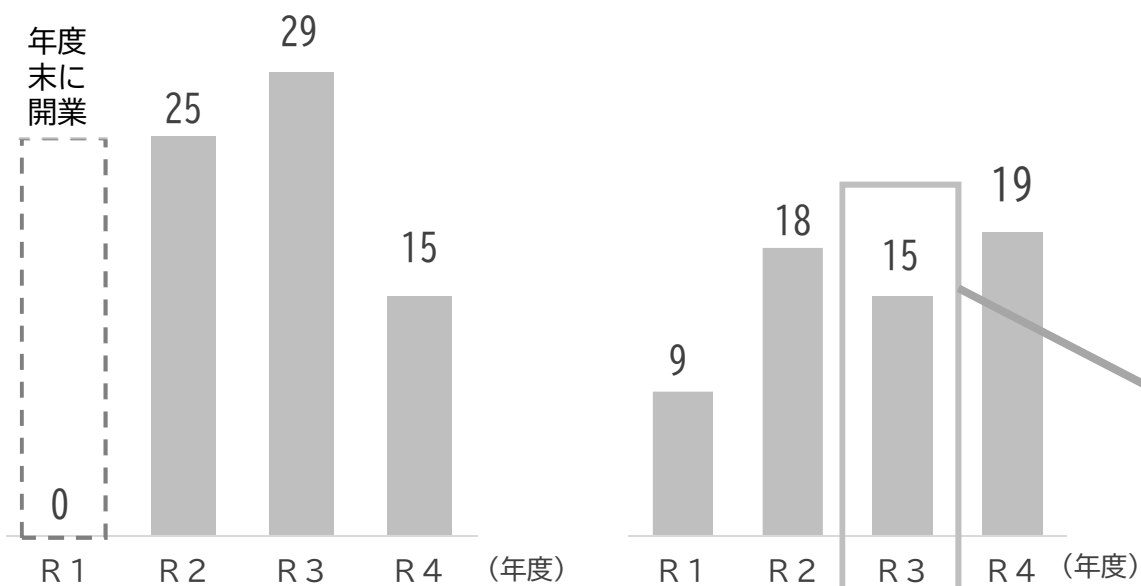
### 日本における国際仲裁の取扱件数及び仲裁件数

### 諸外国との比較（2021年）

※日本の数値のみ年度で計上

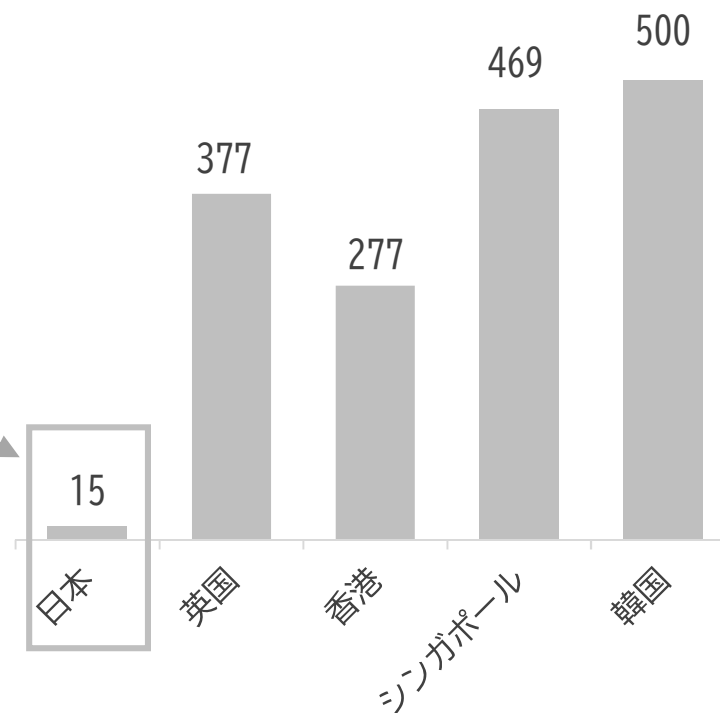
取扱件数及び仲裁件数ともに、際立った増加は見られない

日本の仲裁件数は依然として少ない



JIDRC東京における取扱件数  
(準備手続会を含む)

日本商事仲裁協会(JCAA)における  
新規申立件数



## 一 今後の方向性

### <人材育成>

仲裁人・仲裁代理人として国際仲裁の担い手となることができる人材を増やすことを目的に、関係機関とも連携しながら、特に、学生、司法修習生、若手弁護士等に対して研修等を行うことを通じて、国際仲裁に関心を持つ人材の裾野を広げるとともに、知識・経験・語学力を兼ね備えた人材の輩出に向けた中長期的な取組の実施

### <広報・意識啓発>

国際仲裁の利用の前段階として、いかにして契約書に日本を仲裁地とする仲裁条項を規定できるかという課題を踏まえ、国内外の企業等が我が国における国際仲裁を活用することを促進するために、仲裁の担い手である仲裁機関を始めとする関係機関・関係団体とも連携しながら、国内の企業、弁護士等に対する広報・意識啓発活動を実施するとともに、海外の企業、弁護士等に対する日本の国際仲裁の魅力等を発信する取組の実施

### <施設の整備>

利用件数に際立った増加は見られておらず、収支面では現在の形での施設の自立運営は現状は困難。現状を踏まえ、施設の整備に関する適切な施策の在り方を模索

### <関連法制度の整備>

改正法等の施行に向けて周知広報等を進め、引き続き、海外における法制度の議論について状況を注視するとともに、UNCITRAL等の国際機関と連携して、法的紛争解決分野の国際ルール形成等に積極的に貢献

→ 以上のようなことが考えられるが、いずれにしても、**令和5年度末の調査等業務終了時まで**に**得られる調査、分析の結果等を踏まえ、今後の国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方を検討**

# 経済産業省における国際仲裁活性化に関する取組

## ◆ 企業関係者、経済団体等に対する啓発・広報

### 課題

- 中小企業 ⇒ 国際仲裁が認知されていない可能性  
大企業 ⇒ 国際仲裁を既に利用しているものの、更に効果的に利用するための方策が必ずしも十分ではない可能性

### 取組概要

2021年度以降、法務省、JIDRC、JCAA(日本商事仲裁協会)と連携し、経済産業省が所管する業界団体や海外企業等に対して、啓発・広報ウェビナーを実施。

#### 【業界団体等向け(一部抜粋)】

- ・日本自動車部品工業会(2022年2月)
- ・日本商工会議所青年部(YEG)(2022年3月)
- ・日本ロボット工業会(2022年3月)
- ・日本百貨店協会/チェーンストア協会(2022年6月)
- ・医薬品企業法務研究会(2022年10月)
- ・中小企業診断士(2023年1月)

等

#### 【海外企業、日系企業向け】

- ・シンガポール向け(2021年5月)
- ・タイ向け(2022年2月)
- ・ベトナム向け(2022年10月)

※計19件実施(2023年8月現在)

【国際仲裁実務研究会】 意見交換用 Bullet Points 2023 年 8 月 10 日

高取芳宏(英国仲裁人協会上級認定仲裁人 F.C.I.Arb., 同認定講師 A.F.L.)

1. 「日本」(仲裁地としてだけでなく、人材、ルール等のソフト面を含めて)

を Promotion するための国際的発信の増強

- UNCITRAL による High Technology Dispute Resolution のプロトコール、ガイドライン等ソフト面の議論への積極的インプット

\* イスラエル政府と日本政府による共同提言からの発展

日本型の Civil Law 的仕組み（例えば東京地裁 2 2 部型の専門家と判断権者の協働がいかにかに有効か。促進型だけでなく評価型の調停と仲裁の組み合わせによるスピードアップと効率化等）を積極的にインプットしていくことにより、世界の仲裁マーケット、コミュニティにおいて「日本」の presence を高めることができる。

- Arb.Med.Arb.の拡大における「日本」の主導的役割の推進

法務省、経産省（投資協定仲裁等の推進）、特許庁（SEP 等を含めてのクロスボーダー知的財産紛争）による継続的な共同が重要。

2. 人材育成の具体的な推進と増強

● C.I.Arb.、S.I.Arb.（シンガポールの仲裁人研修機関で C.I.Arb.シンガポール支部とともに政府と共同で人材育成に努める大きな組織）、ICC, AAA/ICDR, JAMS（元裁判官の仲裁人・調停人のリストが豊富）等との連携とフィードバックが重要—仲裁担当件数の経験だけでなく、国際的スタンダードを満たしている日本人仲裁人・調停人の増加が肝要であり、国際的マーケットにおける評判としても重要。

● 仲裁人・A D R実務家だけでなく、ユーザー側（代理人、企業、インハウス）に対する研修が重要（C.I.Arb.、S.I.Arb.等でも実施している）。

残念ながら、仲裁・調停のプラクティスを誤解している弁護士（中途半端に仲裁を経験した人等）、チャンスを逃している企業が多い。

● 法科大学院、大学、司法研修所等での教育、研修、啓発が重要。

● 教える側、研修する側の「日本」における人材・リソースの拡大も重要。

例えば C.I.Arb.の A F L（Approved Faculty List）への人材投入により、

研修の実効性、便宜性が高まるだけでなく、仲裁 Community における

「日本」の Presence が高まる。

● 裁判所（研修所だけでなく中目黒のビジネスコートも含めて）との協力も重要—仲裁関連の紛争解決（執行、取り消し、執行拒絶関連）だけでなく、仲裁人・調停人の人材リソースとしても重要。



JAA 等日本の機関では迅速・柔軟に国際的スタンダードを供給することに限界があるので、C.I.Arb.や JAMS との協力等が現状では不可欠。

3. JIDRC の開設と 5 か年事業のポジティブ側面・成果の積極的発信と将来の展望の発信が不可欠。

● 東京施設閉鎖（大阪は継続している）のみが強調・発信され、ポジティブな側面が隠れてしまい、適切に発信されていない。—オンラインプロトコルの策定とウェブページへのアップ、仲裁研修動画、海外仲裁機関との連携を含む多数のセミナー、啓発活動、CIArb. JAA と連携した人材育成プログラム、司法修習生に対する研修の実施等。

● 5 か年の成果・ポジティブ面は継続・発展させるべきであり（JAA との共同、ないしは移行と予算付け）、国際的マーケット、コミュニティに発信が必要。

以上